

令和 6 年度中小企業等環境問題対策調査 容器包装リサイクル推進調査

(容器包装廃棄物使用合理化調査、
再商品化義務履行状況調査及び
容器包装リサイクル関連調査)

報告書

令和 7 年 2 月

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所

目次

1. 調査の背景及び目的	1
2. 調査の概要	1
2.1 容器包装廃棄物使用合理化調査	1
2.2 再商品化義務履行状況調査	1
2.3 容器包装リサイクル法関連調査	1
2.4 有識者会議等運営支援	2
3. 調査結果	3
3.1 容器包装廃棄物使用合理化調査	3
3.1.1 定期報告整理台帳の作成	3
3.1.2 容器包装使用量分析	3
3.1.3 種類別のプラスチック製買物袋	26
3.1.4 まとめ	29
3.1.5 定期報告に関する効果的・効率的集計のための方策	30
3.2 再商品化義務履行状況調査	32
3.2.1 アンケート実施期間	32
3.2.2 アンケート回収数	32
3.2.3 電話による調査票受領確認及び回答依頼結果	32
3.2.4 回答結果	33
3.2.5 アンケート実施上の課題と事業者の適切な再商品化義務履行に向けた課題	34
3.3 容器包装リサイクル法関連調査	36
3.3.1 容器包装リサイクル制度の施行状況等についてのアップデート等	36
3.3.2 容器包装リサイクル法制度関連調査	37
3.4 有識者会議等運営支援	48
3.4.1 日時、場所	48
3.4.2 出席者	48
3.4.3 議題	49
3.4.4 議事概要	49
参考資料 1 再商品化義務履行状況調査に関するアンケート調査票	50
参考資料 2 容器包装リサイクル制度の施行状況等についてのアップデート結果	52

1. 調査の背景及び目的

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）に関して、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルワーキンググループ及び中央環境審議会循環型社会部会容器包装の3R推進に関する小委員会合同会合における検討を経て、平成28年5月に容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書が取りまとめられた。同報告書を踏まえ、本事業では、容器包装廃棄物の使用合理化調査をはじめ、再商品化義務履行状況調査及び容器包装リサイクル関連調査を行い、容器包装リサイクル法の効率的な運用や改善に資する視座を得ることを目的とする。

具体的に、容器包装廃棄物の使用合理化調査では、容器包装利用事業者の業種別、売上高別等と容器包装に用いられる素材及び量等との関係を調査し、容器包装の現状把握に結びつける。再商品化義務履行状況調査では、経済産業省が選定する再商品化義務履行が必要と考えられる事業者に対しアンケートを行い、当該事業者の再商品化義務履行の必要性等を調査する。容器包装リサイクル関連調査では、容器包装リサイクル制度の施行状況等を把握するため、令和5年度委託調査（容器包装リサイクル推進調査＜容器包装廃棄物使用合理化調査、容器包装リサイクル関連調査及び容器包装利用・製造等実態把握可能性調査＞）の結果（契約締結後別途提供）をもとに、容器包装リサイクル制度の施行状況等についてのアップデートを行う。また、現在の容器包装リサイクル制度の課題の抽出を行う。

2. 調査の概要

2.1 容器包装廃棄物使用合理化調査

令和6年度に提出された容器包装リサイクル法に基づく定期報告の受付、審査、督促、情報の集計表への入力及び集計を行った。入力に当たっては過年度データとの隔たりについても確認を行い、容器包装の使用量、原単位の推移、5年平均原単位変化率、取組事項等、事業者全体の傾向について分析を行った。なお、前年度調査と明確な差異が確認された等の事業者にはヒアリング調査等を行った。

2.2 再商品化義務履行状況調査

再商品化義務履行が必要と考えられる100事業者程度に対して、特定事業者の要件への該当性を確認するためアンケート調査を実施した。特定事業者の該当性を確認するため、容器包装の利用状況や事業規模等を確認するアンケート調査票を作成し、再商品化義務履行が必要と考えられる事業者を対象に、調査票及びパンフレット等を郵送し、回答も郵送で返送する方法で行った。なお、アンケート未回答者に対しては電話等により少なくとも3回にわたって、調査協力の依頼・督促を行い、結果を一覧表に整理し、回収率は40%以上を目標とした。

2.3 容器包装リサイクル法関連調査

令和5年度委託調査の結果をもとに容器包装リサイクル制度の施行状況等についてのアップデート等を行った。また、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行状況の影響や平成28年5月に取りまとめられた「容器包装リサイクル制度の評価・検討に関する報告書」などを踏まえ、容器包装リサイクル制度の効率的な運用や改善に資する情報等を整理し、現在の容器包装リサイクル

制度に係る課題の抽出を行った。これらの分析時には必要に応じて、関係団体等（公益財団法人、省庁）にヒアリングを実施した。

2.4 有識者会議等運営支援

令和 6 年 9 月 26 日に開催された「第 2 回 産業構造審議会 イノベーション・環境分科会 資源循環経済小委員会 容器包装リサイクルワーキンググループ」について、議事録作成や委員からの質問に対する回答の検討等の会議運営支援を実施した。

3. 調査結果

3.1 容器包装廃棄物使用合理化調査

容器包装リサイクル法第7条の6に基づき、容器包装多量利用事業者より提出のあった定期報告の記載内容（容器包装を用いた量や容器包装の使用合理化のために実施した取組等）を集約し、事業者全体の傾向について整理分析を行った。

3.1.1 定期報告整理台帳の作成

定期報告書は、提出された年度ごとに、定期報告書に記載されているすべての情報を入力した「定期報告整理台帳」を作成しなければならない（事業者からの修正連絡や疑義照会において修正が発生した場合は、適宜修正を行うが、基本的には定期報告書に記載されたとおりに入力するものである）。このため、令和6年度に事業者が提出した定期報告書のデータを、「定期報告整理台帳」に入力し、令和6年度分の定期報告整理台帳を作成した。

データを入力する際には、過去の個社のデータと令和6年度提出分のデータの紐付けを行い、個社ごとに過年度データと比較を行うことができるようにした。

さらに、定期報告書に記載変動があった場合等、確認すべき事業者データを抽出し、適宜データの修正等を実施した。

3.1.2 容器包装使用量分析

3.1.1 で作成した定期報告整理台帳をもとに、容器包装の使用量や原単位の推移、5年平均原単位変化率、取組事項等、事業者全体の傾向について分析を行った。

(1) 定期報告における提出状況

H23年度報告（H22実績）からR6年度報告（R5実績）において、定期報告を提出した全事業者の業種割合は、図1及び表1の通りである。

経年的に見るとR2実績以前は飲食料品小売業が全体の60%程度、各種商品小売業は30%程度で推移しているものの、R3及びR4実績で飲食料品小売業の割合が増加、各種商品小売業が減少に転じ、R5実績ではR4実績と同等の割合となって、飲食料品小売業が70%程度、各種商品小売業が20%程度を占める結果となった。

直近のR6年度報告（R5実績）においては、提出事業者数が633であった。（表1）近年の報告事業者数はR4年度報告（R3実績）の572事業者より2年連続で増加しており、コロナ流行時点（R3年度報告（R2実績））以降では最多数となっている。近年は、人流・物流が停滞したことにより消費が落ち込み、容器包装使用量も減少に転じていたが、コロナの影響が緩和されるに従い、経済活動も回復したことで、各事業者における容器包装使用量が増加したと推測される。一方で、近年の報告事業者数はR3年度報告（R2実績）以前の同値よりも少ない。このことは、昨今の各主体での容器包装使用量削減に向けた取組の成果が表れていることが考えられる。

提出事業者数の構成はR5年度報告（R4実績）と大きな変化はなく、飲食料品小売業が約70%、次いで各種商品小売業が約20%となっている。

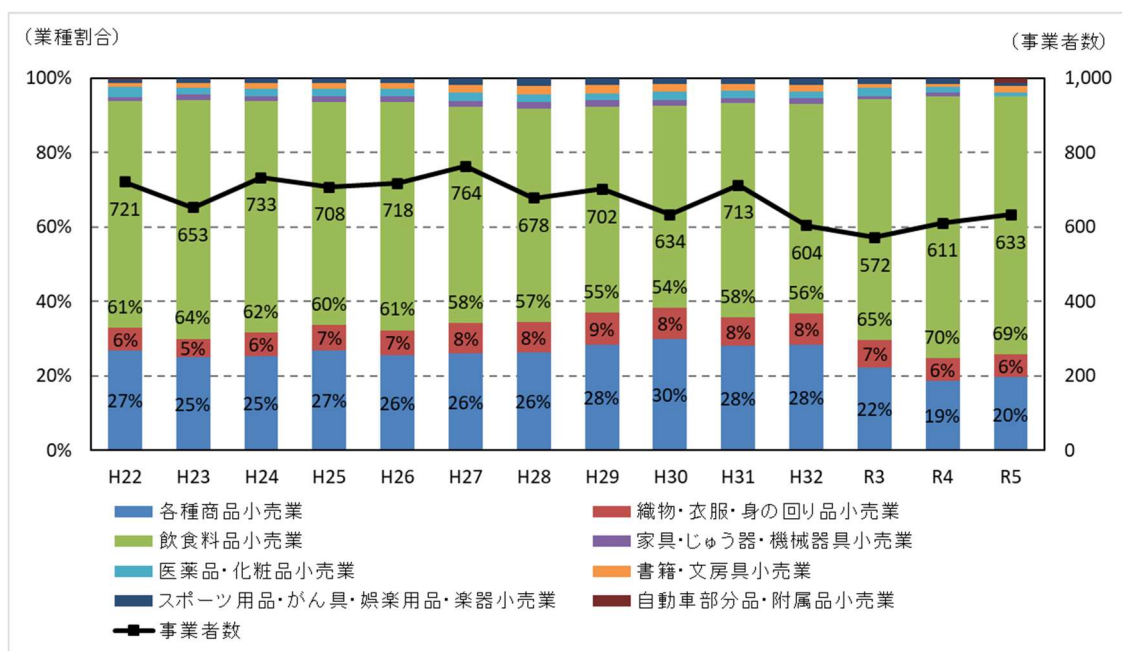


図 1 提出事業者数の推移と内訳 (H22～R5 実績)

表 1 提出事業者数の推移とその内訳 (H22～R5 実績)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	R3	R4	R5
各種商品小売業	193	163	185	190	184	200	178	199	190	201	172	127	114	124
繊維・衣服・身の回り品小売業	44	33	47	48	48	61	56	61	53	54	50	42	38	40
飲食料品小売業	439	419	456	425	441	444	389	389	344	411	341	371	430	439
家具・じゅう器・機械器具小売業	9	9	10	11	11	12	11	11	10	9	9	4	6	0
医薬品・化粧品小売業	19	12	15	15	14	17	15	14	14	14	11	13	9	6
書籍・文房具小売業	8	9	10	10	11	16	16	15	13	13	10	6	5	11
スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業	8	8	10	9	9	14	13	13	10	11	11	9	9	5
自動車部分品・附属品小売業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
事業者数	721	653	733	708	718	764	678	702	634	713	604	572	611	633

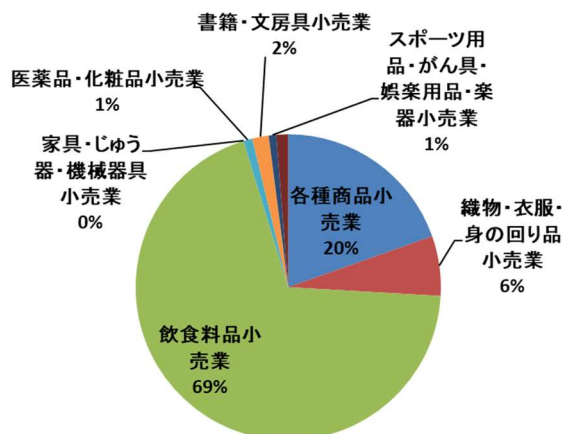


図 2 提出事業者数の業種別内訳 (R5 実績) (N=633)

(2) 容器包装使用原単位の増加事業者の分析

事業者より提出されたすべての定期報告データの集計に先立ち、容器包装の使用原単位が昨年度と同指標と比較して増加している事業者 42 社について先行して集計し、リスト化及び変動要因の検討を実施した。使用原単位は特にプラスチック製容器包装及び紙製容器包装に着目し、プラスチック製容器包装かつ紙製容器包装、またはプラスチック製容器包装の使用原単位増加事業者を分析対象企業として選定している。また併せて、プラスチック製容器包装及び紙製容器包装の使用原単位の R1～R5 の 5 年間変動を確認し、同期間にあったコロナウイルスの流行、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環促進法）施行が各使用原単位の変動に影響を与えていないかを検証した。

① 使用原単位昨年度比増加企業

本調査で対象とした 42 社のうち、昨年度比でプラスチック製容器包装及び紙製容器包装の使用原単位がともに増加した企業は 13 社で、プラスチック製容器包装の昨年度比使用原単位のみが増加した企業は 29 社であった。

使用原単位の増加要因を分析するため、上記結果より容器包装使用量の増減と、当該容器包装を用いた量と密接な関係をもつ値の増減を比較したところ、以下のように分類された。（表 2）

表 2 使用原単位増加要因の分類

パターン	分類
①	密接な値が減少または不変であるが、容器包装使用量は増加
②	密接な値が増加するとともに、容器包装使用量も増加
③	密接な値が減少するとともに、容器包装使用量も減少

本調査で対象とした 42 社について上記の分類結果を表 2 及び表 2 に示す。プラスチック製容器包装使用原単位増加企業として対象とされた 29 社のうち 1 社はプラスチック製容器包装使用量の昨年度比データが得られなかったことから分類の対象外としたため、同項目については 28 社を対象として分類している。

表 3 プラスチック製容器包装及び紙製容器包装の使用原単位増加企業の分類

	パターン①	パターン②	パターン③
プラスチック製容器包装使用原単位増加企業	4 社	4 社	5 社
紙製容器包装使用原単位増加企業	5 社	4 社	4 社

表 4 プラスチック製容器包装及び紙製容器包装の使用原単位増加企業の分類

	パターン①	パターン②	パターン③
プラスチック製容器包装使用原単位増加企業	11 社	12 社	5 社

上記分類の中で特にパターン①は容器包装使用量の削減が適切に推進されているのか調査が必要であるとして、詳細調査の対象候補として設定した。昨年度比容器包装使用原単位の増加率が特に大きい企業 10 社を対象にヒアリング調査を実施し、使用原単位の変動要因等を個別調査した。ヒアリング調査の結果は「定期報告に関する効果的・効率的集計のための方策（表 18）」に反映している。

② 使用原単位 5 年間変動

本調査で対象とした 42 社について、R1～R5 の 5 年間における使用原単位の変動傾向を表 3 及び表 4 に示す。プラスチック製容器包装使用原単位増加企業として対象とされた 29 社のうち 1 社はプラスチック製容器包装使用原単位の経年データが得られなかったことから分類の対象外としたため、同項目については 28 社を対象として分類している。

表 3 プラスチック製容器包装及び紙製容器包装使用原単位増加企業の 5 年間変動傾向

		プラスチック製容器包装使用原単位	
		減少	増加または同等
紙製容器包装 使用原単位	減少	3 社	2 社
	増加または同等	6 社	2 社

表 4 プラスチック製容器包装使用原単位増加企業の 5 年間変動傾向

プラスチック製容器包装使用原単位	
減少	増加または同等
19 社	9 社

(3) 容器包装使用量の推移

① 提出全事業者

容器包装の使用量の推移は図 3 及び図 4 に示すとおりである。

容器包装全体で見ると、図 3 のとおり H29 年度報告（H28 実績）までは 40 万トン以下であったが、H30 年度報告（H29 実績）に大きく増加し、その後も増減を繰り返し R6 年度報告（R5 実績）では約 61 万トンとなった。

事業者あたりの容器包装使用量の推移は図 4 のとおり、H29 年度報告（H28 実績）まで約 500 トンで推移していたが、H30 年度報告（H29 実績）より大きく増加し、R6 年度報告（R5 実績）では最も多く約 959 トンとなった。R6 年度報告（R5 実績）で事業者あたりの容器包装使用量が増加したことは、新型コロナウイルス感染症の影響により、個包装の増加や通販・宅配需要の拡大が容器包装

の使用量に大きく影響を与えたと考えられる。他方で直近では、新型コロナウイルス感染症が一旦終息したことで人流、物流が回復した。その結果として消費が増加したことに伴い、容器包装使用量が増加したことが一因として考えられる。また、テイクアウトの増加や衛生面の観点等からバラ売りを廃止し個包装を採用する動きが続いていることなど、新型コロナウイルス感染症がライフスタイルに与えた影響が現在でも一部残っていることも容器包装使用量が増加した要因として考えられる。

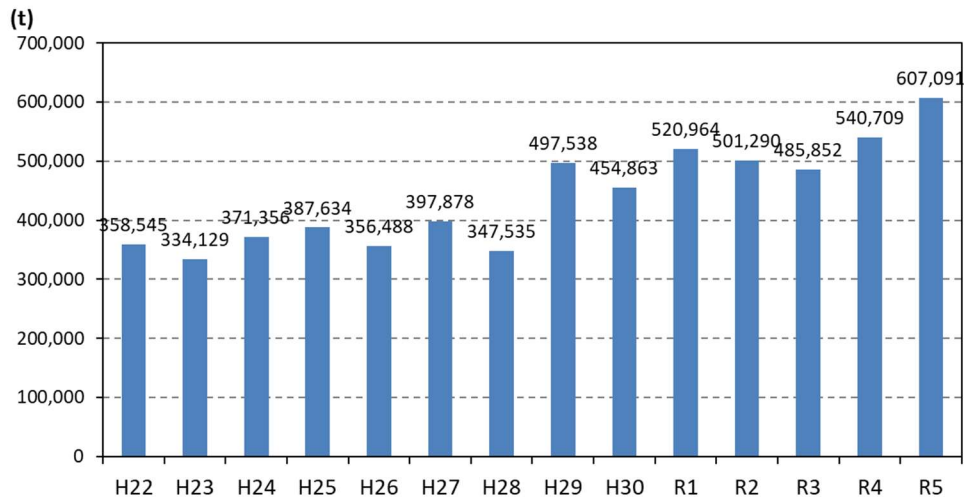


図 3 容器包装を用いた量の推移 (H22～R5 実績) 【提出全事業者】

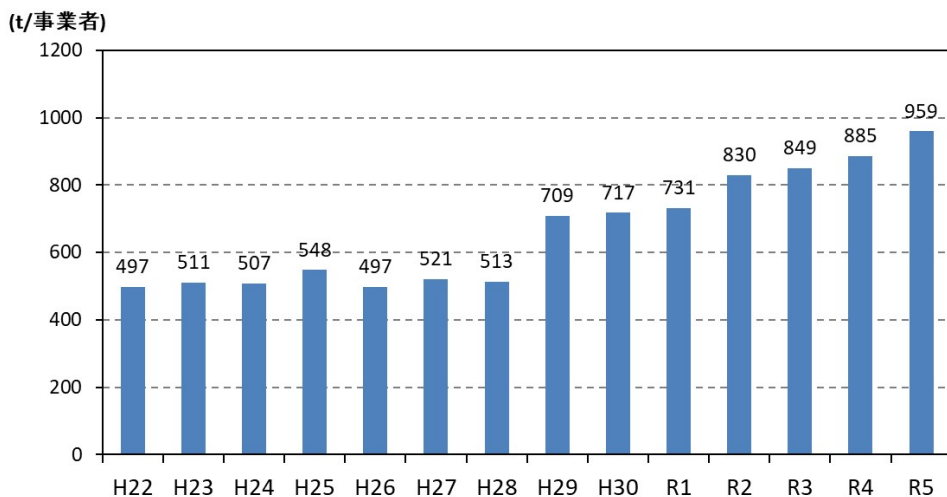


図 4 事業者あたりの容器包装を用いた量の推移 (H22～R5 実績) 【提出全事業者】

次に、業種別の使用量の推移について、容器包装使用量全体に占める各業種の変化率をみるため、報告された容器包装使用量の総量の前年度増減分に占める業種別の容器包装を用いた量の前年度からの増減分の割合を当該業種の寄与度として分解（寄与度分解）を行った。（図 5）

H23 年度報告（H22 実績）から増減を繰り返し、R6 年度報告（R5 実績）では前年度比＋12.3%となった。業種別では「飲食料品小売業」が＋8.2%、「各種商品小売業」が＋3.0%と増加に寄与した。

飲食料品小売業が増加した要因は、新型コロナウイルス感染症の影響による消費者の経済活動の低下からは回復しつつもテイクアウトや個包装等の需要が続いていることが一因と考える。

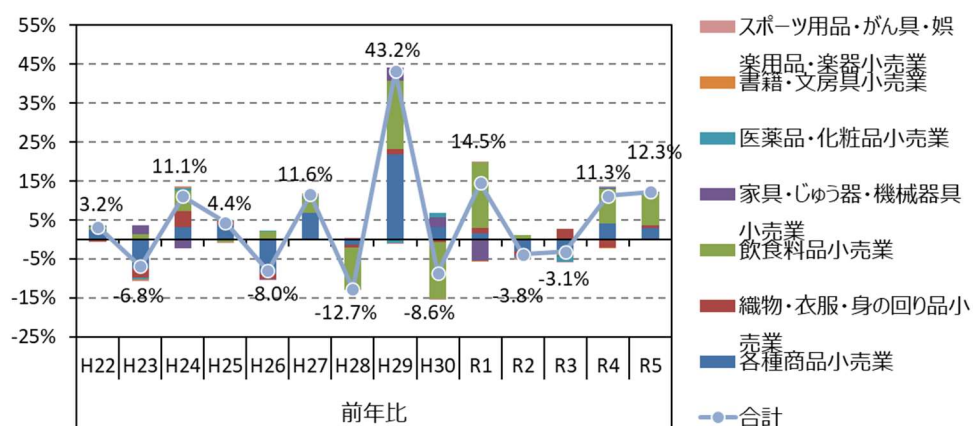


図 5 業種別容器包装を用いた量の推移（寄与度分解）（H22～R5 実績）【提出全事業者】

表 5 業種別容器包装を用いた量の推移（寄与度分解）（H22～R5 実績）【提出全事業者】

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	R3	R4	R5
各種商品小売業	2.6%	-7.4%	3.2%	3.9%	-8.9%	6.7%	-1.4%	21.9%	3.3%	1.6%	-2.9%	-2.8%	4.1%	3.0%
繊維物・衣服・身の回り品小売業	-0.4%	-2.2%	4.1%	0.6%	-1.1%	-0.1%	-0.6%	1.3%	-0.6%	1.3%	-1.0%	2.7%	-2.1%	0.6%
飲食料品小売業	0.5%	1.4%	5.2%	-0.7%	2.2%	3.7%	-10.7%	17.5%	-14.7%	17.0%	1.2%	-1.3%	8.9%	8.2%
家具・じゅう器・機械器具小売業	0.3%	2.2%	-2.3%	0.2%	-0.1%	0.2%	0.0%	3.5%	2.5%	-5.4%	-0.3%	-0.2%	0.3%	0.2%
医薬品・化粧品小売業	0.3%	-0.6%	0.8%	0.3%	0.1%	0.6%	0.2%	-0.9%	1.1%	-0.1%	-0.5%	-1.4%	0.1%	0.4%
書籍・文房具小売業	0.0%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	-0.2%	-0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	0.0%	-0.1%	0.0%
スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.1%	0.3%	0.1%	-0.1%	-0.2%	0.1%	-0.1%	0.0%	0.1%	-0.1%
合計	3.2%	-6.8%	11.1%	4.4%	-8.0%	11.6%	-12.7%	43.2%	-8.6%	14.5%	-3.8%	-3.1%	11.3%	12.3%

(t)

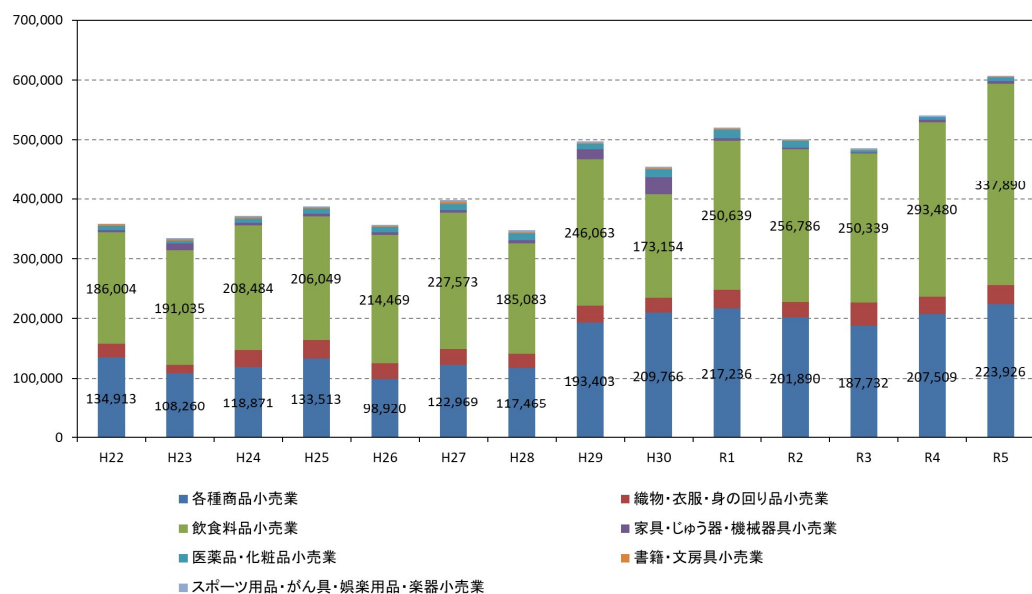


図 6 業種別容器包装を用いた量の推移【提出全事業者】

表 6 業種別容器包装を用いた量の推移と提出事業者数（H22～R5 実績）【提出全事業者】

単位：提出事業者は（社）、それ以外は（t）

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	R3	R4	R5
N（提出事業者数）	721	654	733	708	718	764	678	702	634	713	604	572	611	633
各種商品小売業	134,913	108,260	118,871	133,513	98,920	122,969	117,465	193,403	209,766	217,236	201,890	187,732	207,509	223,926
繊維・衣服・身の回り品小売業	22,827	14,789	28,523	30,728	26,343	25,828	23,397	27,981	24,883	30,572	25,426	38,971	28,763	31,819
飲食料品小売業	186,004	191,035	208,484	206,049	214,469	227,573	185,083	246,063	173,154	250,639	256,786	250,339	293,480	337,890
家具・じゅう器・ 機械器具小売業	3,954	11,785	4,035	4,908	4,357	4,985	4,807	17,099	29,546	4,853	3,207	2,182	3,818	4,920
医薬品・化粧品小売業	6,750	4,543	7,214	8,340	8,706	10,710	11,488	8,386	13,838	13,565	10,848	3,681	4,185	6,125
書籍・文房具小売業	2,515	2,217	2,373	2,281	2,195	3,096	2,142	1,912	1,743	1,582	904	900	409	383
スポーツ用品・がん具・ 娯楽用品・楽器小売業	1,583	1,500	1,856	1,815	1,497	2,716	3,152	2,694	1,933	2,516	2,230	2,048	2,544	2,027
総量	358,545	334,129	371,356	387,634	356,488	397,878	347,535	497,538	454,863	520,964	501,290	485,852	540,709	607,091

注）業種別容器包装使用量の合計値と総量は誤差が生じる場合がある（事業者毎の容器包装別の合算値≠合計量であるため（四捨五入等の影響））。

次に、容器包装別の使用量推移について、容器包装使用量全体に占める各容器包装の変化率をみるため、報告された容器包装使用量の総量の前年度増減分に占める業種別の容器包装を用いた量の前年度からの増減分の割合を当該業種の寄与度として分解（寄与度分解）を行った。（図 7）

素材別容器包装使用量全体としての推移は図 4 と同様、H23 年度報告（H22 実績）から増減を繰り返し、R6 年度報告（R5 実績）では 11.2%増加した。内訳はプラスチック製容器包装（袋を除く）の+9.8%が増加に大きく寄与した。この要因も業種別容器包装使用量の推移と同様、新型コロナウイルス感染症の影響による消費者の経済活動の低下からの回復によるものと、テイクアウトに加え、惣菜、ベーカリー、調剤などで個包装等の需要が続いていることが増加要因と推察する。

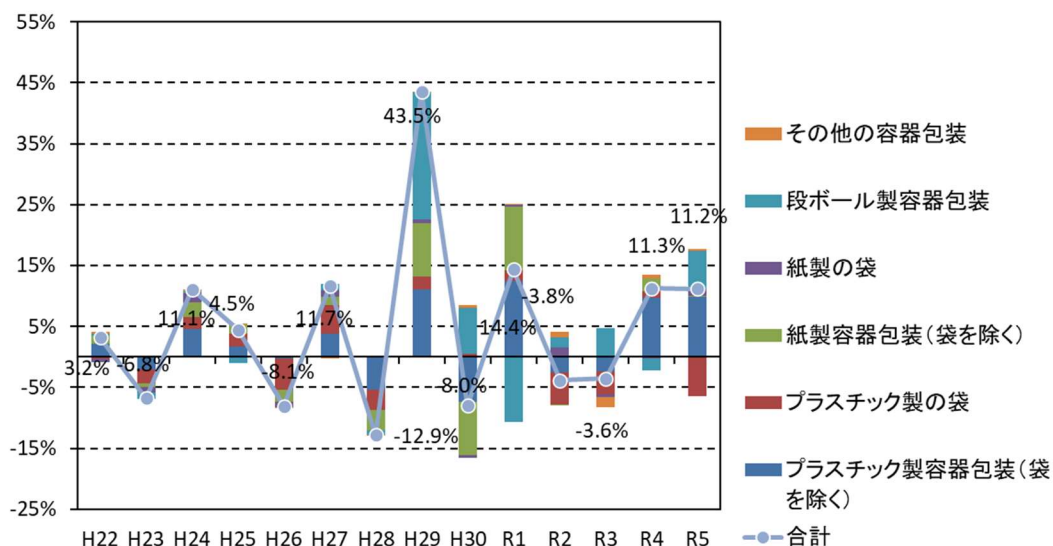


図 7 素材別容器包装を用いた量の推移（寄与度分解）（H22～R5 実績）【提出全事業者】

表 7 素材別容器包装を用いた量の推移（寄与度分解）（H22～R5 実績）【提出全事業者】

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	R3	R4	R5
プラスチック製容器包装（袋を除く）	2.1%	-2.0%	4.5%	1.8%	-0.2%	3.8%	-5.4%	11.0%	-7.3%	12.5%	-2.5%	-2.4%	9.8%	9.8%
プラスチック製の袋	-0.3%	-2.3%	2.0%	2.0%	-5.2%	4.8%	-3.4%	2.2%	0.5%	1.7%	-5.3%	-3.6%	1.1%	-6.5%
紙製容器包装（袋を除く）	1.3%	-0.7%	2.4%	1.4%	-2.0%	1.4%	-3.2%	8.8%	-8.9%	10.4%	-0.2%	0.2%	2.1%	0.2%
紙製の袋	-0.6%	-0.9%	1.5%	-0.1%	-0.8%	0.9%	0.0%	0.6%	-0.4%	0.4%	1.6%	-0.6%	-0.3%	1.0%
段ボール製容器包装	0.4%	-1.1%	0.3%	-0.8%	0.2%	1.1%	-0.8%	20.8%	7.6%	-10.7%	1.7%	4.6%	-1.9%	6.4%
その他の容器包装	0.2%	0.2%	0.3%	0.2%	-0.1%	-0.3%	0.0%	0.1%	0.4%	0.1%	0.9%	-1.6%	0.6%	0.2%
合計	3.2%	-6.8%	11.1%	4.5%	-8.1%	11.7%	-12.9%	43.5%	-8.0%	14.4%	-3.8%	-3.6%	11.3%	11.2%

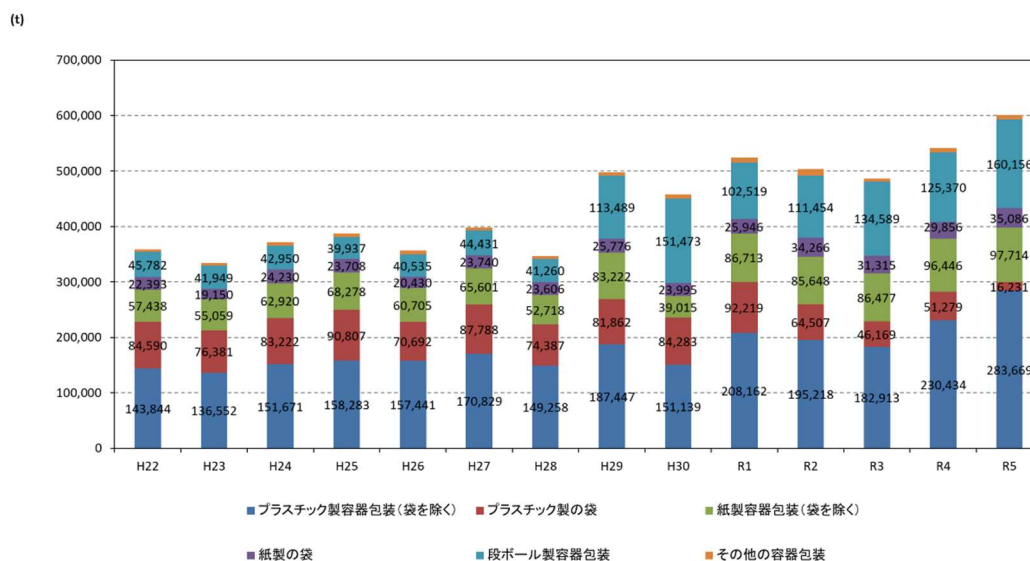


図 8 素材別容器包装を用いた量の推移（H22～R5 実績）【提出全事業者】

表 8 素材別容器包装を用いた量の推移と事業者数（H22～R5 実績）【提出全事業者】

単位：提出事業者は（社）、それ以外は（t）

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	R3	R4	R5
N（提出事業者数）	721	654	733	708	718	764	678	702	634	713	604	572	611	633
プラスチック製容器包装（袋を除く）	143,844	136,552	151,671	158,283	157,441	170,829	149,258	187,447	151,139	208,162	195,218	182,913	230,434	283,669
プラスチック製の袋	84,590	76,381	83,222	90,807	70,692	87,788	74,387	81,862	84,283	92,219	64,507	46,169	51,279	16,231
紙製容器包装（袋を除く）	57,438	55,059	62,920	68,278	60,705	65,601	52,718	83,222	39,015	86,713	85,648	86,477	96,446	97,714
紙製の袋	22,393	19,150	24,230	23,708	20,430	23,740	23,606	25,776	23,995	25,946	34,266	31,315	29,856	35,086
段ボール製容器包装	45,782	41,949	42,950	39,937	40,535	44,431	41,260	113,489	151,473	102,519	111,454	134,589	125,370	160,156
その他の容器包装	4,532	5,080	6,213	6,802	6,602	5,581	5,533	5,825	7,942	8,194	12,680	4,389	7,325	8,267
合計	358,578	334,171	371,206	387,816	356,406	397,970	346,761	497,620	457,847	523,753	503,772	485,852	540,709	601,123

注）業種別容器包装使用量の合計値と総量は誤差が生じる場合がある（事業者毎の容器包装別の合算値≠合計量であるため（四捨五入等の影響））。

② 連続提出事業者

14 年連続提出事業者で継続比較が可能な 167 業者の、業種割合は図 9 に示すとおりである。直近の R6 年度報告（R5 実績）では、全提出事業者の傾向と同様、飲食料品小売業が 63%と最も高く、次いで各種商品小売業が 26%、織物・衣服・身の回り品小売業が 6%であった。

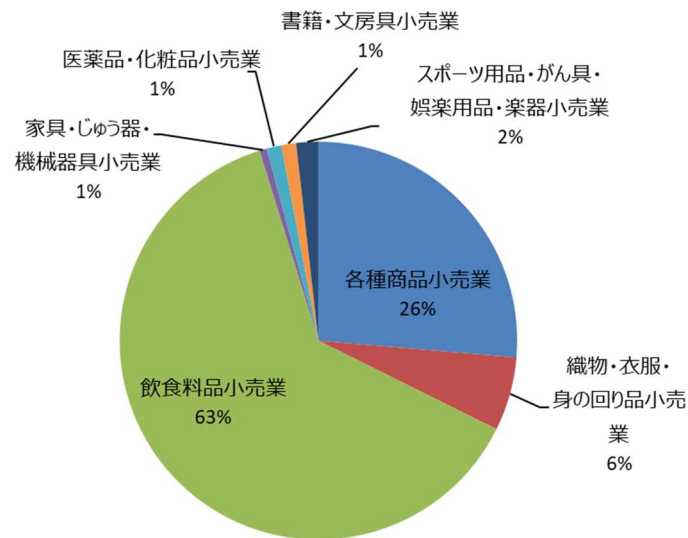


図 9 提出事業者の業種別内訳（R5 実績）（N=167）

容器包装の使用量の推移は図 10 に示すとおりである。

容器包装全体でみると、H23 年度報告（H22 実績）以降緩やかに増減を繰り返しており、R6 年度報告（R5 実績）は R5 年度報告（R4 実績）よりも 6 千トン減少した。容器包装使用量は R4 年度（R3 実績）よりも 2 年連続で減少しており、R4 年度 4 月からの「プラスチック資源循環促進法」の施行に伴い、減量化や包装の簡素化が進められたものと推察される。

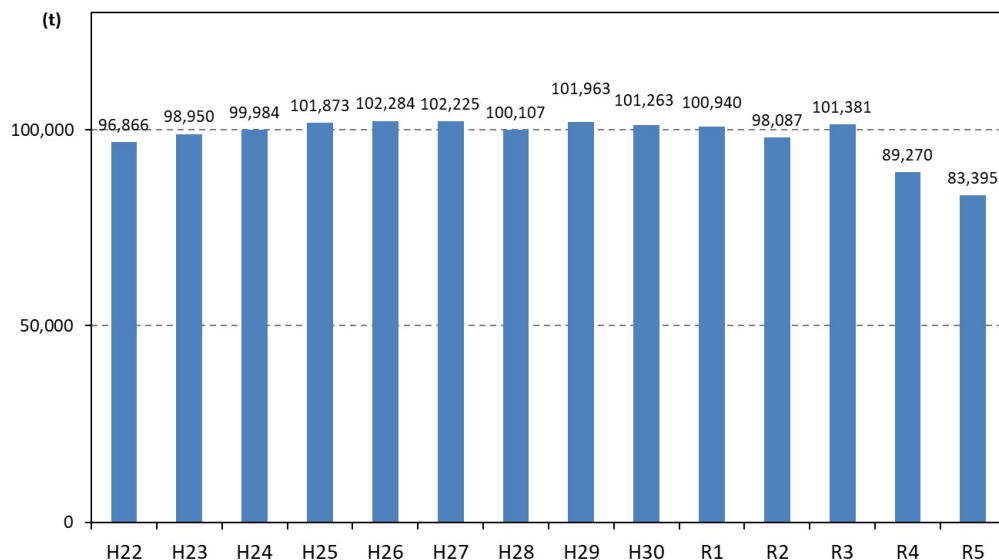


図 10 容器包装を用いた量の推移（H22～R5 実績）【連続提出事業者】

次に、業種別の使用量の推移について、容器包装使用量全体に占める各業種の変化率をみるため、報告された容器包装使用量の総量の前年度増減分に占める業種別の容器包装を用いた量の前年度からの増減分の割合を当該業種の寄与度として分解（寄与度分解）を行った。（図 11）

容器包装使用量全体では H23 年度報告（H22 実績）以降増加傾向を示していたが、R6 年度報告（R5 実績）では減少しており、飲食料品小売業による減少が 5.6 千トンと最も大きく寄与していた。

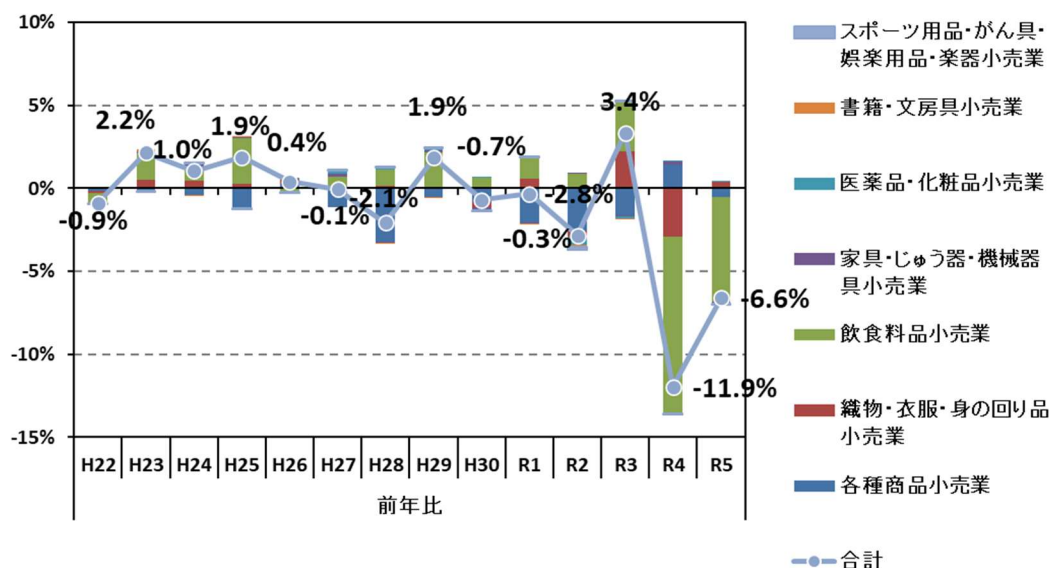


図 11 業種別容器包装を用いた量の推移（寄与度分解）（H22～R5 実績）【連続提出事業者】

表 9 業種別容器包装を用いた量の推移（寄与度分解）（H22～R5 実績）【連続提出事業者】

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	R3	R4	R5
各種商品小売業	-0.2%	-0.2%	-0.4%	-1.2%	0.3%	-1.1%	-3.2%	-0.5%	-0.8%	-2.1%	-2.6%	-1.6%	1.4%	-0.5%
繊維・衣服・身の回り品小売業	-0.1%	0.5%	0.5%	0.3%	0.3%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.3%	0.6%	-0.4%	2.2%	-2.9%	0.4%
飲食料品小売業	-0.6%	1.6%	0.9%	2.7%	-0.2%	0.6%	1.0%	2.1%	0.7%	1.3%	0.9%	3.0%	-10.6%	-6.3%
家具・じゅう器・機械器具小売業	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.2%	0.0%	0.1%	-0.2%	-0.1%	0.0%	-0.1%	0.2%	-0.2%
医薬品・化粧品小売業	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	-0.4%	-0.1%	0.1%	0.1%
書籍・文房具小売業	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%
スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	0.0%	-0.2%	0.0%	-0.1%	0.0%
合計	-0.9%	2.2%	1.0%	1.9%	0.4%	-0.1%	-2.1%	1.9%	-0.7%	-0.3%	-2.8%	3.4%	-11.9%	-6.6%

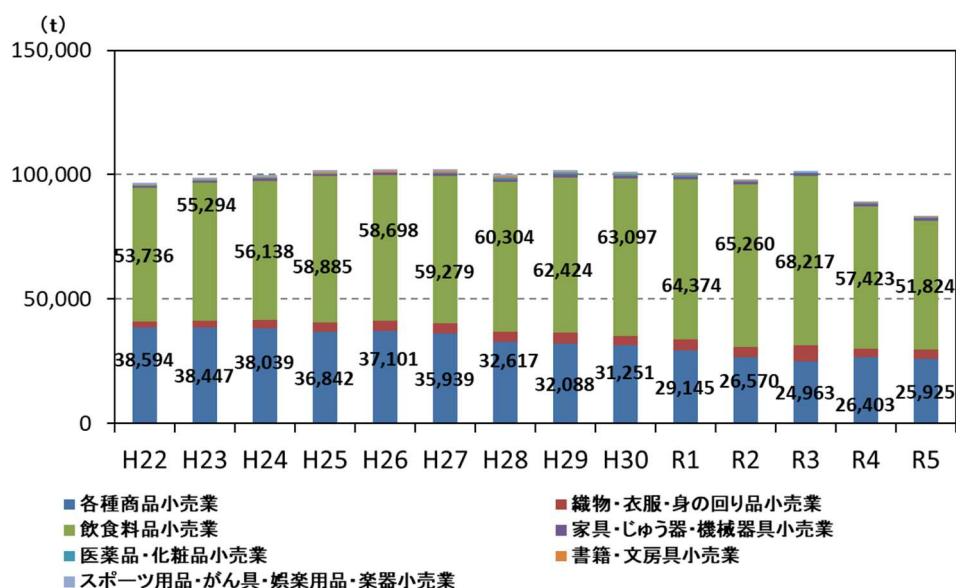


図 12 業種別容器包装を用いた量の推移 (H22～R5 実績) 【連続提出事業者】

表 10 業種別容器包装を用いた量の推移 (H22～R5 実績) 【連続提出事業者】

単位：t

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	R3	R4	R5
各種商品小売業	38,594	38,447	38,039	36,842	37,101	35,939	32,617	32,088	31,251	29,145	26,570	24,963	26,403	25,925
繊維・衣服・身の回り品小売業	2,395	2,881	3,357	3,614	3,959	4,099	4,224	4,297	3,993	4,569	4,174	6,354	3,411	3,737
飲食料品小売業	53,736	55,294	56,138	58,885	58,698	59,279	60,304	62,424	63,097	64,374	65,260	68,217	57,423	51,824
家具・じゅう器・機械器具小売業	669	791	885	952	938	1,133	1,123	1,248	1,051	983	994	925	1,128	988
医薬品・化粧品小売業	206	221	257	292	320	462	560	638	704	744	295	220	272	322
書籍・文房具小売業	567	633	622	638	630	663	627	581	548	501	385	272	258	245
スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業	699	683	685	650	637	650	651	686	619	624	409	429	375	352
総量	96,866	98,950	99,984	101,873	102,284	102,225	100,107	101,963	101,263	100,940	98,087	101,381	89,270	83,395

注) 14 年継続提出事業者で継続比較が可能な事業者 (計 167 事業者) の集計結果。業種別容器包装使用量の合計値と総量は誤差が生じる場合がある (事業者毎の容器包装別の合算値≠合計量であるため (四捨五入等の影響))。

次に、容器包装別の使用量の推移について、容器包装使用量全体に占める各容器包装の変化率をみるため、報告された容器包装使用量の総量の前年度増減分に占める業種別の容器包装を用いた量の前年度からの増減分の割合を当該業種の寄与度として分解 (寄与度分解) を行った。(図 13)

R6 年度報告 (R5 実績) ではプラスチック製容器包装 (袋を除く) が大きく増加したものの、プラスチック製の袋が -9.2% と大きく減少し、全体では -6.4% となった。

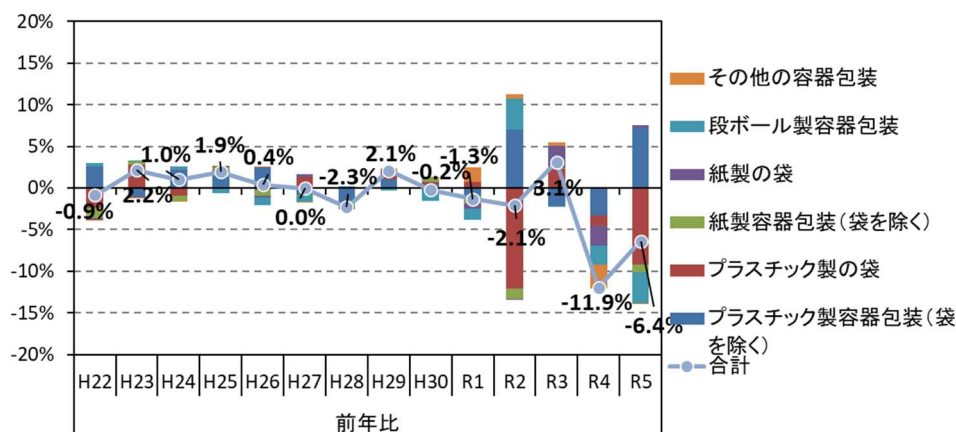


図 13 素材別容器包装を用いた量の推移（寄与度分解）（H22～R5 実績）【連続提出事業者】

表 11 素材別容器包装を用いた量の推移（寄与度分解）（H22～R5 実績）【連続提出事業者】

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	R3	R4	R5
プラスチック製容器包装（袋を除く）	2.6%	-1.0%	2.1%	2.1%	2.5%	-0.8%	-1.6%	1.1%	0.4%	-0.9%	7.0%	-2.2%	-3.3%	7.3%
プラスチック製の袋	-2.4%	2.8%	-0.9%	0.1%	-0.3%	1.4%	-0.1%	1.1%	0.3%	0.7%	-12.1%	2.2%	-1.2%	-9.2%
紙製容器包装（袋を除く）	-1.2%	0.4%	-0.6%	0.2%	-0.7%	-0.1%	-0.6%	0.0%	0.5%	-1.0%	-1.2%	0.2%	0.1%	-1.0%
紙製の袋	-0.2%	-0.1%	0.0%	0.1%	-0.2%	0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.6%	0.0%	2.6%	-2.3%	0.3%
段ボール製容器包装	0.4%	0.1%	0.4%	-0.7%	-0.9%	-0.7%	0.2%	-0.2%	-1.3%	-1.3%	3.7%	-0.2%	-2.3%	-3.7%
その他の容器包装	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	0.2%	0.1%	1.8%	0.5%	0.4%	-2.8%	-0.1%
合計	-0.9%	2.2%	1.0%	1.9%	0.4%	0.0%	-2.3%	2.1%	-0.2%	-1.3%	-2.1%	3.1%	-11.9%	-6.4%

(t)

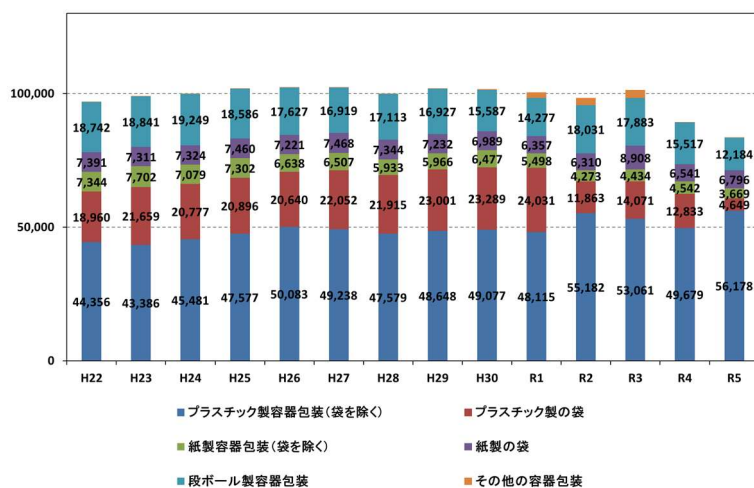


図 14 素材別容器包装を用いた量の推移（H22～R5 実績）【連続提出事業者】

表 12 素材別容器包装を用いた量の推移（H22～R5 実績）【連続提出事業者】

単位：t

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	R3	R4	R5
プラスチック製容器包装 （袋を除く）	44,356	43,386	45,481	47,577	50,083	49,238	47,579	48,648	49,077	48,115	55,182	53,061	49,679	56,178
プラスチック製の袋	18,960	21,659	20,777	20,896	20,640	22,052	21,915	23,001	23,289	24,031	11,863	14,071	12,833	4,649
紙製容器包装（袋を除く）	7,344	7,702	7,079	7,302	6,638	6,507	5,933	5,966	6,477	5,498	4,273	4,434	4,542	3,669
紙製の袋	7,391	7,311	7,324	7,460	7,221	7,468	7,344	7,232	6,989	6,357	6,310	8,908	6,541	6,796
段ボール製容器包装	18,742	18,841	19,249	18,586	17,627	16,919	17,113	16,927	15,587	14,277	18,031	17,883	15,517	12,184
その他の容器包装	56	51	47	53	75	63	8	189	309	2,138	2,636	3,024	159	99
総量	96,849	98,950	99,957	101,873	102,284	102,247	99,892	101,963	101,728	100,417	98,294	101,381	89,270	83,576

注）14 年継続提出事業者で継続比較が可能な事業者（計 167 事業者）の集計結果。業種別容器包装使用量の合計値と総量は誤差が生じる場合がある（事業者毎の容器包装別の合算値≒合計量であるため（四捨五入等の影響））。

R6 年度報告（R5 実績）における密接指標の設定状況は、図 15 に示す。

売上高を用いている事業者が 57.5%と最も多く、次いで顧客数 29.9%、販売商品個数 7.2%、店舗面積 3.6%となった。その他には、密接指標に店舗数等を用いている事業者が含まれる。

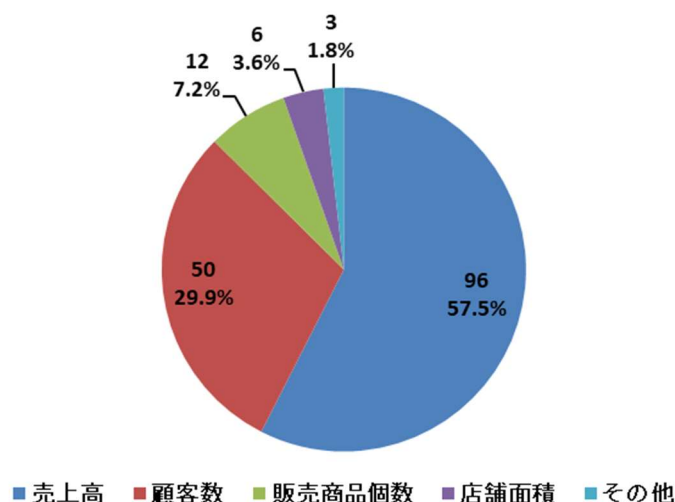


図 15 密接指標の設定状況（R5 実績）【連続提出事業者】

次に、容器包装の素材別の合計値の原単位について、H23 年度報告（H22 実績）を基準年（＝100）として、密接指標ごとに原単位を指数化した結果を図 16 に示す。

売上高が密接指標の場合、H23 年度報告（H22 実績）から R1 年度報告（H30 実績）にかけて原単位は増加傾向で推移していたが、R2 年度報告（R1 実績）以降、R4 年度報告（R3 実績）をピークに、2 年連続で大きく減少している。

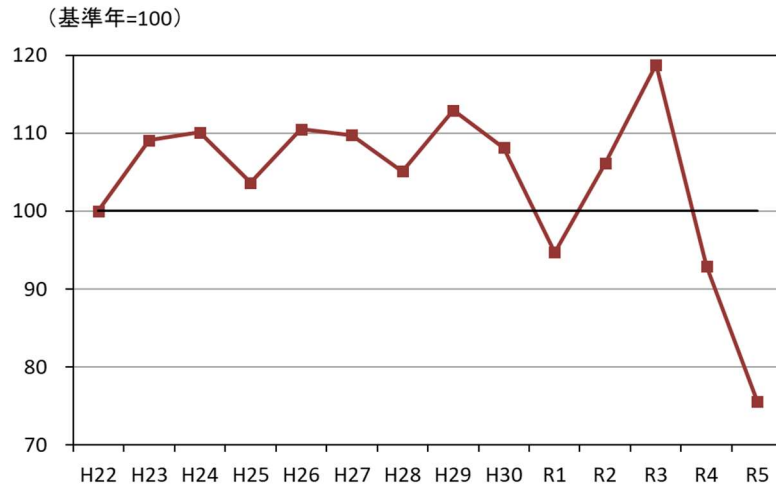


図 16 原単位の推移（密接指標：売上高）【連続提出事業者】

素材別原単位の推移を図 17 に示す。R3 年度報告（R2 実績）から調査項目は全体として減少傾向にある。

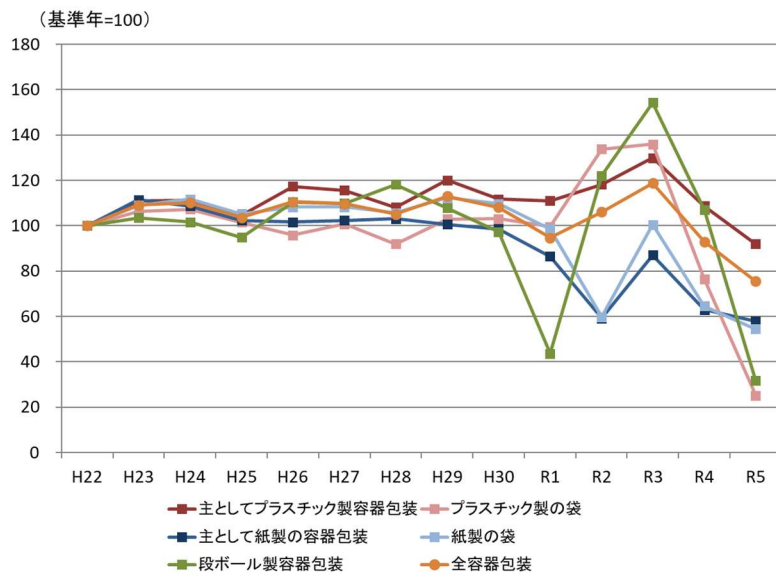


図 17 素材別原単位の推移（密接指標：売上高）【連続提出事業者】

顧客数が密接指標の場合を図 18 に示す。R2 年度報告（R1 実績）以降、一時増加した年度があるものの、その後は減少に転じ、基準年と比較して低い値で推移している。

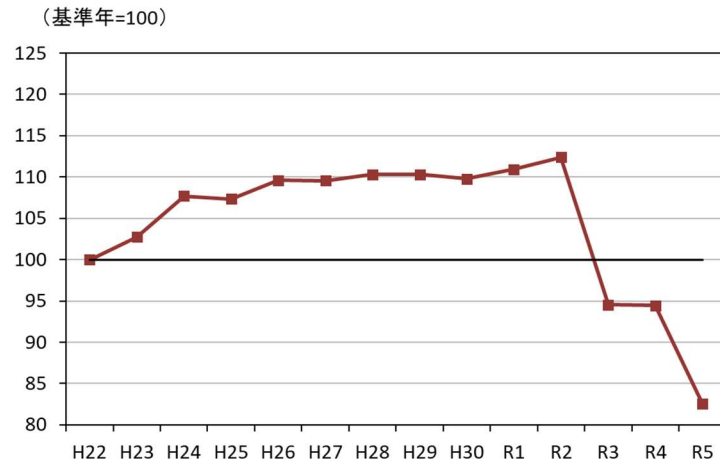


図 18 原単位の推移 (密接指標：顧客数)【連続提出事業者】

素材別原単位の推移を図 19 に示す。紙製の容器包装・袋が基準年の 2 倍以上と大きく増加している。一方、プラスチック製の買い物袋は減少し、基準年の 1/2 程度となった。

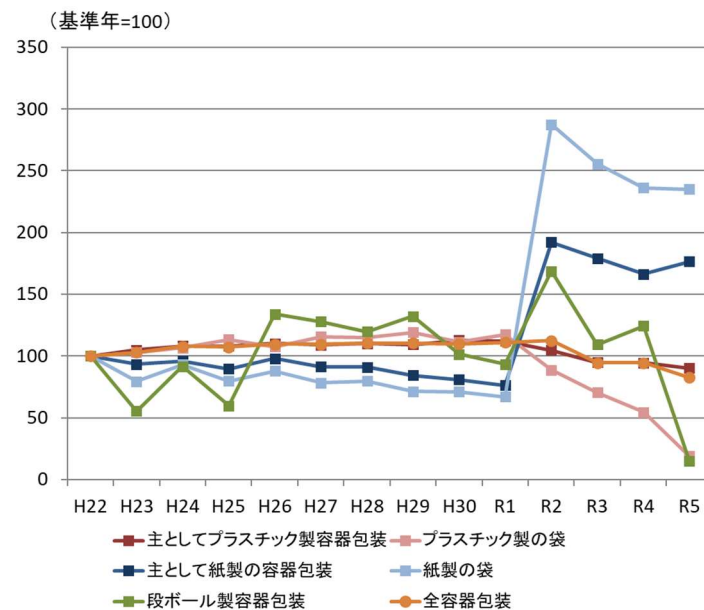


図 19 素材別原単位の推移 (密接指標：顧客数)【連続提出事業者】

③ 原単位の分布

14 年間連続して定期報告を提出している 167 事業者のうち、連続で同じ項目の密接指標を用いており、原単位の比較が可能な事業者に着目し、これらの事業者の原単位の増減傾向について分析を行った。原単位の比較が可能な事業者は、売上高を密接指標としている 96 事業者のうち 90 事業者、50 事業者のうち 49 事業者であった。

R6 年度報告 (R5 実績) の密接指標を横軸に、容器包装使用量を縦軸にとり散布図 (両対数表記) を描き、R6 年度報告 (R5 実績) の原単位の平均値からの乖離を示した図を図 20 及び図 22 に示す。

平均線から左上方向は、単位量あたりにお容器包装使用量が多い事業者であり、右下方向は単位当たりの容器包装使用量が少ない事業者である。

i) 密接指標：売上高

全業種の散布図及び増加傾向の図を見ると、増加傾向にある事業者が 32%（19 事業者）、減少傾向にある事業者が 65%（39 事業者）であり、減少傾向にある事業者が半数以上を占めた。

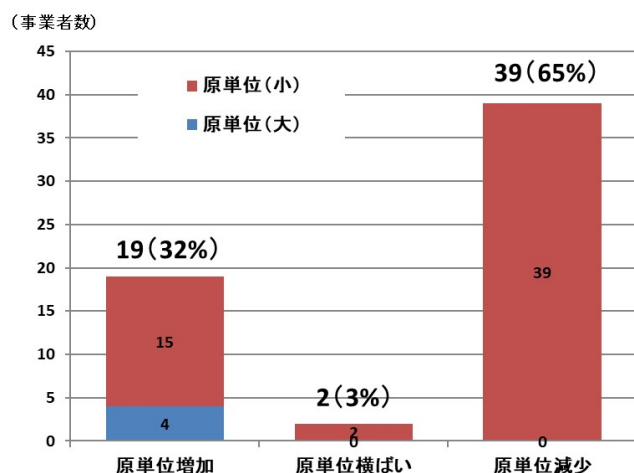


図 20 原単位の増減傾向（密接指標：売上高）

原単位の分布（密接指標：売上高） ※売上高、原単位ともにR5実績値

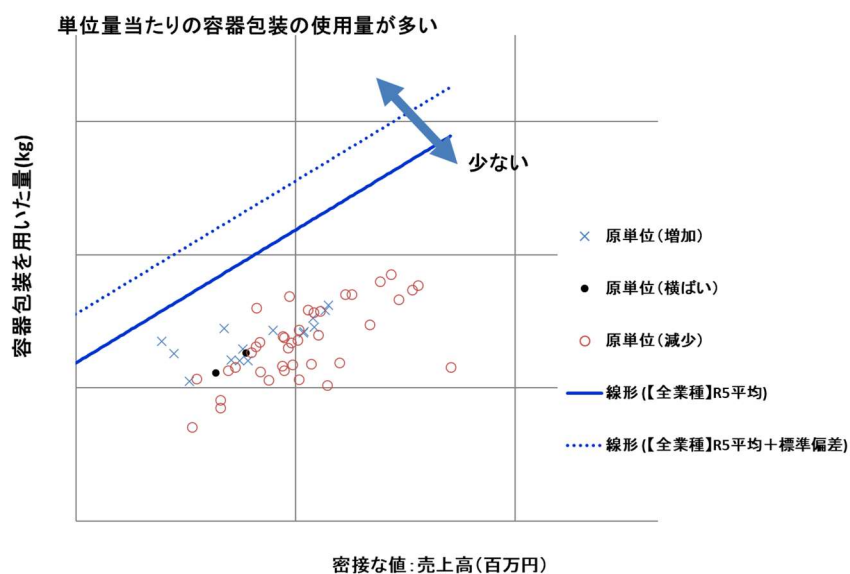


図 21 密接指標（売上高）と容器包装を用いた量の散布図

ii) 密接指標：顧客数

全事業者の散布図及び原単位の増減傾向を見ると、増加傾向にある事業者が 45%（15 事業者）、減少傾向にある事業者が 42%（14 事業者）であり、増加傾向にある事業者と減少傾向にある事業者がほぼ同数となった。

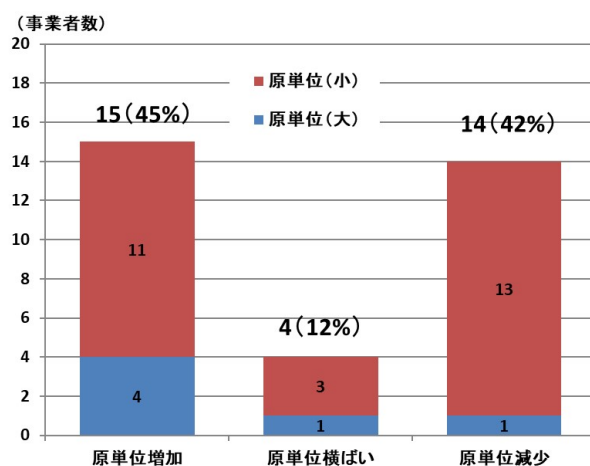


図 22 原単位の増減傾向（密接指標：顧客数）

原単位の分布（密接指標：顧客数）※顧客数、原単位ともにR5実績値

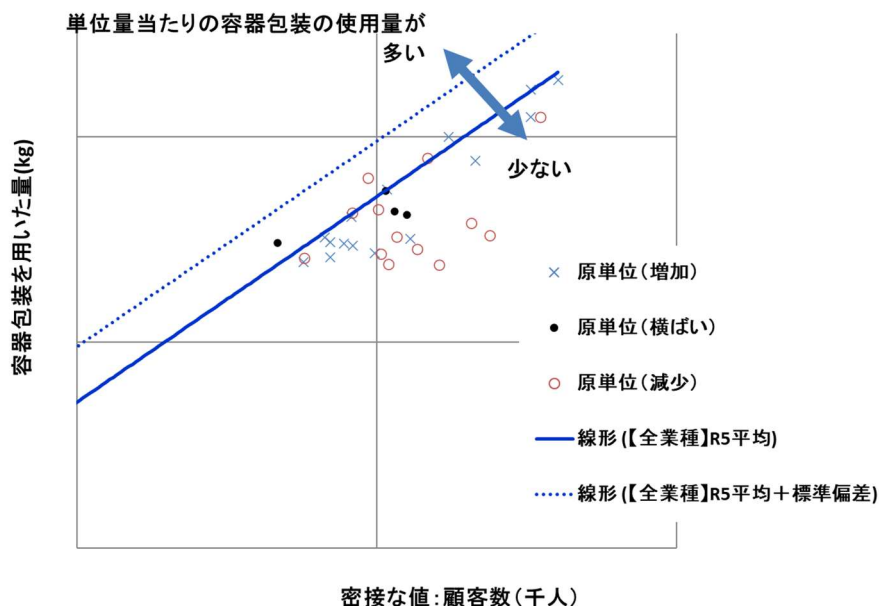


図 23 密接指標（顧客数）と容器包装を用いた量の散布図

④ 排出抑制への取組と原単位の関係

排出抑制への取組状況と原単位の関係について把握するため、「全事業者」、「原単位が平均より小さい事業者」、「原単位が平均より大きい事業者」の3つに分類（原単位の平均値は、密接指標毎に算出）した際の取組の実施率を図 24 に示す。

繰り返し使用が可能な買物袋等の提供、及び容器包装の使用についての消費者の意思の確認（声かけ）の項目は、原単位が平均より小さい事業者の方が、大きい事業者よりも取組実施率が高くなっていたが、それ以外の項目については両者間で有意な差は確認できなかった。

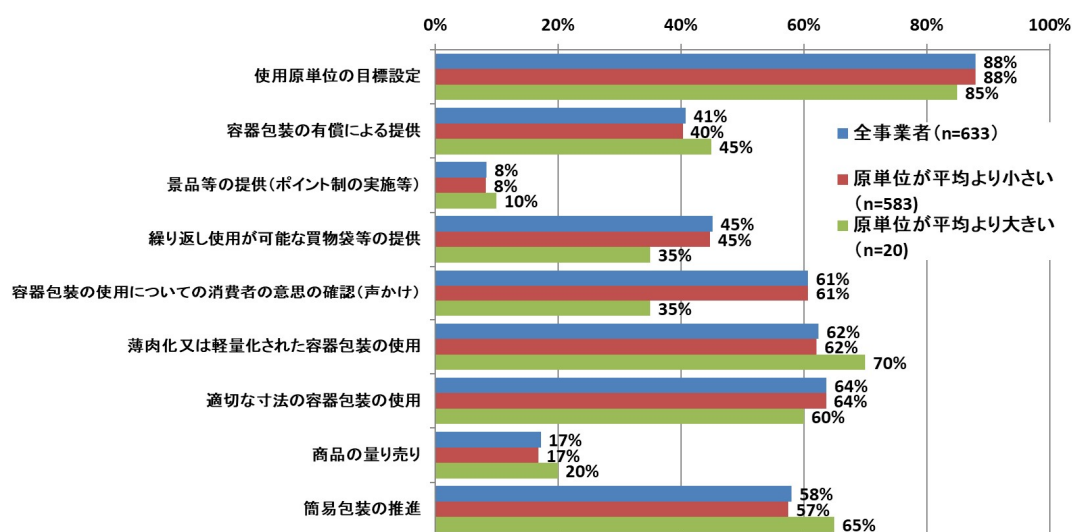


図 24 排出抑制への取組と原単位の関係

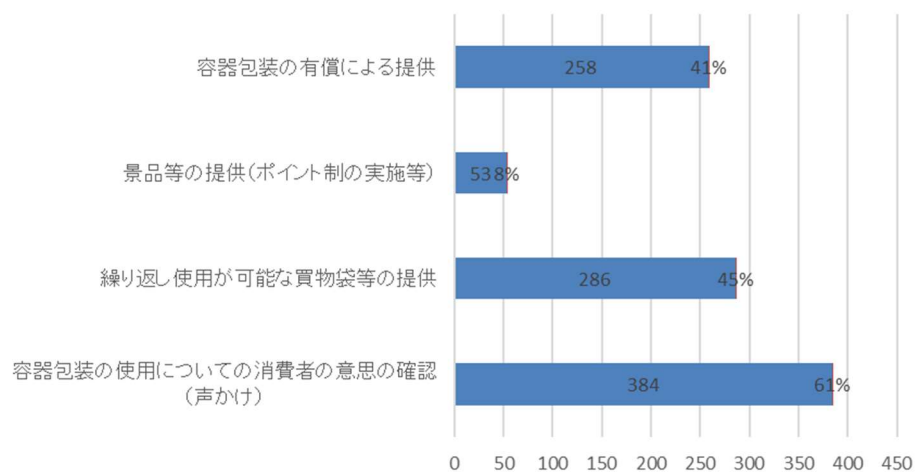
⑤ 容器包装の合理化事例

定期報告制度では、「(第 7 表) 容器包装使用の合理化」にて、事業者が取り組んでいる容器包装使用の削減に向けた取組を記載することになっている。

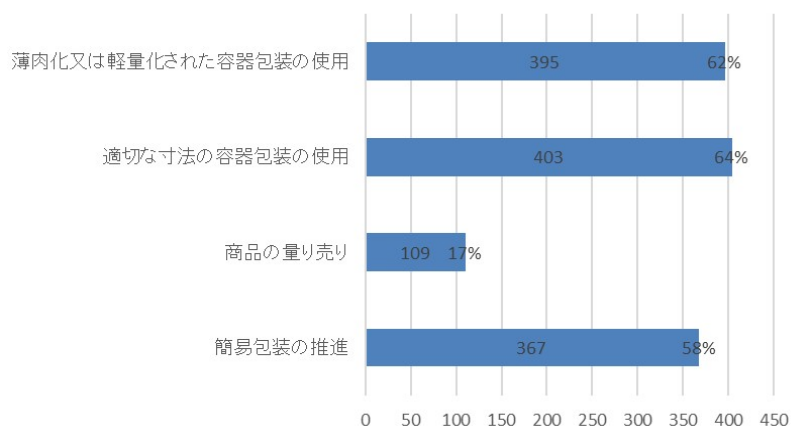
何らかの合理化の取組を行っている事業者は 616 事業者あり、全提出事業者（633）事業者の大半を占めた。

消費者へのプラスチック製買物袋の有償による提供を行っている事業者は 258 事業者であった。その他、定期報告書に合わせ、「消費者による排出抑制促進」、「自らの過剰使用の抑制」、「情報の提供」ごとの取組について整理した。取組内容を図 25 及び表 13 に示す。

消費者による排出抑制促進



自らの過剰使用の抑制



情報の提供

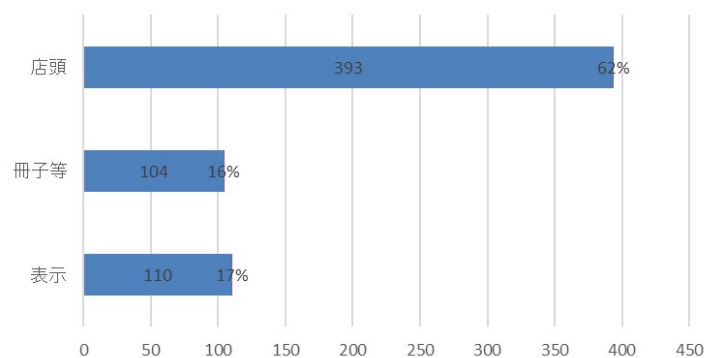


図 25 容器包装使用の合理化についての取組事業者数

表 13 容器包装使用の合理化事例（616 事業者）

■排出抑制に向けた目標の設定（367 事業者）

- 社内環境マネジメントシステムにおいて、紙製手提袋・手提袋・一般袋使用量 30%削減、プラスチック製手提袋使用量 20%削減
- 従業員（販売者）のコスト意識の向上。お客様へは継続して簡易包装等の実施を積極的に声掛けし、特段の理由が無い限りは容器包装の使用量を毎年 1%ずつ削減すること。
- 紙製容器包装使用原単位を前年度以下にすることを旨とする
- 2030 年度までにレジ袋辞退率 60% 以上
- 商品に対する適正サイズの使用包材の確認と徹底 等

■消費者による排出抑制促進

○容器包装の使用についての意思確認（384 事業者）

- 会計時に包装の使用を消費者に伺った
- エコバック利用の有無を伺う 等

○繰り返し使用が可能な買物袋の提供（286 事業者）

- 容器持参（魔法瓶）の訴求
- 二次利用できる布製ラッピング資材を優先的に案内
- 強度耐久性の保持に加え、使いまわしのできるデザインを採用することで、消費者のリユース意識を高める
- 自社オリジナルエコバッグを販売 等

○容器包装の有償による提供（258 事業者）

- 包装サイズ毎に値段を設定し販売する

○景品等の提供（53 事業者）

- 一部店舗にて、繰り返し使用が可能なオリジナルエコバッグを会員向けにノベルティグッズとして配布する
- 直営店舗で商品の容器回収を実施し、製品毎にエコポイントを付与 等

■自らの過剰使用の抑制

○適切寸法（403 事業者）

- 特大・大・中・小・極小と幅広くサイズを揃え、お客様が求める量に合わせた販売商品提供に使用するトレーの見直し、トレーの発注点を定める
- レジ袋販売用専用什器を各レジに設置し、お客様が欲しい枚数を選ぶ方式で販売している等

○薄肉軽量（395 事業者）

- 畜産部門などプラスチック使用量が少ない真空パック包装の商品を拡大
- 蓋と容器が別の場合、容器に重量の軽い発泡容器を採用
- 鮮魚部門では汎用トレーを重量の軽い発泡トレーに変更
- チルド飲料のプラスチック製オーバーキャップの廃止 等

○簡易包装（367 事業者）

- ギフト販売にはエコ包装（簡易包装）を推奨
- BtoC 商品を対象に梱包資材を見直し、容器包装の最適化を実施
- ワイン・清酒等は破損防止のため紙袋を二重梱包していたが、1 枚で重量に耐える丈夫なクラフト性の紙袋に変更することで過剰な使用の抑制を図る 等

○量り売り（110 事業者）

- まとめ売りしていた商品を一部ばら売りにて提供
- 食品（主に惣菜）を量り売りにて提供
- 生鮮食品のばら売り、はだか売りの推進を図る 等

■情報の提供

○店頭掲示（393 事業者）

- レジ袋に係る啓発ポスターを掲示
- 各店舗にて自店舗のレジ袋辞退率を掲示
- レジ前において「レジ用買物袋購入カード」を配置し、レジ袋の見本と料金をお客様へ提示
- ノントレー包装商品の販売についてお客様に POP 等で周知 等

○容器包装への表示（110 事業者）

- FSC マーク、フォレストマークを紙袋に印字
- プライベートブランドの商品を対象に、容器包装を含め、環境へ配慮した商品に独自のマークを付与 等

○冊子配布等（104 事業者）

- サステナビリティビジョンを対外的に公表
- 環境活動を目的に、アプリや通販サイト、直営店舗の表示や配布冊子等で、プラスチック使用量の削減について、自社の取組を紹介する
- 使用するトレーのプラスチック素材を減量する真空パック包装商品の紹介（DVD 放送や陳列棚での訴求）
- 小中学生を対象に環境授業を学校や店舗で実施 等

■関係者との連携（366 事業者）

○キャンペーンへの参加（17 事業者）

- ・ 自治体とのレジ袋削減キャンペーンに参加
- ・ 行政・団体が主催するイベント・キャンペーン等への参加
- ・ 県のマイバックキャンペーンへの参加
- ・ 自治体が取り組む環境にやさしいお買い物キャンペーンに参加し、マイバッグ持参を呼び掛けた。

○地域の協議会等への参加（128 事業者）

- ・ 行政・団体が主催するリサイクル化推進の会議体への出席
- ・ お取引先と容器包装に関する改善協議等を必要に応じて実施
- ・ 県や市町などの自治体が運営する協議会への積極的な参加
- ・ 各自治体との 3R 推進の連携を継続

○協定の締結（18 事業者）

- ・ 自治体と「容器包装類の削減に向けた協定書」を締結
- ・ 容器リサイクル対応業者との使用済み食品トレー売買基本契約の締結
- ・ 自治体とレジ袋無料配布中止に関する協定を締結

○広報活動での協力（97 事業者）

- ・ 行政・団体が発行/作成した啓発ポスター・販促物の掲示
- ・ 環境月間で自治体と一緒に、店頭で広報活動に取り組む
- ・ 組合員（顧客）に対する、リサイクル協力の呼びかけや、マイバッグ持参の呼びかけを、広報物などで行っている。店舗での新規加入者には、オリジナルのエコバックをプレゼントしている。

○その他（制度、寄付、報告等）（106 事業者）

- ・ 仕入先およびメーカーと情報交換を行い、容器包装の使用抑制を行っている
- ・ 各店舗でのレジ袋辞退率向上の取り組みや環境配慮商品（容器包装が簡素化されたものなど）のすすめ等に職員と共に取り組んでいる。
- ・ 自治体へ定期的にレジ袋の削減率を報告している
- ・ 有料レジ袋の収益金を、各県へ寄付し環境保全に活用して頂いた
- ・ レジ袋収益金は全額を店舗所在の自治体、または自治体が指定する団体へ寄付し、地域の環境保全活動に活用
- ・ 包材メーカー、ベンダー、お取引先と一体となった軽量化対策の実施（薄肉化や代替素材による軽量化など）

3.1.3 種類別のプラスチック製買物袋

(1) 定期報告における提出状況

令和 2 年 7 月から開始したプラスチック製買物袋の有料化制度の開始に伴い、R3 年度報告（R2 実績）より定期報告書のプラスチック製の容器包装区分に厚手のプラスチック製買物袋、海洋生分解性プラスチック製買物袋、バイオマスプラスチック製買物袋が追加された。R6 年度報告（R5 実績）では追加された 3 種のプラスチック製の容器包装区分の中でバイオマスプラスチック製買物袋の使用率が高い。R6 年度報告を提出した事業者数と同様に飲食料品小売業で最も多く使用されており、各種商品小売業での使用事業者が続く。

表 14 プラスチック製買物袋の業種別種類別事業者数

事業者数（社）	プラスチック製 買物袋	厚手の プラスチック製 買物袋	海洋生分解性 プラスチック製 買物袋	バイオマス プラスチック製 買物袋
各種商品小売業	71	23	0	68
繊維物・衣服・身の回り品小売業	19	8	0	8
飲食料品小売業	237	44	2	257
家具・じゅう器・ 機械器具小売業	1	0	0	2
医薬品・化粧品小売業	7	1	0	5
書籍・文房具小売業	1	2	0	2
スポーツ用品・がん具・ 娯楽用品・楽器小売業	6	2	0	2
合計	342	80	2	344

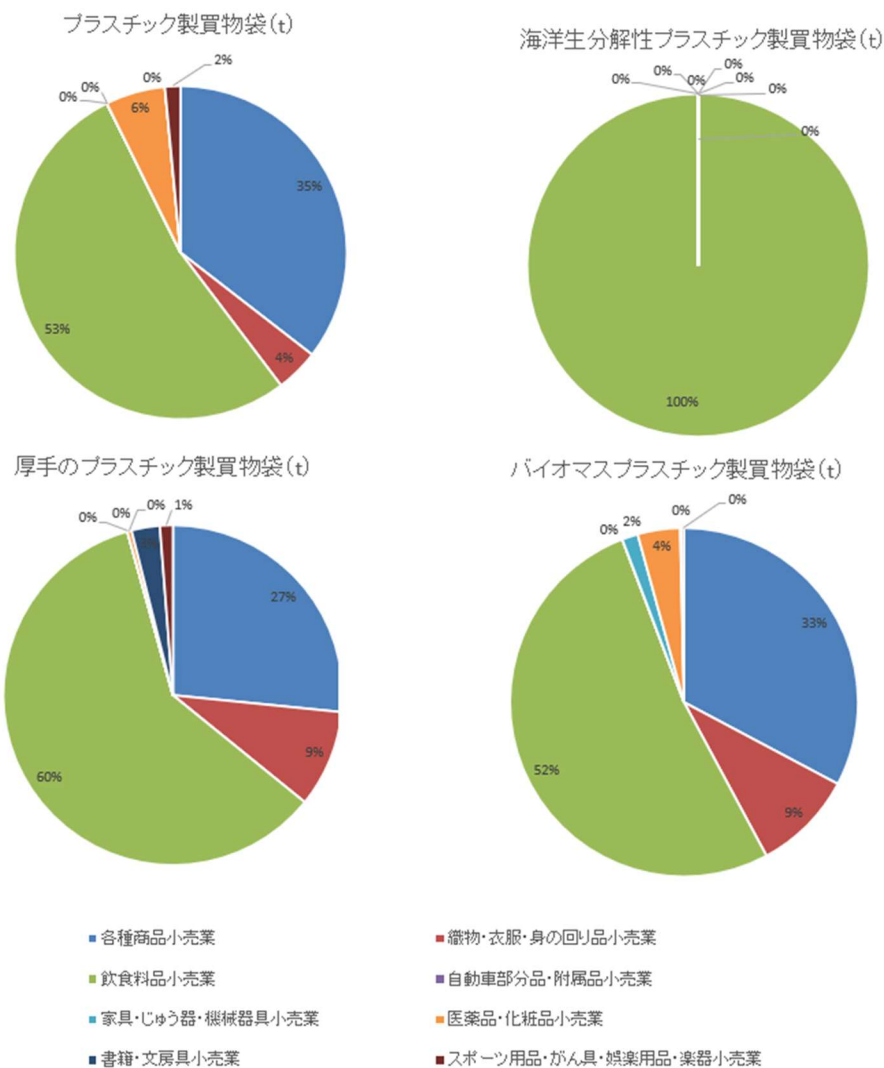


図 26 プラスチック製買物袋の業種別種類別

表 15 プラスチック製買物袋の業種別種類別用いた量

総量 (t)	プラスチック製買物袋	厚手のプラスチック製買物袋	海洋生分解性プラスチック製買物袋	バイオマスプラスチック製買物袋
各種商品小売業	5,994	342	0	10,457
繊維・衣服・身の回り品小売業	708	119	0	2,996
飲食料品小売業	8,953	770	23	16,624
家具・じゅう器・機械器具小売業	1	0	0	472
医薬品・化粧品小売業	980	5	0	1,259
書籍・文房具小売業	0	35	0	44
スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業	255	16	0	69
合計	16,892	1,288	23	31,921

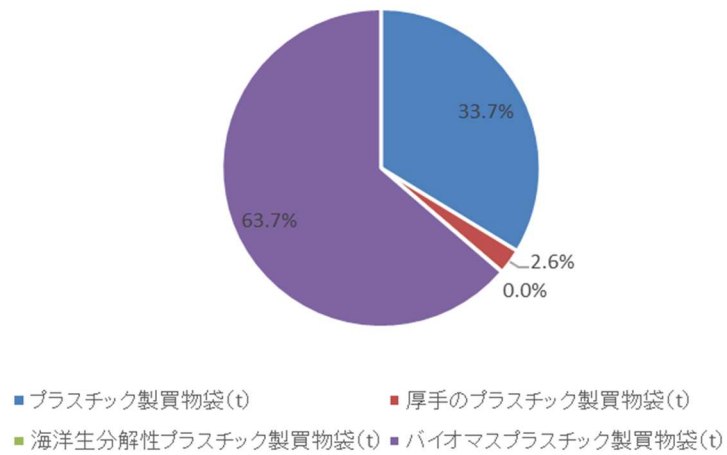


図 27 プラスチック製買物袋の種類別内訳

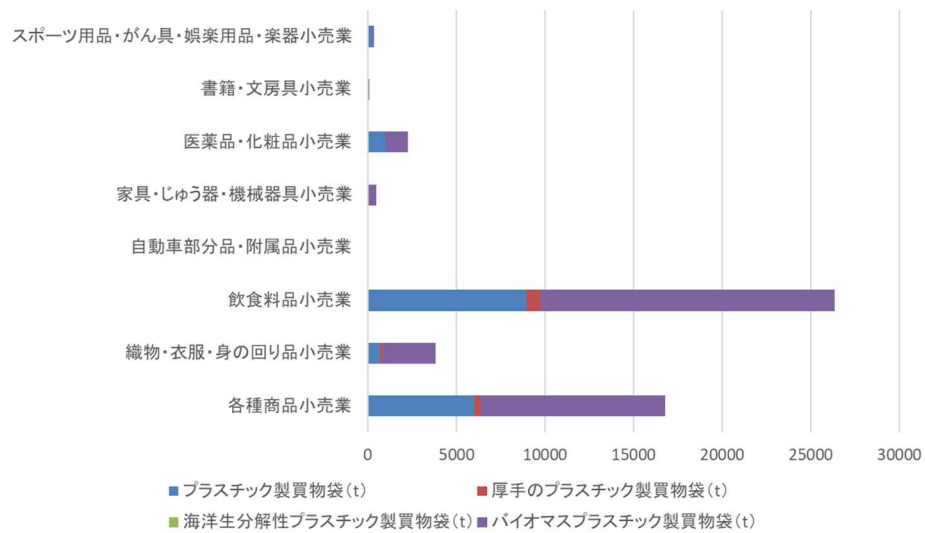


図 28 プラスチック製買物袋の業種別種類別用いた量

プラスチック製買物袋の種類別の業種ごとの使用量内訳は以下のとおり。

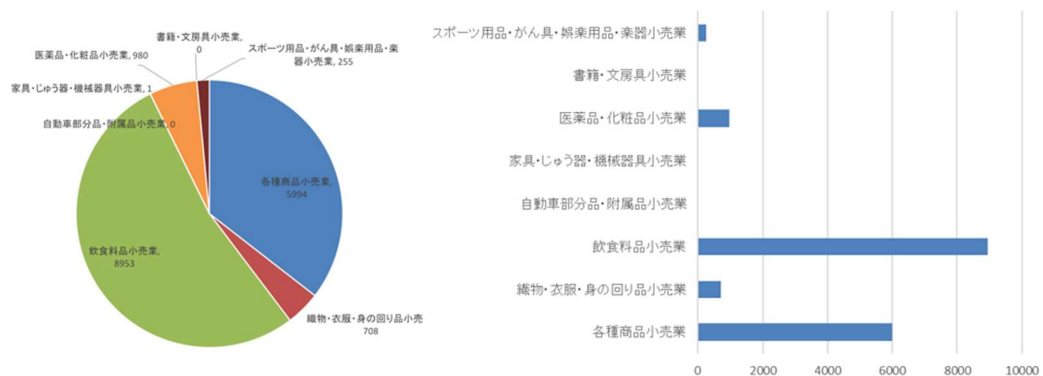


図 29 プラスチック製買物袋の業種別内訳（用いた量）

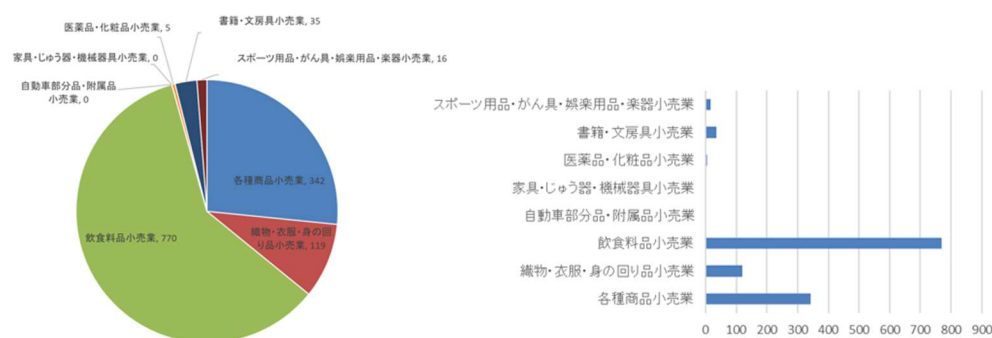


図 30 厚手のプラスチック製買物袋の業種別内訳（用いた量）

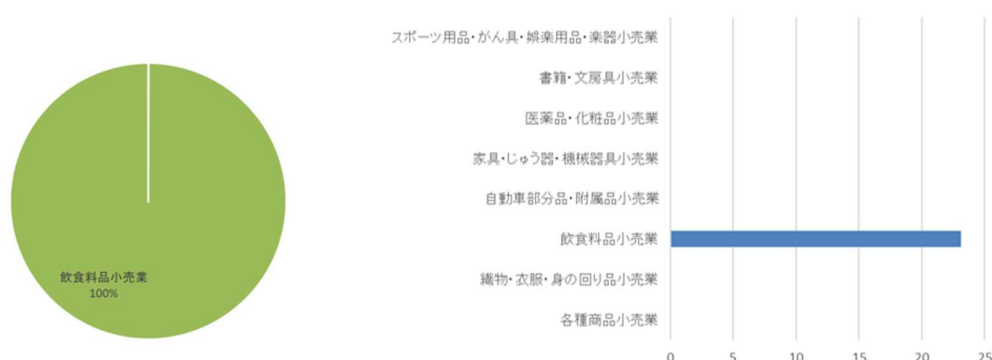


図 31 海洋生分解性プラスチック製買物袋の業種別内訳（用いた量）

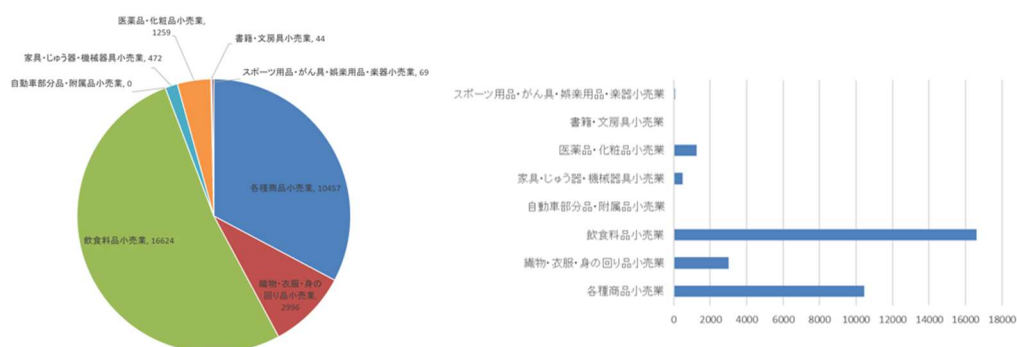


図 32 バイオマスプラスチック製買物袋の業種別内訳（用いた量）

3.1.4 まとめ

R6 年度報告（R5 実績）の集計結果をもとに定期報告整理台帳の作成を行い、容器包装使用量の推移について整理するとともに容器包装排出抑制に向けた取組の分析を行った。

R6 年度報告（R5 実績）の容器包装使用量及び、事業者あたりの容器包装使用量は過去 14 年で最も多い結果となった。これは新型コロナウイルス感染症の影響による消費者の経済活動の低下からの

回復に加えて、テイクアウトや惣菜、ベーカリー、調剤などでの個包装等の需要の増加傾向が続いていることが要因と考えられる。

3.1.5 定期報告に関する効果的・効率的集計のための方策

令和 6 年度に事業者が提出した定期報告のデータを、「定期報告整理台帳」に入力し、定期報告整理台帳を作成する際に、手間がかかった事項及び工夫した内容や、データを集計する際に効率的集計の為の方策を以下に示す。

表 16 定期報告に関する効果的・効率的集計のための方策

実施事項	実施内容	検討内容（案）
① 定期報告データの収集	事業者より各地方局へ提出された定期報告を、経済産業省経由で入手	・ 定期報告に担当者・連絡先（メールアドレス、直通電話番号）が記載されているか各地方局での確認。 ・ 報告年度に誤りがないか各地方局での確認。
② 事業者への督促連絡	経済産業省より共有される定期報告提出事業者一覧を参照し、未提出事業者への電話督促を実施	・ 担当者変更等により定期報告制度を認知していない事業者が複数存在。定期報告を提出すると想定される事業者への事前告知（実施により収集時期の早い段階での回収率向上に資する）
③ 集計	「定期報告整理台帳」にデータを反映すると同時に、データに明らかな誤りがないか確認	・ 個別調査を実施したところ、事業者毎に容器包装の計上方法及び対象に特色があることを把握。集計にあたり実施すべき処理はないが、分析の際に留意が必要。 ・ 個別調査にて事業者が設定する「当該容器包装を用いた量と密接な関係をもつ値」の計上対象を、昨年度から変更している企業があることを把握。経年比較に用いる指標の定義が一部変更されてしまったため、経年変動が正確に把握できないケースも存在することに留意が必要。また、このように集計に影響があると考えられる変更を加える際には特記事項として各地方局への報告依頼が効果的。
④ 分析	「定期報告整理台帳」に反映したデータをもとに、データ分析を実施	・ 上記③集計欄での記載事項に留意する必要有。

また、分析後の対応として個別調査を進める中で、対象事業者にヒアリングをした結果、報告内容に誤りがあったことを申告するケースが散見された。自主的に修正して各地方局へ報告することや、来年度から修正として報告のみに留めるなど事業者によって異なる対応がなされた。このように、事業者毎に異なる方法で修正対応が行われてしまうと、経年変化等の観察に影響が生じる部分もあることから、誤りが確認された範囲においては、速やかに修正の上、可能な限り再提出いただくことが望ましい。

3.2 再商品化義務履行状況調査

再商品化義務履行が必要と考えられる 100 事業者に対して、特定事業者の要件への該当性を確認するため、アンケート調査を実施した（調査票は参考資料 1 を参照）。アンケート調査結果は以下に示す。

3.2.1 アンケート実施期間

アンケート調査票は 11 月 8 日（金）に対象事業者に郵送し、11 月 26 日（火）を締切日とした。アンケートの未回答者に対しては、電話により 4 回にわたってアンケート調査票の受領確認及び、調査への協力の依頼・催促を行った。表 17 に実施期間を示す

表 17 電話による調査への協力依頼実施期間

実施回数	実施期間
第 1 回	11 月 12 日（火）～11 月 15 日（金）
第 2 回	11 月 21 日（木）～11 月 26 日（火）
第 3 回	12 月 2 日（月）～12 月 5 日（木）
第 4 回	12 月 19 日（木）～12 月 20 日（金）

3.2.2 アンケート回収数

調査対象である 100 事業者のうち、回答のあった事業者は 52 社（回収率 52%）であった。52 の回答のうち、紙回答が 40 件（送付したアンケート用紙に回答を記入して返送、またはアンケート用紙をスキャンデータでメール返送された数）、電話回答が 12 件（電話による調査への協力依頼をした際に、口頭で回答された数）であった。表 18 にアンケート回収状況を示す。

表 18 電話による調査への協力依頼実施期間

回答状況		件数	割合
回答済	紙回答	40	40%
	電話回答	12	12%
未回答	回答拒否	18	18%
	回答なし※	30	30%
総件数		100	100%

※アンケートは発送したが、督促架電において不通・留守電等により回答の意思を確認できなかった事業者

3.2.3 電話による調査票受領確認及び回答依頼結果

アンケート回収期限までに回答が無かった事業者に対して、電話による調査票の受領確認と回答依頼を行った。結果は以下に示す。

なお、調査の協力を得るために調査票の受領確認を行うとともに調査の趣旨を説明した段階で、「基本的に義務以外のアンケートは断っている」等の理由により、アンケート調査への回答拒否が 4 事業者あった。これら事業者については以降の督促架電の対象から除外した。また、第 1 回目の督促架電

実施以降においても、同様に回答拒否を表明した企業に対しては次回以降の電話依頼を控えることとした（第１回 7 社、第２回 1 社、第３回 2 社）。

加えて、事前に事務局で事業者の主力事業から特定事業者に該当するか否かを判断し、特定事業者に該当しないと思われる事業者に対しては、電話による回答依頼を実施した。一方で、特定事業者に該当すると思われる事業者には引き続き紙での回答を依頼した。電話依頼の結果を表 19 に示す。

表 19 電話依頼結果

	対応項目	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回
①	返送了承	17	7	1	1
②	伝言（担当者不在）	43	39	35	22
③	再送	3	1	2	0
④	回答拒否	7	1	2	7
⑤	電話返信待ち	0	0	0	0
⑥	電話不通（番号違う等）	4	3	2	7
⑦	吸収合併・事業譲渡	0	0	0	0
⑧	確認中	0	0	0	0
⑨	倒産・廃業	0	0	0	0
⑩	不在	0	0	0	0
⑪	その他（電話督促と入れ 違いで回答済み等）	5	2	2	1
⑫	電話回答	2	5	3	2
-	合計	81	58	47	40
	回答済	34	44	49	52
	未回答（回答拒否）	8	9	11	18
	未回答（回答なし）	58	47	42	30
	総合計	100	100	100	100

3.2.4 回答結果

アンケートに回答した 52 事業者のうち、設問 1 で容器包装を使用・製造していると回答した事業者は 7 事業者で回答事業者全体の 13%であった（7 社/52 社）。

なお、容器包装を使用していると回答した事業者では、設問 3 の再商品化義務の履行状況について、「再商品化の義務があり、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に対して再商品化委託の申込みを行っている」事業者は 7 社中 1 社であった。「その他」と回答した事業者は 4 社であった。なお、今回の回答事業者の中で、「自主回収ルート」と回答した事業者は確認できなかった。（図 33）

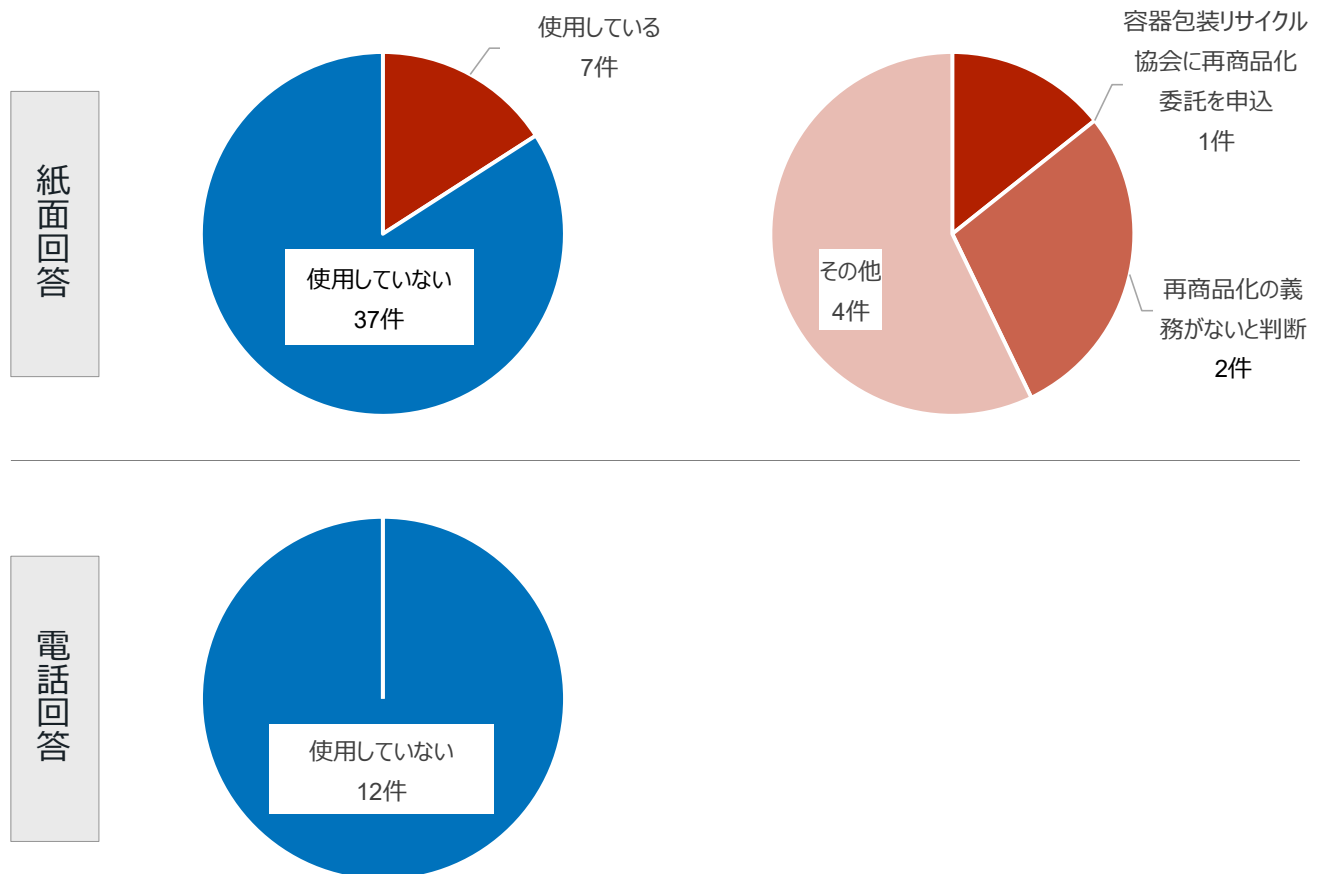


図 33 アンケート回答事業者における容器包装の使用状況（左）、容器包装を使用していると回答した事業者の再商品化義務の履行状況（右）

設問 3 の回答詳細は以下の通り。

「再商品化の義務がないと判断している」と回答した理由（計 2 社）

- 業務に付随して利用はあるものの、家庭ゴミ程度の量しか発生していないため。また、商品の製造を行っておらず、該当しないと認識しているため。
- レジ袋のみの為

「その他」と回答した理由（計 4 社）

- 不明、レジ袋は有料化し、ほぼ使用がない状況です。
- 化粧品の受託製造業の為、取引先の動向による。自社独自で対応することはできない。
- 現在業者とのやり取りを行っている。
- 不明

3.2.5 アンケート実施上の課題と事業者の適切な再商品化義務履行に向けた課題

(1) 事業者の適切な再商品化義務履行に向けた課題

事業者への電話督促にあたっては事前に事務局で事業者の主力事業から特定事業者に該当するか否かを事前に整理した。回答のあった事業者 52 社のうち、「最終的に一般家庭からごみとして排出さ

れる容器包装の利用・製造している」と想定される事業者は 27 社、「利用・製造していない」と想定される事業者は 25 社であった。一方、実回答で「利用・製造している」と回答した事業者は 7 社に留まり、20 社については最終的に一般家庭からごみとして排出される容器包装を利用・製造している可能性がある。

さらに、先述の通り、設問 3 の回答内容詳細によると、「利用はしているが製造はしていない」「レジ袋を利用である」ことを理由に再商品化の義務がないと判断している事業者がいることが明らかになった。以上を踏まえると、再商品化義務履行に関する制度の周知・啓発を推進し、所謂「ただ乗り事業者」の更なる防止を図ることが重要と考える。

表 20 事前整理と実回答の差異

回答状況		件数	事務局 事前整理 との差異
事前整理	利用・製造している	27	-
	利用・製造していない	25	-
実回答	利用・製造している	7	-20
	利用・製造していない	45	+20

3.3 容器包装リサイクル法関連調査

3.3.1 容器包装リサイクル制度の施行状況等についてのアップデート等

2024年9月26日に行われた「第2回 産業構造審議会 イノベーション・環境分科会 資源循環経済小委員会 容器包装リサイクルワーキンググループ」の議論に向け、容器包装リサイクル制度の実施状況に関する情報の整理と更新作業を実施した。

この作業としては、環境省や公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が公表するデータをもとに、分別収集量や再商品化量などの指標を最新の情報に更新した。そのデータを基に経年変化や現状を分析し、制度の進展や課題を整理した。

具体的には、令和4年度の最新データを取り入れると同時に、更新されたデータに基づいた考察を行った。この結果の一例として図34のように新たなデータの追加と更新されたデータに関する考察をしている。また、更新版の一式は本報告書の巻末参考資料2に添付した。

このように、本調査では情報の整理と更新を通じて、容器包装リサイクル制度の現状を詳細に把握し、議論の基礎となる貴重な資料を提供した。今後も、制度の最新動向を継続的に把握し、適時に情報を更新していくことが、より持続可能な循環経済の政策実現に向けた重要な基盤となる。

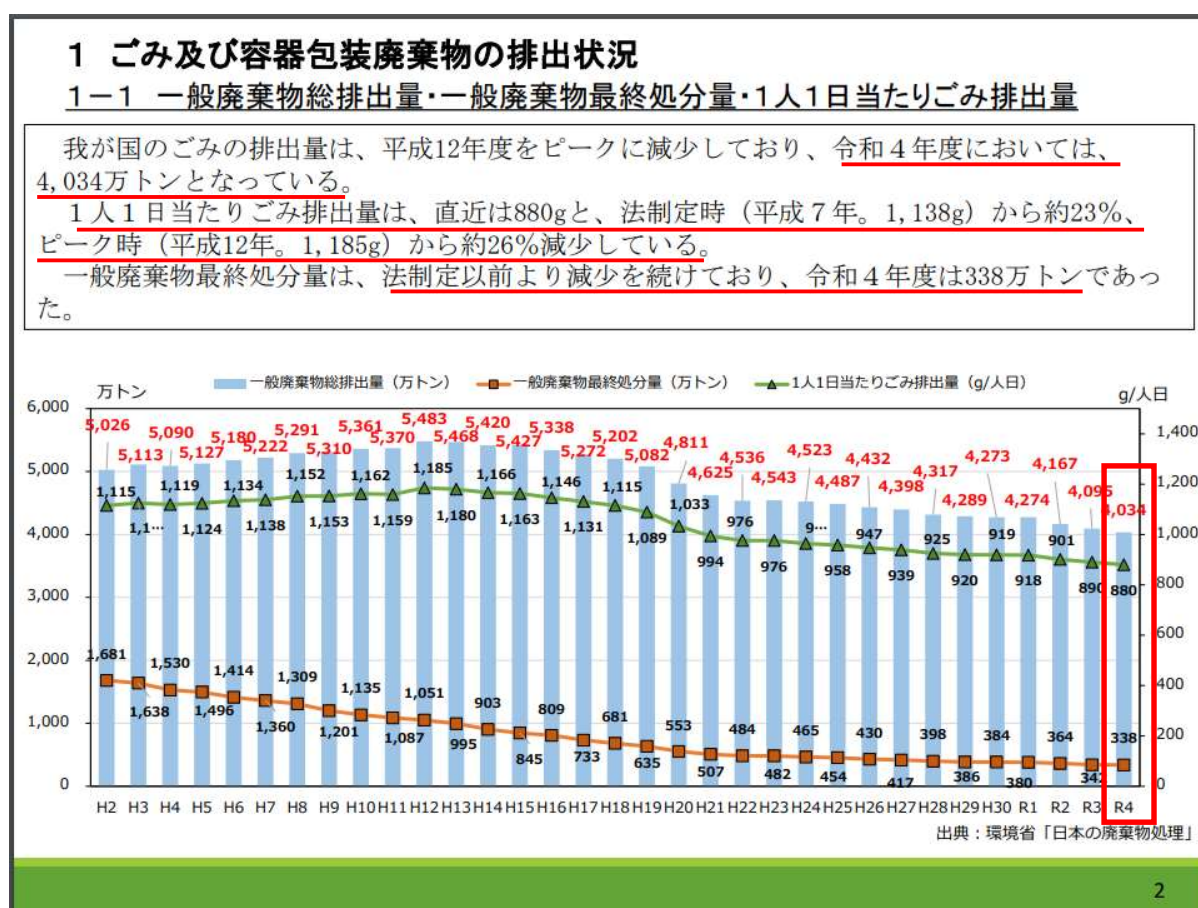


図 34 容器包装リサイクル制度の施行状況等についてのアップデートの一例
(一般廃棄物総排出量・一般廃棄物最終処分量・1人1日あたりごみ排出量)

3.3.2 容器包装リサイクル法制度関連調査

(1) 調査の概要

① H28 報告書の実施状況等の検証

令和 5 年度の調査では、平成 28 年 5 月に取りまとめられた「容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」（以下、「H28 報告書」）に記載された考えられる施策例等に対する施策の進捗状況を検証するため、表 23 のフォーマットに基づき、関連情報の整理と更新を実施した。

② 容器包装リサイクル制度の課題の整理

容器包装リサイクル制度の今後の方向性を検討するにあたり、2.1 容器包装廃棄物使用合理化調査において、使用量の原単位が増加している事業者に対し、その要因や容器包装削減の取組状況、直面する課題について整理を行った。

表 21 H28 報告書の検証に係るフォーマット

項目	H28 報告書		実施主体	対応施策の実施状況	現状の評価	分類
	課題	課題に対する対応施策案				
内容	課題及び課題に対する対応施策案を記載		国が中心となって有識者・関係者と連携し検討、審議会のサブグループなどで検討、国、指定法人、事業者、消費者、自治体の 7 つの主体で整理	課題及び課題に対する対応施策案に関する実施状況を実施主体別に整理	課題及び課題に対する対応施策案への達成状況に関する評価を実施	対応が完了したものを①、引き続き実施していくものを②として分類

(2) 検証の方法

① 課題と解決策の構造化

構造化方法は、H28 報告書に記載される容器包装リサイクル制度の見直しに係る具体的な施策案に記載される内容を分析し、取組みに必要な要素とそれに基づく実現手段を整理した。それに、考えられる施策例をそれぞれの実現手段に適切に紐づけることで体系的に整理し、施策の構造化を行った。

(3) 検証結果のとりまとめ

① 構造化

H 28 年報告書に記載された容器包装リサイクル制度の見直しに関する具体的な施策案について、実現に向けた「必要な要素」と「実現手段」に関する事項を抽出し整理することで、体系的な構造化を行った。本整理を通じて、各項目に対する課題と対応策が網羅的に掲載されているかを明らかにする。

i) リデュースの推進

リデュースの推進については、「自主的取組の継続」、「リデュースの取組みの底上げ」、「関係主体が連携した一定的な取組みの推進」の3つの必要な要素があると整理した。また、それぞれの必要な要素には2つの実現手段があると整理することができ、必要な要素と実現手段が適切に対応していることを確認した。

以降では、同様の手法を用いて各施策の状況を整理する。

(1) 中身商品の製造段階で付される容器包装に関する取組

容器包装のリデュースは、事業者の自主行動計画に基づく自主的取組により一定程度進展している。引き続き、容器包装が果たすべき機能・役割（食品の腐敗防止等）を保持しつつ、自主行動計画に基づいて取組を進めることが効果的である。

他方、個別の物品や事業者によっては対策が不十分なものもあることから、内容物の特性が個々の商品ごとに異なることを踏まえつつ、内容物に類似性がある事業者間における優良事例の共有・展開や個々の事業者ごとの環境配慮設計のレビュー、環境配慮設計等に積極的に取り組む事業者に対する評価・情報発信を進めるべきである。

また、容器包装が果たすべき機能・役割（食品の腐敗防止等）を保持しながら更なるリデュースを進めるためには、消費者に対する積極的な情報の提供、機能保持の観点からの容器包装の必要性和削減可能性に関する消費者との対話による相互理解の促進、排出抑制はもとより、リサイクルしやすい素材選定の観点にも留意した環境配慮設計の促進等、関係主体が連携して一体的に取り組むべきである。

必要な要素	実現手段
①自主的取組の継続	1.自主行動計画に基づく取組の実施 2.優良事例の共有・展開／環境配慮設計に関する情報提供
②リデュースの取組みの底上げ	1.優良事例の共有・展開 2.環境配慮設計のレビュー／事業者の評価と情報発信
③関係主体が連携した一体的な取組みの推進	1.情報提供／対話 2.環境配慮設計の実施と展開

必要な要素	実現手段	考えられる施策の例
①自主的取組の継続	1.自主行動計画に基づく取組の実施 2.優良事例の共有・展開／環境配慮設計に関する情報提供	3 R 推進団体連絡会による自主行動計画のフォローアップを定期的に合同会合等の場で実施するとともに、同自主行動計画に基づく取組の中で、優良事例の展開、容器包装に係る環境配慮設計に関する情報提供の促進、多様な主体（特定事業者、小売事業者、消費者等）による改善策の検討等の情報交換の定期的・継続的な実施、機能保持の観点からの容器包装の必要性和削減可能性に関する消費者との対話の深化と普及啓発活動を促進すべきである。 3 R 推進団体連絡会による自主行動計画のフォローアップを定期的に合同会合等の場で実施するとともに、同自主行動計画に基づく取組の中で、優良事例の展開、容器包装に係る環境配慮設計に関する情報提供の促進、多様な主体（特定事業者、小売事業者、消費者等）による改善策の検討等の情報交換の定期的・継続的な実施、機能保持の観点からの容器包装の必要性和削減可能性に関する消費者との対話の深化と普及啓発活動を促進すべきである。
②商品や事業者ごとのリデュース推進の底上げ	1.優良事例の共有・展開 2.環境配慮設計のレビュー／事業者の評価と情報発信	- 更なるリデュースを進めるため、環境配慮設計に関する手引き等の活用や優良事例の共有をすべきである。 - 容器の果たすべき機能を踏まえた上で、リデュースやリサイクル特性に係る環境配慮設計の手順の標準化等による容器包装の環境配慮設計に関する各個別事業者によるレビューの促進、環境配慮設計等に積極的に取り組む事業者に対する表彰制度を継続すべきである。
③関係主体が連携した一体的な取組みの推進	1.情報提供／対話 2.環境配慮設計の実施と展開	3 R 推進団体連絡会による自主行動計画のフォローアップを定期的に合同会合等の場で実施するとともに、同自主行動計画に基づく取組の中で、優良事例の展開、容器包装に係る環境配慮設計に関する情報提供の促進、多様な主体（特定事業者、小売事業者、消費者等）による改善策の検討等の情報交換の定期的・継続的な実施、機能保持の観点からの容器包装の必要性和削減可能性に関する消費者との対話の深化と普及啓発活動を促進すべきである。 - 容器包装に係る環境配慮設計の促進とそれを実現した商品の選択等に関する消費者と事業者との対話や普及啓発活動を促進するため、自治体、特定事業者、小売事業者、消費者等を構成員とする協議会（コンソーシアム）等による関係者が連携した地域における自主的な取組を促進すべきである。その際、容器包装の排出抑制の取組に精通する容器包装廃棄物排出抑制推進員（3 R 推進マスター）が有する識見を活用し、地域の人々も巻き込みながら、3 R の取組を拡大していくべきである。

（２）消費者に販売する段階（小売段階）で付される容器包装に関する取組

小売段階で付される容器包装のリデュースについては、容器包装多量利用事業者に係る定期報告制度、スーパーマーケット業界等の自主的取組、事業者・市民団体・地方公共団体による協議会の自主的な構築や協定の締結等により一定程度進展している。これは、小売用途容器包装の削減には**消費者の協力が不可欠**である中、業態ごとに消費者の協力が得られやすい形での取組を進めるアプローチとして、効果的に機能してきたものと考えられる。

他方、業態の性格や地域によって、また同じ業態に属する事業者においても、取組状況に差異がある。

こうした中、更なるリデュースを進めるため、レジ袋無料配布の禁止等の強制的措置の導入が可能ではないかとの意見が見られたが、一方で強制的措置によらず自主的取組により進めることが可能との意見も見られた。これまでの取組により一定の成果が見られることから、強制的措置の必要性については、慎重な検討を要すると考えられる。

レジ袋の有料化という経済的手法は、無料配布の禁止等の規制的手法よりも緩やかな手法といえるものの、消費者負担の増加につながるおそれがあり、それぞれの業態や地域の特性を踏まえながら、**消費者の協力を得つつ取り組む**べきである。

以上を踏まえれば、小売段階で付される容器包装についても、製造段階で付される容器包装と同様に、消費者の理解に基づきつつ、それぞれの業態や地域の特性を踏まえながら、**更なる自主的取組の促進**を図ることが有効ではないかと考えられる。また、当該自主的取組の促進にあたっては、国全体での取組と、地域ごとの取組、両面から促進することが重要である。

必要な要素	実現手段
①消費者の協力	1.レジ袋有料化などの経済的手法の活用／普及啓発 2.消費者との連携協力
②更なる自主的取組の促進	1.自主的目標の設定／自主的取組の展開及び取組状況の検証 2.国全体と地域ごとの両面で取組の実施

必要な要素	実現手段	考えられる施策の例
①消費者の協力	1.レジ袋有料化などの経済的手法の活用／普及啓発 2.消費者との連携協力	- 小売業事業者に係る排出抑制の取組の一層の推進（業種別・業態別の取組内容と効果の相関等に関する分析、定期報告結果の公表、指導・助言等の措置、ベストプラクティスの共有、レジ袋有料化の取組への理解が遅れている地域や業態における更なる普及啓発等）により自主的取組を促進すべきである。 - 小売段階で付される容器包装を削減するため、自治体、特定事業者、小売事業者、消費者等を構成員とする協議会（コンソーシアム）等による関係者が連携した地域における自主的な取組を促進すべきである。その際、容器包装の排出抑制の取組に精通する容器包装廃棄物排出抑制推進員（3R推進マイスター）が有する識見を活用し、地域の人々も巻き込みながら、3Rの取組を拡大していくべきである。〔再掲〕
②更なる自主的取組の促進	1.自主的目標の設定／自主的取組の展開及び取組状況の検証 2.国全体と地域ごとの両面で取組の実施	- 容器包装使用量が特に多い業界における業態特性を踏まえた自主的目標の設定と取組の一層の展開及び取組状況の検証をすべきである。 - 該当施策無し

（３）関係者の情報共有・意識向上等に関する取組

小売段階で付される容器包装の削減等、地域ごとの消費者の理解に基づく取組を促進する中で、**地域における連携の在り方**の具体的検討を進めるべきである。

また、地域における取組を推進するため、**市町村に求められる役割**等についても検討を進めるべきである。

必要な要素	実現手段
①地域における連携の在り方の具体化	1.消費者との対話／普及啓発 2.地域の関係者の連携体制の構築
②市町村の役割の明確化	1.市町村が果たすべき役割の検討

必要な要素	実現手段	考えられる施策の例
①地域における連携の在り方の具体化	1.消費者との対話／普及啓発 2.地域の関係者の連携体制の構築	・ 3 R 推進団体連絡会による自主行動計画のフォローアップを定期的に合同会合等の場で実施するとともに、同自主行動計画に基づく取組の中で、優良事例の展開、容器包装に係る環境配慮設計に関する情報提供の促進、多様な主体（特定事業者、小売事業者、消費者等）による改善策の検討等の情報交換の定期的・継続的な実施、機能保持の観点からの容器包装の必要性と削減可能性に関する消費者との対話の深化と普及啓発活動を促進するべきである。〔再掲〕 ・ 消費者との対話や普及啓発活動を促進するため、自治体、特定事業者、小売事業者、消費者等を構成員とする協議会（コンソーシアム）等による関係者が連携した地域における自主的な取組を促進すべきである。その際、容器包装の排出抑制の取組に精通する容器包装廃棄物排出抑制推進員（3 R 推進マイスター）が有する識見を活用し、地域の人々も巻き込みながら、3 R の取組を拡大していくべきである。〔再掲〕
②市町村の役割の明確化	1.市町村が果たすべき役割の検討	・ 該当施策無し

ii) リユースの推進

リユース容器の減少要因は、消費者のライフスタイルの変化等の社会構造の変化にあることから、多様な関係者の協力・連携がなければリユースシステムは成立しない。また、リユースの取組の促進は、高い回収率が期待でき、LCAの観点からも効果的であって、経済的に持続可能な形で進められることが重要である。

こうしたことから、地域ごとのリユースシステムの構築を進める取組の支援や、これまで取り組まれてきた各地域におけるびんリユースシステム構築のモデル事業によるベストプラクティスを共有すべきである。

また、リユースの取組の拡大には、消費者の認知度の増加のため、消費者のリユースに関する取組を促進させる情報提供や、リユースするという行動を評価して取り組むべきである。

さらに、リユース意識の醸成という観点も踏まえ、イベントや会議等においてリユース容器を利用していく取組を促進していくべきである。



必要な要素	実現手段
①多様な関係者の協力・連携	1.回収拠点の把握 2.消費者への情報発信
②経済的に持続可能なリユースシステムの構築	1.利便性を高める方策の検討 2.ビジネスベースでの導入可能性調査等の実施
③消費者の認知度向上	1.消費者に対する情報提供／地域の関係者の連携体制の構築 2.行動の評価
④リユース意識の醸成	1.イベントや会議等におけるリユース容器の利用促進 2.人材育成

必要な要素	実現手段	考えられる施策の例
①多様な関係者の協力・連携	1.回収拠点の把握 2.消費者への情報発信	- リユースの回収拠点の把握の促進やリユースの推進に係る各主体が連携して実施する消費者向けの情報発信を強化するべきである。 - リユースの回収拠点の把握の促進やリユースの推進に係る各主体が連携して実施する消費者向けの情報発信を強化するべきである。
②経済的に持続可能なリユースシステムの推進	1.利便性を高める方策の検討 2.ビジネスベースでの導入可能性調査等の実施	- リユースびんの利用を促進するために、製造、流通、消費、回収、洗びんの各段階における利便性を高めるための工夫（リユースびん規格の統一化、回収インフラの整備等）の促進について検討すべきである。 - 高齢化社会の進行等に伴う食事等の宅配ビジネスの拡大等の市場環境の変化を捉えたビジネスベースのリユースの取組の導入可能性調査等を行うべきである。
③消費者の認知度向上と行動促進	1.消費者に対する情報提供／地域の関係者の連携体制の構築 2.行動の評価	- びん入り牛乳の学校給食への導入に関する課題の整理を行い、市町村による導入検討に資する情報を発信すべきである。 - リユースの促進、消費者との対話や普及啓発活動を促進するため、自治体、特定事業者、小売事業者、消費者等を構成員とする協議会（コンソーシアム）等による関係者が連携した地域における自主的な取組を促進すべきである。その際、容器包装の排出抑制の取組に精通する容器包装廃棄物排出抑制推進員（3R推進マイスター）が有する識見を活用し、地域の人々を巻き込みながら、地域における3Rの取組を拡大していくべきである。 - 該当施策無し
④リユース意識の醸成	1.イベントや会議等におけるリユース容器の利用促進 2.人材育成	- イベント会場やスタジアム等でのリユース容器の導入に向け、モデル的な事業等に取り組むとともに、国や地方公共団体等の会議における積極的なリユース容器の活用を促進すべきである。 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を契機として3Rを推進するための方策や3Rの定着に向けた人材育成等を検討すべきである。

iii) 分別収集・選別保管

(1) 市町村と特定事業者の役割分担・費用分担等

容器包装リサイクル制度は、消費者、自治体、特定事業者、再商品化事業者の各主体による努力により、排出の抑制、再商品化量の増加、最終処分量の低減等が進捗しており、社会全体の費用も低減している。役割分担については、容器包装リサイクル制度は円滑に機能しているとの評価の下で、現行の役割分担を維持した上で更なる効果を得るためにはどうしたら良いか、また一義的に拡大生産者責任の考え方に基づく役割の拡大という考え方ではなく、現行制度の効果的な運用を検討すべきではないかとの意見がある一方、市町村による分別収集・選別保管費用（管理部門の費用を含む）は約2500億円（平成24年調査）にのぼり、引き続き、自治体の財政を圧迫している状況や、最近では、他の処理との比較において手間や費用の負担等を理由に分別収集・選別保管をやめる自治体も出てきている状況に鑑み、社会全体のコストの軽減に資するとともに、各主体の負担の妥当性を勘案し、諸外国の制度も参考にしながら、拡大生産者責任の考え方に基づく役割分担の見直しを行うべきであるとの意見が見られた。

以上のことを踏まえ、自治体費用の透明化を図りつつ、今後の我が国の容器包装リサイクル制度にふさわしい役割分担の考え方や自治体の負担感軽減策について、十分に議論を重ねていくべきである。

必要な要素	実現手段
①自治体費用の透明化	1.自治体の費用に関する調査とその情報の公表 2.一般廃棄物会計基準の導入
②役割分担の整理	1.優良事例の共有／消費者への情報提供／主体間連携 2.各主体の役割分担の整理
③自治体の負担感軽減	1.自治体と事業者の選別の一体化検討 2.製品プラスチックの一括回収の実証研究を検討・実施 3.国全体の目標設定／フローの整理

必要な要素	実現手段	考えられる施策の例
①自治体費用の透明化	1.自治体の費用に関する調査とその情報の公表 2.一般廃棄物会計基準の導入	- 自治体の分別収集・選別保管に係る負担の状況をできる限りの確に把握し、その分析や、役割分担の議論に活かすための自治体の費用の透明化に関する調査の継続的実施やそのデータの公表を行うべきである。 - 自治体における一般廃棄物処理事業の更なる3R化・低炭素化の促進に向けた一般廃棄物会計基準等の導入支援を行うとともに、それらの導入が進むように一般廃棄物会計基準の簡素化についても検討すべきである。
②役割分担の整理	1.優良事例の共有／消費者への情報提供／主体間連携 2.各主体の役割分担の整理	- 地域協議会等を通じた分別収集・選別保管を効率的に実施している自治体の優良事例の共有や消費者への情報提供等の主体間連携を促進すべきである。 - 費用の透明化を図りつつ、自治体及び特定事業者の負担軽減方策を含め、社会全体の費用の低減について、我が国の容器包装に係る分別収集及び再商品化の仕組みが、将来にわたって今後も持続可能な制度として維持・発展していくために、各主体の役割分担がいかにあるべきか引き続き検討を行うべきである。
③自治体の負担感軽減	1.自治体と事業者の選別の一体化検討 2.製品プラスチックの一括回収の実証研究を検討・実施 3.国全体の目標設定／フローの整理	- 市町村や特定事業者の負担を低減し、社会全体のコストを合理化する方策として、目的や実施主体が異なる市町村とリサイクル事業者の行う選別を一体化することによる社会全体のコストの低減効果や制度的課題を把握するための実証研究を検討・実施すべきである。 - 容器包装以外の製品プラスチックの一括回収の実証研究を検討・実施すべきである。 - 既に参加している市町村や消費者の取組促進、これまでの努力や貢献に対する評価及びその国際比較の可能性の検討、未参加市町村の参加促進方策の一つとして、国全体としての目標の設定について検討を開始すべきであり、そのため、まずは容器包装全体のフローを整理した上で、目標設定に向けてどのような指標が適当かの検討を進めるべきである。

（２）合理化拠出金の在り方

合理化拠出金制度は、市町村の分別収集・選別保管業務の質の向上の取組に対するインセンティブとしての意義を果たしており、ペール品質の向上やそれに伴う社会全体のコスト削減の効果を継続させる観点から、今後も維持すべきである。

そのため、再商品化事業者の生産性の向上や、再生材の市場拡大、入札制度の見直しを通じた一般枠の競争促進、合理化拠出金の配分方法の工夫等を図ることを通じて、**合理化拠出金を再活性化**させ、引き続き市町村に対するペール品質の維持向上及び合理化の取組や特定事業者の取組へのインセンティブにつながるようにすることが重要である。合理化拠出金の配分方法の工夫に関しては、特定事業者の合理化分に対する配分を含め、社会全体のコスト低減につながる分別収集・選別保管の合理化やリサイクル事業に対する投資、各主体の連携や普及啓発に係る情報提供のための原資等として活用することも検討すべきであるとの意見がある一方、合理化に係る努力を踏まえたものであり特定事業者に対する配分を含め検討することに反対の意見も見られた。

必要な要素	実現手段
①合理化拠出金の再活性化	1.ペール品質の高い市町村へ拠出金の配分 2.消費者への意識啓発 3.入札制度の見直し 4.リサイクル事業等への投資活用

必要な要素	実現手段	考えられる施策の例
①合理化拠出金の再活性化	1.ペール品質の高い市町村へ拠出金の配分 2.消費者への意識啓発 3.入札制度の見直し 4.リサイクル事業等への投資活用	- ペール品質の高い市町村が拠出金を受領できるよう合理化拠出金の配分方法を検討すべきである。 - 拠出金を活用した消費者への分別意識の普及啓発の促進を図るべきである。 入札制度の見直し等を通じて合理化拠出金を再活性化させる。 - 現状のペール品質向上の効果を維持できるよう留意しつつ、合理化を進めるリサイクル事業に対する投資として活用する工夫も検討すべきである。

（３）店頭回収等の活用による収集ルートの多様化

収集量の拡大が大きな課題の一つであるところ、小売事業者が自主的に行っている店頭回収は、これまでの実績から、一定の品質を確保した容器包装の収集量の拡大に効果的な収集ルートとして評価に値するものであり、自治体回収の収集量の拡大と並行して、店頭回収を活用した**収集ルートの多様化**を促進することが重要である。

必要な要素	実現手段
①収集ルートの多様化	1.再生利用指定制度の活用した店頭回収の拡大 2.優良事例の共有／表彰 3.主体間連携を通じた情報共有

必要な要素	実現手段	考えられる施策の例
①収集ルートの多様化	1.再生利用指定制度の活用した店頭回収の拡大 2.優良事例の共有／表彰 3.主体間連携を通じた情報共有	- 店頭回収の活用にあたっては、店頭回収される廃ペットボトル等の廃棄物処理法上の位置づけの明確化を踏まえ、同法の再生利用指定制度の活用を促進し、店頭回収による収集ルートの拡大を図るべきである。 - 収集量拡大及び再生材の質の向上の観点から、自治体による収集ルートとは異なる店頭回収について、法的位置づけや、店頭回収に積極的に取り組む事業者の登録や店舗の表彰等による店頭回収を行う事業者の取組促進策を含め、検討すべきである。 - 地域協議会等を通じた優良事例の共有や消費者への情報提供等の主体間連携を促進すべきである。

（４）プラスチック製容器包装の分別収集・選別保管の在り方

プラスチック製容器包装については、他の処理との比較において、手間や費用の負担等を理由に分別収集・選別保管をやめる自治体も出てきている現状を踏まえ、**自治体の負担感軽減**策を検討すべきである。

指定ごみ袋については、容リ制度の対象外ではあるが資源としての有効利用や市町村による選別の負担軽減の観点から、特定事業者の義務を超えた負担が拡大しないことを前提にペールとともに再商品化することも許容する運用について検討すべきである。

必要な要素	実現手段
①自治体の負担感軽減	1.優良事例の共有／消費者への情報提供／主体間連携 2.自治体の費用に関する調査とその情報の公表 3.一般廃棄物会計基準の導入 4.指定ごみ袋をペールとともに再商品化検討 5.自治体と事業者の選別の一体化検討 6.製品プラスチックの一括回収の実証研究を検討・実施 7.国全体の目標設定／フローの整理

必要な要素	実現手段	考えられる施策の例
①自治体の負担感軽減	1.優良事例の共有／消費者への情報提供／主体間連携 2.自治体の費用に関する調査とその情報の公表 3.一般廃棄物会計基準の導入 4.指定ごみ袋をペールとともに再商品化検討 5.自治体と事業者の選別の一体化検討 6.製品プラスチックの一括回収の実証研究を検討・実施 7.国全体の目標設定／フローの整理	- 地域協議会等を通じた分別収集・選別保管を効率的に実施している自治体の優良事例の共有や消費者への情報提供等の主体間連携を促進すべきである。〔再掲〕 - 自治体の分別収集・選別保管に係る負担の状況をできる限りの確に把握し、その分析や、役割分担の議論に活かすための自治体の費用の透明化に関する調査の継続的実施やそのデータの公表を行うべきである。〔再掲〕 - 自治体における一般廃棄物処理事業の更なる３Ｒ化・低炭素化の促進に向けた一般廃棄物会計基準等の導入支援を行うとともに、それらの導入が進むように一般廃棄物会計基準の簡素化についても検討すべきである。〔再掲〕 - プラスチック製容器包装と一緒に分別排出された指定ごみ袋について、特定事業者の義務を超えた負担が拡大しないことを前提に、ペールとともに再商品化することも許容することが可能であるか、また、運用上の扱いを変更することによる影響や効果等に関する分析や実証研究を実施すべきである。 - 市町村や特定事業者の負担を低減し、社会全体のコストを合理化する方策として、目的や実施主体が異なる市町村とリサイクル事業者の行う選別を一体化することによる社会全体のコストの低減効果や制度的課題を把握するための実証研究を検討・実施すべきである。〔再掲〕 - 容器包装以外の製品プラスチックの一括回収の実証研究を検討・実施すべきである。〔再掲〕 - 既に参加している市町村や消費者の取組促進、これまでの努力や貢献に対する評価及びその国際比較の可能性の検討、未参加市町村の参加促進方策の一つとして、国全体としての目標の設定について検討を開始すべきであり、そのため、まずは容器包装全体のフローを整理した上で、目標設定に向けてどのような指標が適当かの検討を進めるべきである。〔再掲〕

iv) 分別排出

市民の３Ｒ意識の醸成に貢献してきた分別排出の成果を評価しつつ、今後さらに**適切な分別排出**を行っていくためには、分かりやすい識別表示への改善や、再商品化製品の最終用途情報の提供等を推進することが重要である。

分別排出に関する**市民への啓発**については、特定事業者、小売事業者、再商品化事業者、市町村が連携して情報発信することが効果的である一方、特に発生抑制及び再商品化に関して多くの情報を有する特定事業者は、より積極的に適切に消費者に対して情報発信を行うことが効果的である。

必要な要素	実現手段
①更なる適切な分別排出	1.識別表示への改善 2.再商品化製品の最終用途情報の提供
②市民への啓発	1.特定事業者、小売事業者、再商品化事業者、市町村が連携して情報発信 2.特定事業者等からの情報発信

必要な要素	実現手段	考えられる施策の例
① 更なる適切な分別排出	1. 識別表示への改善 2. 再商品化製品の最終用途情報の提供	- 市民に分かりやすいプラスチック製容器包装の識別表示や紙製容器包装の回収量の拡大の観点からの識別表示の検討を引き続き行うべきである。 - 該当施策無し
② 市民への啓発	1. 特定事業者、小売事業者、再商品化事業者、市町村が連携して情報発信 2. 特定事業者等からの情報発信	- 分別排出に関する市民への啓発については、特定事業者、小売事業者、再商品化事業者、市町村が連携して情報発信することが効果的であることから、地域協議会等を設置するなどして、地域の特性に応じた効果的な普及啓発の方策について検討すべきである。その際、特に高齢者や若者世代に対する普及啓発の工夫を検討すべきである。 - 分別排出を行う消費者の理解を得るための分かりやすい分別排出に資する市町村や特定事業者によるより一層の情報提供の促進を行うべきである。

v) 再商品化

(1) プラスチック製容器包装の再商品化の在り方及び (2) 再生材の需要拡大

プラスチック製容器包装の再商品化の在り方については、材料リサイクル手法及びケミカル手法のそれぞれに課題があることを踏まえ、現在の多様な再商品化手法のバランスの取れた組合せを保ちつつ、**優良な事業者が事業の先行きを見通して、安定して投資を継続し、ポテンシャルを伸ばし、健全な競争ができるよう、再商品化手法の特徴と再生材市場に応じた環境を整備することが必要である。**

手間やコストを負担する消費者、市町村、特定事業者の理解の向上、消費者・市町村によるペール品質向上促進や収集量の拡大、**再商品化事業者の生産性の向上**を図るため、分別収集実施市町村の拡大方策の検討、入札制度の見直しの検討（総合評価制度、一般枠の入札参加者の拡大方策の検討等を通じた競争促進）、再生樹脂の規格化・標準化の検討を行うべきである。入札制度の基本的方向については、例えば審議会のサブグループなど経済産業省及び環境省が連携した検討の場で早急に具体化し、その運用については、指定法人において検討、公表されるべきである。

上記の制度見直しを行うことと併せて、多様な再商品化手法のポテンシャルを最大限活かした循環型社会に向けた取組を社会全体として行っていく中で、**当面、多様な手法のバランスを保てるよう、材料リサイクル優先 50%を維持するということで、それぞれのリサイクル手法の中で、優良な事業者がポテンシャルを伸ばせる仕組みとすべきである。**

再生材の品質の水準について規格化・標準化により再生材の市場を創出するとともに、**一定の水準の再生材を継続的に生産することを確保**するため、品質管理規格の第三者認証の活用を促進することが有効である。**再商品化製品の質の向上や再商品化製品需要の拡大**（再商品化製品利用製品の用途の透明化を含む）を通じて、消費者等の理解と協力を広めつつ従来よりも高付加価値な最終用途商品への利用を促進することが、消費者の分別排出や自治体の分別収集の協力拡大による環境負荷低減と社会全体のコスト削減にもつながると考えられる。

また、質の高いリサイクル・資源効率性・コストの低減を意識した技術・仕組みの検討も将来課題と考えられる。

固形燃料化については、現時点でケミカルリサイクル手法と同様の化学的挙動を有するとの科学的根拠が得られていないことや、市町村がコストをかけて収集したものを燃料として利用することは、市町村における説明がつかないとの意見が出されていることを踏まえ、引き続き、緊急避難的な扱いを継続すべきである。リサイクル手法を将来的に見直す際には、R P F 等の燃料利用についても検討を行うべきであるとの意見も見られた。

必要な要素	実現手段
① 再商品化手法の特徴と再生材市場に応じた環境整備	1. 総合評価制度の見直しと第三者認証を活用した品質評価 2. 入札制度の見直し
② 消費者、市町村、特定事業者の理解の向上	1. 各再商品化手法のコスト構造や再商品化製品利用製品の用途の透明化 2. 関係者に理解しやすい収率基準の設定
③ ペール品質向上促進や収集量の拡大	1. 分別収集実施市町村の拡大方策の検討
④ 再商品化事業者の生産性の向上	1. 稼働率をより高める等の入札競争上の措置 2. 再生樹脂の規格化・標準化の検討
⑤ 再商品化製品の質の向上や再商品化製品需要の拡大	1. 収率基準や総合評価制度の見直し 2. 質の高いリサイクル・資源効率性・コストの低減を意識した技術・仕組みの検討

必要な要素	実現手段	考えられる施策の例
①再商品化手法の特徴と再生材市場に応じた環境整備	1.総合評価制度の見直しと第三者認証を活用した品質評価 2.入札制度の見直し	- 総合的評価制度について、再生材の質の向上に寄与する項目への配点を重くすることや、再生材の質の向上に直接関わらない項目の廃止等の評価項目の絞り込み等、評価項目の重点化を早急に行うとともに、品質管理手法の評価については、第三者認証を活用する等の深化を図る方向で見直すべきである。 - 再商品化事業者が、市況変動にも対応した健全な競争環境の下で、製品や製造の研究開発等の促進を通じ、素材産業化を目指す製造事業者として成長できる環境を整備すべきである。このため、一定の競争倍率を設定している現行の入札制度（設備能力に対して決められる落札可能量を制限や、材料リサイクル優先 A 枠に一定の競争倍率を設定等）よりも、優良な事業者がよりポテンシャルを伸ばせるような優れた入札制度を目指した検討を早急に行うべきである。
②消費者、市町村、特定事業者の理解の向上	1.各再商品化手法のコスト構造や再商品化製品利用製品の用途の透明化 2.関係者に理解しやすい収率基準の設定	- 手間やコストを負担する消費者、市町村、特定事業者の理解の向上を図るため、競争に係る情報の開示により再商品化製品の利用が阻害されないよう十分に留意しながら、各再商品化手法のコスト構造の透明化や再商品化製品利用製品の用途の透明化を図るべきである。 - 収率基準については、分別排出、分別収集・選別保管に協力する消費者や市町村の理解を得やすいよう、現在の収率を原則維持した上で、再商品化製品の新規需要の開拓に向けた、優良な事業者による高品質な再商品化製品の生産につながる先駆的・試行的なものは品質を維持することと併せて認める。また、材料リサイクル全体の環境負荷低減に向けて、再商品化の過程で発生する残渣は、再生利用をできる限り推奨すべきであり、例えば、単一素材化の取組とともに再生利用率を向上させる取組については、総合的評価制度において評価すべきである。
③ペール品質向上促進や収集量の拡大	1.分別収集実施市町村の拡大方策の検討	該当無し
④再商品化事業者の生産性の向上	1.稼働率をより高める等の入札競争上の措置 2.再生樹脂の規格化・標準化の検討	- 材料リサイクル優先枠内入札については、再生材の質の向上と安定化に取り組む等のより優良な事業者で、総合的評価制度の結果に応じて評価の高い再商品化事業者の稼働率をより高める等の入札競争上の措置を早急に講じるべきである。 - 再生樹脂に係る規格の策定等の標準化やその活用を推進するとともに、低炭素で 3 R を推進する高度な技術の実証支援等、研究開発及び設備投資の促進並びに金利優遇措置を実施すべきである。

必要な要素	実現手段	考えられる施策の例
⑤再商品化製品の質の向上や再商品化製品需要の拡大	1.収率基準や総合評価制度の見直し 2.質の高いリサイクル・資源効率性・コストの低減を意識した技術・仕組みの検討	- 収率基準については、分別排出、分別収集・選別保管に協力する消費者や市町村の理解を得やすいよう、現在の収率を原則維持した上で、再商品化製品の新規需要の開拓に向けた、優良な事業者による高品質な再商品化製品の生産につながる先駆的・試行的なものは品質を維持することと併せて認める。また、材料リサイクル全体の環境負荷低減に向けて、再商品化の過程で発生する残渣は、再生利用をできる限り推奨すべきであり、例えば、単一素材化の取組とともに再生利用率を向上させる取組については、総合的評価制度において評価すべきである。 - 総合的評価制度について、再生材の質の向上に寄与する項目への配点を重くすることや、再生材の質の向上に直接関わらない項目の廃止等の評価項目の絞り込み等、評価項目の重点化を早急に行うとともに、品質管理手法の評価については、第三者認証を活用する等の深化を図る方向で見直すべきである。 - 再生樹脂に係る規格の策定等の標準化やその活用を推進するとともに、低炭素で 3 R を推進する高度な技術の実証支援等、研究開発及び設備投資の促進並びに金利優遇措置を実施すべきである。

vi) その他

(1) 指定法人の在り方

指定法人は、特定事業者から再商品化業務を委託された立場として合理的な再商品化業務が実施されるように制度運用の効率化に努めることが求められていることから、再商品化委託料が付されている容器包装の消費者への認知方策や、フランチャイズチェーン加盟店舗に係る再商品化委託料の支払い方法の合理化等の課題等について指定法人がどのように貢献していくことが可能か検討することが重要である。

必要な要素	実現手段
制度運用の効率化	制度運用の効率化に向けた指定法人としての貢献可能性の検討

必要な要素	実現手段	考えられる施策の例
制度運用の効率化	制度運用の効率化に向けた指定法人としての貢献可能性の検討	- 指定法人が自ら再商品化業務の効率化のための点検作業を実施するとともに、消費者に対する普及啓発について市町村と連携した取組を行うべきである。 - 再商品化業務を効率的に履行する観点から、指定法人は、再商品化することに課題のある容器等の情報把握等に努め、それらの情報発信を行うべきである。 - フランチャイズチェーン加盟店舗に係る再商品化委託料の支払い方法の合理化策を指定法人において検討すべきである。

(2) ペットボトルの循環利用の在り方

ペットボトル等の一部の容器包装については、水平リサイクルの取組が進められている現状を踏まえ、資源の有効利用や再生材の適正処理の確保などの観点から、国内循環産業を育成し、**安定的な国内循環**を推進していくべきである。近年指定法人において有償で取引されている廃ペットボトルについては、指定法人が行う再商品化の管理業務について**素材産業としてリサイクルを推進**するために相応しい制度の在り方について、指定法人において検討することが必要である。また、市町村による独自処理の実態把握に努めるとともに、独自処理を行っている市町村が容リ制度に参加するように促していくことが必要である。

必要な要素	実現手段
① 安定的な国内循環	市町村のペットボトル独自処理の実態把握
② 素材産業としてのリサイクルの推進	指定法人による再商品化業務の効率化に関する検討 ※ 6 (1) とリンク。具体例として記載されている。

必要な要素	実現手段	考えられる施策の例
① 安定的な国内循環	制度運用の効率化に向けた指定法人としての貢献可能性の検討	独自処理を行っている市町村に対する聞き取り調査を行うとともに、市町村により独自処理されたペットボトルの海外流出後の不適正処理の有無などの実態把握調査を行うべきである。使用済ペットボトルの処理先について、住民へ情報を提供していない市町村や引渡事業者と契約時に引渡要件を定めていない市町村等の情報の公表を一層推進すべきである。
② 素材産業としてのリサイクルの推進	指定法人による再商品化業務の効率化に関する検討	- 指定法人において廃ペットボトルの再商品化業務の効率化のための点検作業を実施するべきである。その際、リサイクル産業が生産性を高め資源としての廃棄物を確保できるようにするためにどのような措置が有効か、また、市町村が独自処理を行う理由を把握した上で、容リ制度に参加してもらうためにはどのような方策が有効か等について検討を行うべきである。 - 指定法人におけるケミカルリサイクル手法の優遇措置を廃止するべきである。

(3) ただ乗り事業者対策

ただ乗り事業者対策については、主務省庁において、業界団体ごとの調査、ただ乗り事業者に対する指導等の取組が進められているところである。**ただ乗り事業者の存在**は、再商品化の義務を履行しない法令違反であり、容器包装リサイクル制度全体の持続性に関わる問題であることから、さらに厳格な対応が求められる。

必要な要素	実現手段
ただ乗り事業者問題の解決	ただ乗り事業者に対するさらなる厳格な対応

必要な要素	実現手段	考えられる施策の例
ただ乗り事業者問題の解決	ただ乗り事業者に対するさらなる厳格な対応	- 主務省庁において、引き続き、指導や公表等の措置を講じるとともに、必要に応じて前回改正時に強化した罰則を適用するなど、厳格に対応すべきである。 - 容器包装リサイクル法が公布されてから20年目にあたり、改めて法の広報活動を行うこと、法の目的と共に広く義務履行を働きかけるべきである。その際、業界団体を通じた包括的な広報や指導について検討すべきである。 - 指定法人において消費者や消費者団体等による監視を強化するため義務履行事業者名等の公表の義務化を検討すべきである。

3.4 有識者会議等運営支援

令和6年9月26日に開催された「第2回 産業構造審議会 イノベーション・環境分科会 資源循環経済小委員会 容器包装リサイクルワーキンググループ」において、議事録作成や委員からの質問に対する回答の検討等の会議運営支援を実施した。会議詳細を以下に整理する。

3.4.1 日時、場所

日時：令和6年9月26日（木曜日）14時30分～15時10分

場所：オンライン開催

3.4.2 出席者

同ワーキンググループには25名の委員にご出席いただいた。当日の出席委員は表19の通り。

表 22 当日の出席委員一覧

委員	所属
足立 夏子	NPO法人持続可能な社会をつくる元気ネット事務局長
池田 三知子	一般社団法人日本経済団体連合会環境エネルギー本部本部長
稲林 芳人	アルミ缶リサイクル協会専務理事
大下 英和	日本商工会議所 産業政策第二部長
大角 亨	一般財団法人食品産業センター専務理事
小野田 弘士	早稲田大学理工学術院大学院環境・エネルギー研究科教授
織 朱實	上智大学大学院地球環境学研究科教授
金澤 貞幸	公益社団法人全国都市清掃会議専務理事
川村 節也	紙製容器包装リサイクル推進協議会専務理事
小山 遊子	日本チェーンストア協会環境委員会委員
斉藤 崇	杏林大学総合政策学部教授
笹尾 俊明	立命館大学経済学部教授
佐藤 澄人	PETボトルリサイクル推進協議会会長
篠木 幹子	中央大学総合政策学部教授
高橋 宏郁	スチール缶リサイクル協会専務理事
田中 希幸	ガラスびん3R促進協議会理事・事務局長
田辺 恵子	主婦連合会副会長
玉谷 真太郎	日本石鹸洗剤工業会容器・廃棄物専門委員会委員長
野中 秀広	プラスチック容器包装リサイクル推進協議会専務理事
根村 玲子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会環境委員会委員長
舟竹 以久代	一般社団法人日本百貨店協会環境・社会貢献委員会委員
増田 明子	専修大学商学部教授
町野 静	弁護士法人イノベンティア 弁護士
森塚 伸	段ボールリサイクル協議会理事運営委員長

3.4.3 議題

当日の議題は、「容器包装リサイクル法の再商品化義務量算定に係る量、比率等について」であった。

3.4.4 議事概要

容器包装リサイクル法の再商品化義務量算定に係る量、比率等について、事務局からの説明を踏まえて、以下議論が行われた。

- ガラスびんのその他の色について自主算定方式及び簡易算定方式で算定係数の試算したところ、自主算定方式では全業種、簡易算定方式では 4 業種において 1 を超過する結果となった。実際の容器包装廃棄物の排出見込み量よりも再商品化義務量が多くなるため、容器包装リサイクル制度制定の趣旨と異なるのではないか。(田中委員)
 - 算定係数が 1 を超えることは事務局も確認している。今後、利用事業者の引き受け量の増加要因のひとつとして、ガラスびんのその他の色の排出量が増加することが考えられる。今回いただいたご指摘事項は、次回の再商品化計画更新時に考慮すべき点として受けている。(岡田課長補佐)
- 昨年度より、分別収集見込総量から独自処理予定量を差し引いた形になり、一昨年よりも算定係数 1 を超える状況が緩和された。しかし来年度には再商品化見込量が更新されるのではないかと思料しており、調査時には色ごとの比重を加味した上で妥当性を確認いただきたいと要望する。(田中委員)
- ガラスびんの出荷量に対する色別の構成比と分別収集見込総量の構成比を比較すると、その他の色では 17 ポイント程度、分別収集見込み総量が多い結果となっている。色選別の精度が原因のひとつと考えられることから、自治体による色選別精度の向上に向けた取組の実施も併せて要望したい。(田中委員)
 - ガラスびんについては、消費者が分別しても収集及び選別段階で無色や茶色がその他の色に混入することがあると指摘されている。引き取りびんの品質の担保やリサイクルの質の向上に向けて、公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会と問題意識を共有している。今後も再商品化事業者と共に、自治体での選別過程における破碎の防止や色別分別収集への協力を求める取組を推進したい。(岡田課長補佐)

参考資料1 再商品化義務履行状況調査に関するアンケート調査票

(様式1)

容器包装の使用等に関するアンケート調査

返送方法：回答は本調査票に直接ご記入の上、令和6年11月26日（火）までに、同封の返信用封筒によりご返送ください。

回答日、ご担当者について下欄内にご記入ください。※別紙の個人情報の取扱いについて同意の上、ご記入ください			
回答日	令和 年 月 日	担当部署	
役職		担当者名	
E-mail		TEL	

事業者情報			
事業者名			
所在地	〒		
電話番号		代表者氏名	
代表者役職		従業員数	
当期決算年月		売上げ(直近期)	(百万円)
主業種名		従業種名	

問1 貴社の業務において、最終的に一般家庭からごみとして排出される容器包装^{※1}の利用・製造等^{※2}を行っていますか。(いずれかに○をしてください。)

1. 行っている	2. 行っていない
----------	-----------

※1 容器包装とは、以下のa～dに示す容器や包装を指します。

- a) ガラスびん
- b) PETボトル(飲料・酒類・特定調味料(醤油、食酢等)に用いるPETボトル)
- c) プラスチック製容器包装(レジ袋、プラスチック容器、発泡スチロールトレイ等)
- d) 紙製容器包装(紙箱、紙袋、紙のトレイ、包装紙等)

※2 貴社の販売する商品の提供に用いる容器及び包装(ガラスびん・PETボトル・プラスチック製容器包装・紙製容器包装)を利用、又は、製造の事業を行うことを指します(輸入販売を含む)。

「2. 利用・製造等^{※2}を行っていない」を選択された場合には、アンケート調査は終了です。

「1. 利用・製造等^{※2}を行っている」を選択された場合には、引き続き、問2、問3のアンケートにご協力をお願いします。

問2 各年度において利用・製造等を行った容器包装の種類等を教えてください。なお、回答にあたっては、※3～6を参照し、記載してください。

容器包装利用・製造等に関する情報							
年度 ※3	利用・製造等を行った 容器包装の種類※4				売上高 (百万円)※5	従業員数 (人)※5	備 考 ※6
	ガラス びん	PET ボトル	プラ	紙			
R1							
R2							
R3							
R4							
R5							

- ※3 : 貴社の事業期間（例：4月～3月、10月～9月）に基づく年度で記載してください。
- ※4 : 令和元年度から令和5年度について、利用・製造等を行った容器包装の種類に「○」を付してください。
- ※5 : 売上高、従業員数は、貴社（単体）全体のものを記載してください。
従業員とは、「常時使用する従業員」をいい、その解釈は以下によります。
- ・労働基準法、中小企業基本法における解釈に準じて判断します。
 - ・具体的には、事業者又は法人と雇用関係にある者であって、その雇用契約の内容に常勤である旨が示されているものをいうこととし、労働基準法において解雇の予告を必要としない者とされる次のイからニまでに該当する者以外の者は「常時使用する従業員」とみなすこととします。
 - イ) 日々雇い入れられる者（ただし、1ヶ月を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く。）
 - ロ) 2ヶ月以内の期間を定めて使用される者（ただし、2ヶ月を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く。）
 - ハ) 季節的業務に4ヶ月以内の期間を定めて使用される者（ただし、4ヶ月を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く。）
 - ニ) 試用期間中の者（ただし、14日を超えて引き続き試用されるに至った場合を除く。）
 - ・また、個人事業者の事業主や、法人の役員及び臨時従業員は、「常時使用する従業員」に含まないこととします。
- ※6 : 容器包装を使用する業種以外の業種が主たる業種である場合には、その業種を記載してください。容器包装の利用がすべて受託利用である場合は「受託」と、容器包装の利用がすべて業務用製品である場合は「業務用」と記載してください。

問3 各年度において使用した容器包装の再商品化義務の履行状況を教えてください。該当する番号に「○」を付けてください。なお、回答に当たっては、以下の※7を踏まえ、記載してください。

容器包装廃棄物の再商品化義務履行の状況	
1. 再商品化の義務があり、容器包装リサイクル協会に対して再商品化委託の申し込みを行っている。[指定法人ルート]	
直近契約日：_____年_____月	契約金額：_____円
2. 再商品化の義務があり、主務大臣の認定を受け、自主回収ルートにて義務履行している。[自主回収ルート]	
3. 再商品化の義務がないと判断している。	
理由等	_____
4. その他	
理由等	_____

- ※7 : 容器包装リサイクル法における容器包装廃棄物の再商品化義務履行は、以下の方法により行われています。
- ・指定法人ルート：法律に基づく指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に再商品化を委託
 - ・自主回収ルート：事業者自ら又は他の事業者へ委託して容器包装を回収（主務大臣の認定が必要）
- 「1. 指定法人ルートで義務履行している」場合、直近の契約日と契約金額を記載してください。
- 「3. 再商品化の義務がないと判断している」を選択した場合、その理由等を記載してください。
- また、いずれにも該当しない場合、「4. その他」を選択していただき、理由等を記載してください。

調査は以上で終了となります。

ご協力いただき、ありがとうございました。

容器包装リサイクル制度を取り巻く現状

- 1 ごみ及び容器包装廃棄物の排出状況
- 2 分別収集の実績
- 3 容器包装廃棄物の再商品化
- 4 特定事業者に関する状況
- 5 容器包装リサイクル法の各種取組状況
- 6 その他関連情報

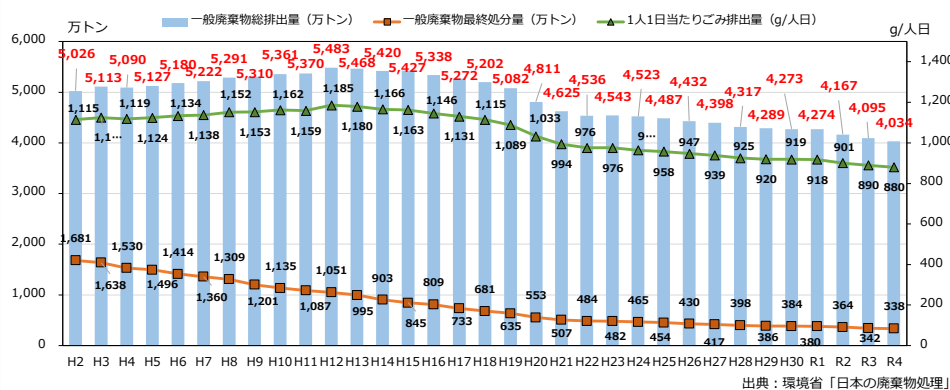
1 ごみ及び容器包装廃棄物の排出状況

1-1 一般廃棄物総排出量・一般廃棄物最終処分量・1人1日当たりごみ排出量

我が国のごみの排出量は、平成12年度をピークに減少しており、令和4年度においては、4,034万トンとなっている。

1人1日当たりごみ排出量は、直近は880gと、法制定時（平成7年。1,138g）から約23%、ピーク時（平成12年。1,185g）から約26%減少している。

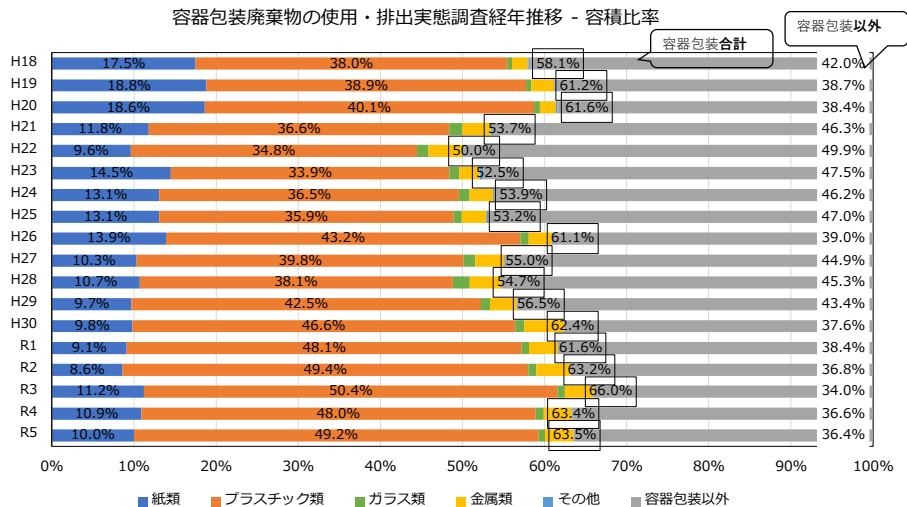
一般廃棄物最終処分量は、法制定以前より減少を続けており、令和4年度は338万トンであった。



1-2 家庭ごみ中の容器包装廃棄物の割合(容積比)

家庭ごみ中の容器包装廃棄物の容積比は増減を繰り返していたが、平成28年度から増加傾向を示していたものの、令和4年度は減少傾向に転じた。

容器包装廃棄物の使用・排出実態調査経年推移 - 容積比率



※四捨五入のため合計値が合わないことがある。

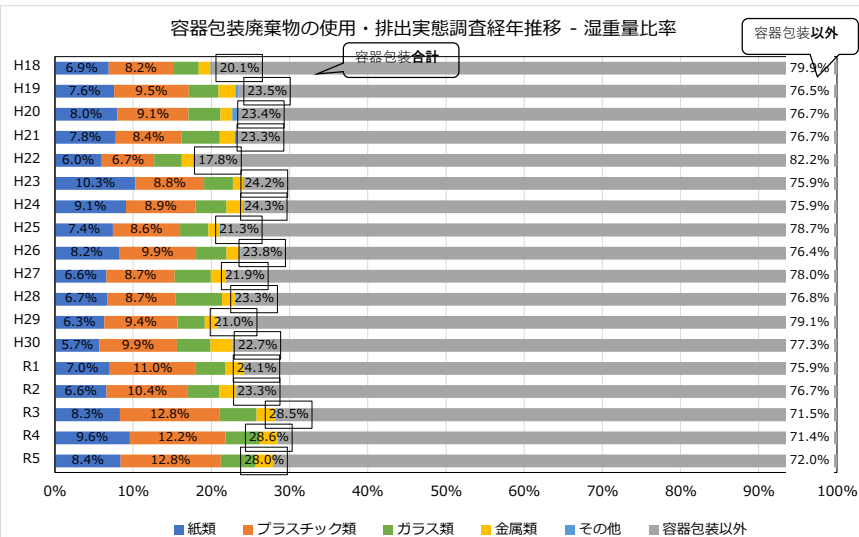
出典：環境省「容器包装廃棄物の使用・排出実態調査」

3

1-2 家庭ごみ中の容器包装廃棄物の割合(湿重量比)

家庭ごみ中の容器包装廃棄物の湿重量比は概ね20%台で推移している。組成別ではプラスチック類及び紙類が最も多く、特にプラスチック類は令和元年度以降10%を超える。

容器包装廃棄物の使用・排出実態調査経年推移 - 湿重量比率



※四捨五入のため合計値が合わないことがある。

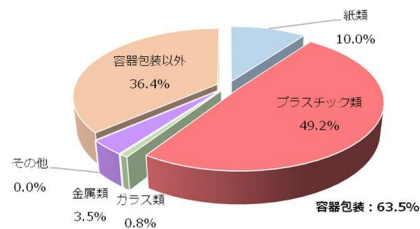
出典：環境省「容器包装廃棄物の使用・排出実態調査」

4

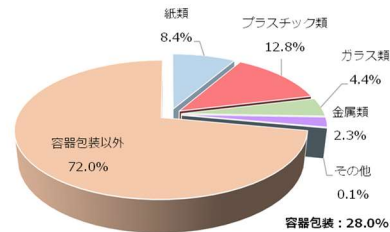
1-2 家庭ごみ中の容器包装廃棄物の割合（令和5年度）

家庭ごみ中の容器包装廃棄物が占める割合は、令和5年度においては、容積比で63.5%、湿重量比で28.0%となっている。プラスチック類が容積の約半分を占めている。

(1)容積比



(2)湿重量比



※四捨五入のため合計値が合わないことがある。

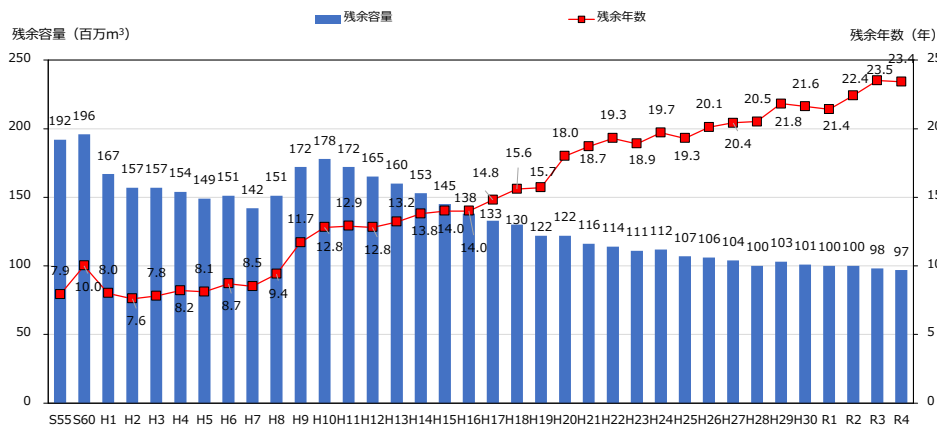
出典：環境省「容器包装廃棄物の使用・排出実態調査」

5

1-3 一般廃棄物最終処分場の状況

一般廃棄物最終処分場の残余容量は減少傾向が継続しているものの、平成28年度からその減少傾向が緩やかとなる。前回法改正時（平成18年）に130百万立方メートルであったが、令和4年度には97百万立方メートルである。

最終処分場の残余年数は、前回法改正時（平成18年）に15.6年であったが、令和4年度には23.4年に増加した。



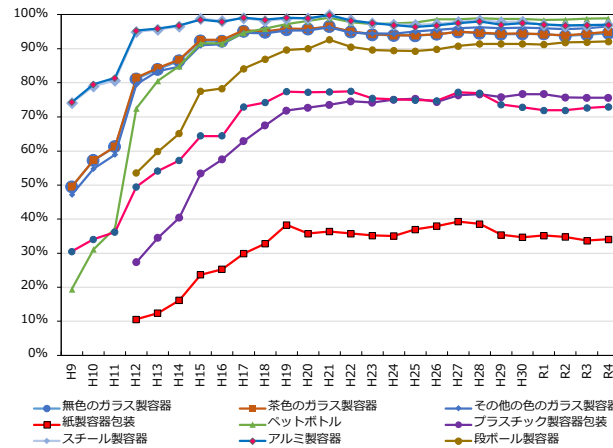
出典：環境省「日本の廃棄物処理」

6

2 分別収集の実績

2-1 全市町村に対する分別収集実施市町村の割合の推移

分別収集実施市町村の割合はガラス製容器、ペットボトル、スチール缶、アルミ缶、段ボールについては9割を超えているが、プラスチック製容器包装や飲料用紙製容器は7割程度、紙製容器包装は3割程度と低い割合で推移している。



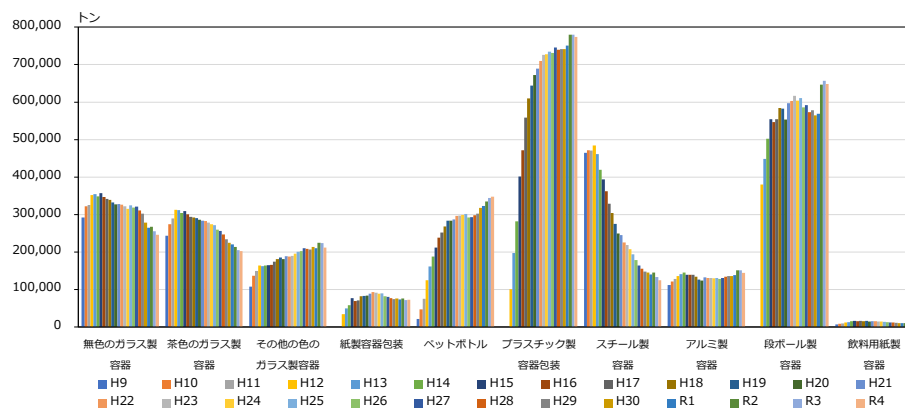
品目	R4年度 実施割合(%)
無色のガラス製容器	94.5%
茶色のガラス製容器	94.9%
その他の色のガラス製容器	96.6%
紙製容器包装	34.1%
ペットボトル	98.90%
プラスチック製容器包装	75.60%
(うち白色トレイ)	22.60%
スチール製容器	97.00%
アルミ製容器	97.00%
段ボール製容器	92.10%
飲料用紙製容器	72.90%

出典：環境省「令和2年度容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集等の実績について（参考1）」の情報を基に経済産業省作成

7

2-2 年度別分別収集実績量

無色及び茶色のガラス製容器、スチール製容器の分別収集量は出荷量に伴い減少傾向にある。段ボール容器については減少傾向であったものの令和2年度から急増している。その他の色のガラス製容器、ペットボトル及びプラスチック製容器包装の分別収集量は近年増加傾向にある。これは令和2年度に新型コロナウイルス感染症の影響等によるものと推察する。

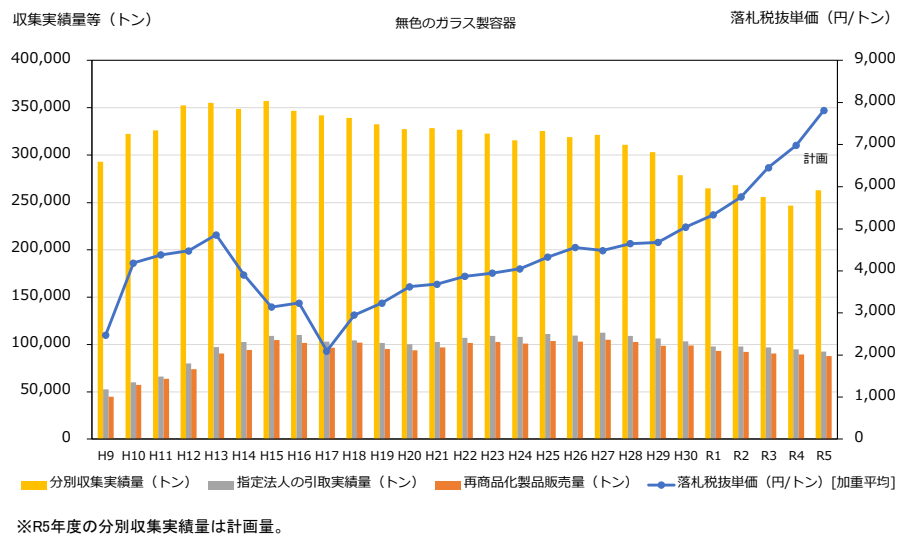


出典：環境省「令和2年度容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集等の実績について（参考1）」の情報を基に経済産業省作成

8

2-3 素材別 収集実績量、引取実績量、再商品化製品販売量、落札単価の推移

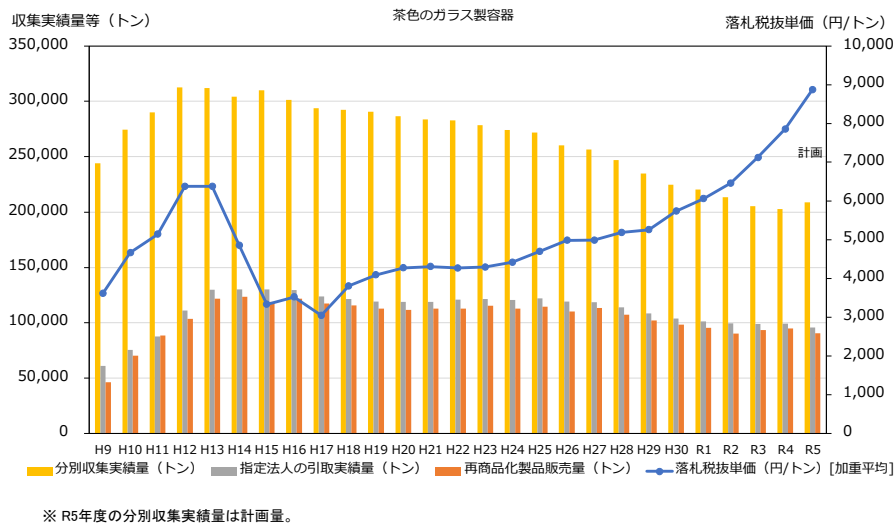
無色のガラス製容器は分別収集量実績量、指定法人の引取実績量、再商品化製品販売量とともに減少傾向を示している一方、落札税抜単価は増加傾向を示している。



出典：(公財)日本容器包装リサイクル協会(引取実績量、再商品化製品販売量、落札単価)、環境省(分別収集実績量)の情報を基に経済産業省作成

9

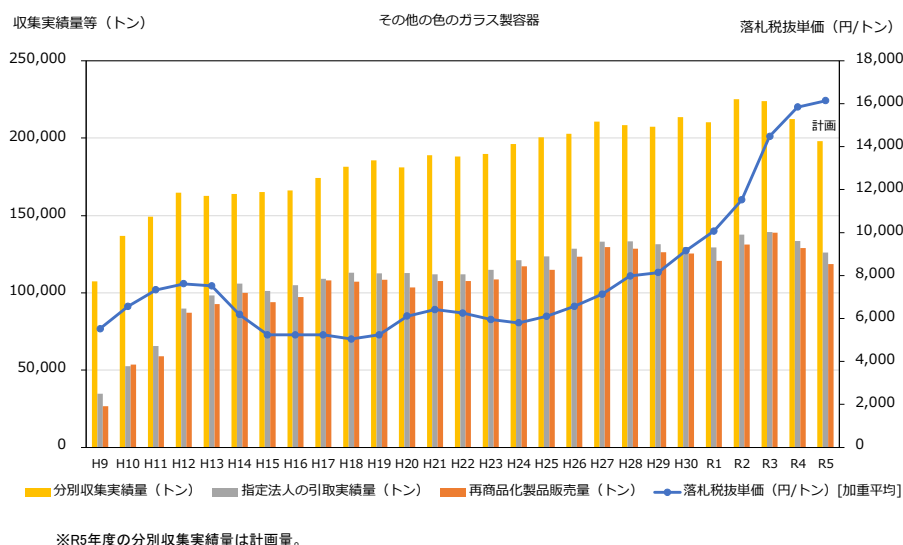
茶色のガラス製容器も無色のガラス製容器同様に、実績量等は減少傾向を示す一方、落札税抜単価は増加傾向を示している。



出典：(公財)日本容器包装リサイクル協会(引取実績量、再商品化製品販売量、落札単価)、環境省(分別収集実績量)の情報を基に経済産業省作成

10

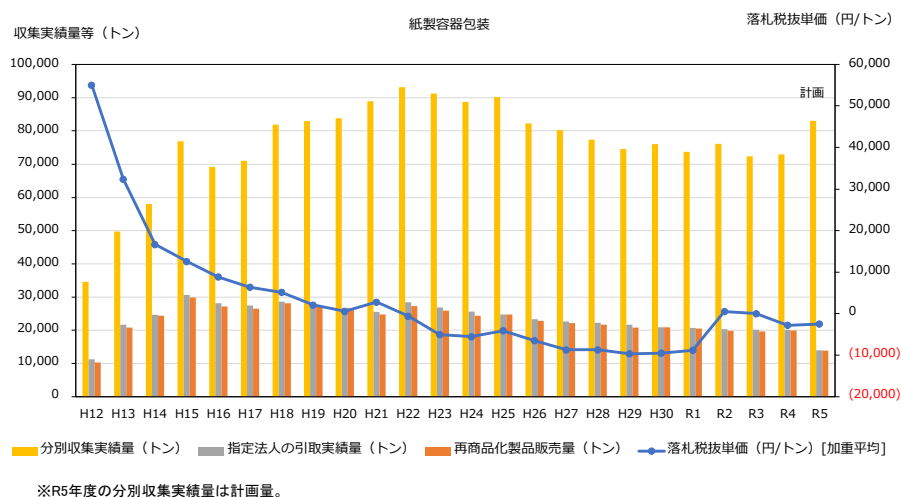
その他の色のガラス製容器は、令和2年度実績量は増加傾向を示していたが、近年は減少傾向を示している。また、落札税抜単価も増加している。



出典：（公財）日本容器包装リサイクル協会（引取実績量、再商品化製品販売量、落札単価）、環境省（分別収集実績量）の情報を基に経済産業省作成

11

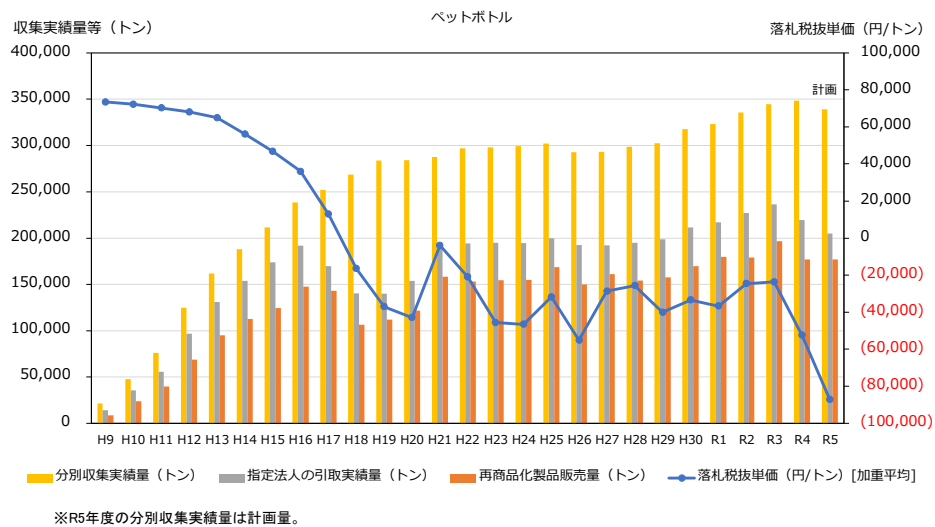
紙製容器包装は、平成22年度より実績量は減少傾向を示している。落札税抜単価は令和元年度までは減少傾向を示していたが、令和2、3年度は逆有償となった。令和4年度以降は再び有償となった。



出典：（公財）日本容器包装リサイクル協会（引取実績量、再商品化製品販売量、落札単価）、環境省（分別収集実績量）の情報を基に経済産業省作成

12

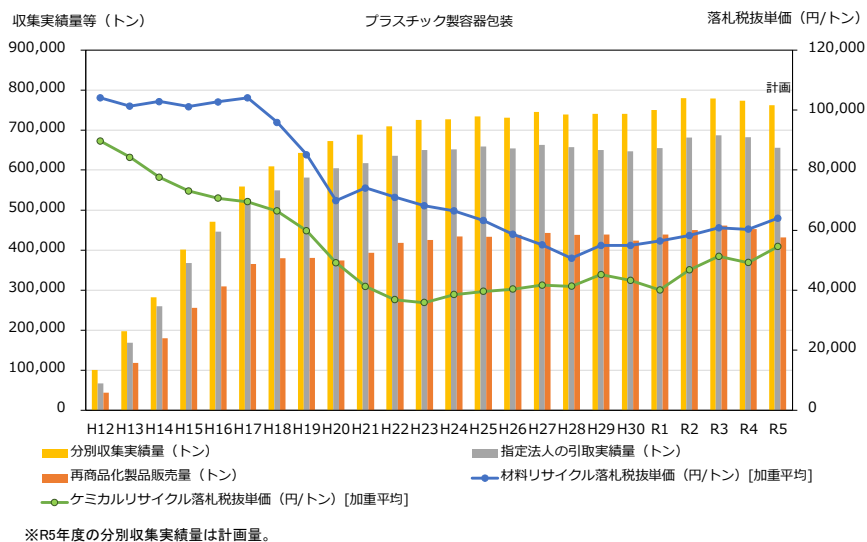
ペットボトルの実績量は増加傾向を示している。落札税抜単価は令和4年度に続き令和5年度も有償の幅が大きくなる。



出典：(公財)日本容器包装リサイクル協会(引取実績量、再商品化製品販売量、落札単価)、環境省(分別収集実績量)の情報を基に経済産業省作成

13

プラスチック製容器包装の実績量は増加傾向を示している。落札税抜単価はこれまで減少傾向から直近は微増傾向を示している。



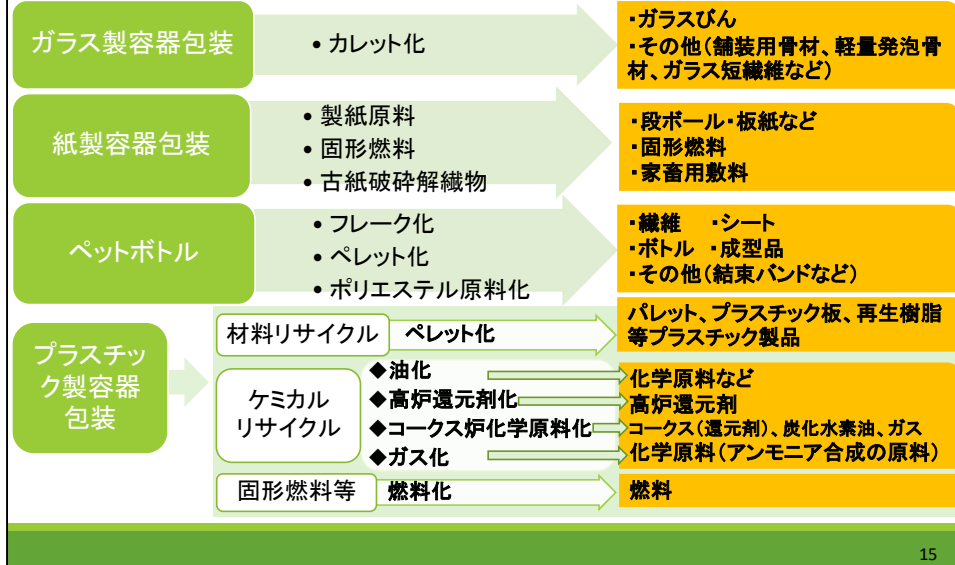
出典：(公財)日本容器包装リサイクル協会(引取実績量、再商品化製品販売量、落札単価)、環境省(分別収集実績量)の情報を基に経済産業省作成

14

3 容器包装廃棄物の再商品化

容器包装廃棄物の再商品化については、以下のとおり素材の特性に応じたりサイクルを行っている。

3-1 容器包装廃棄物の再商品化の方法



15

3-2 種類別再商品化製品紹介

ガラス製容器 再商品化製品

再商品化製品

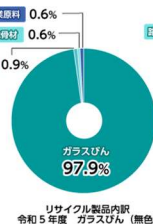
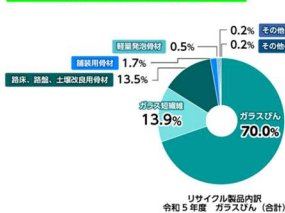
「カレット」は、ガラスびんを原料用に細かく砕いたもので、リサイクル製品の原材料等(再商品化製品)の100%を占める。「カレット化」はラベルや異物を取り除いて色分別したカレットの状態にするガラスびんのリサイクル手法である。

カレット

令和5年度 カレット(合計)
(R5年4月よりR6年6月までの販売実績)



再商品化製品利用製品



ガラスびん



路床、路盤、土壌改良用骨材(住宅の基礎等)

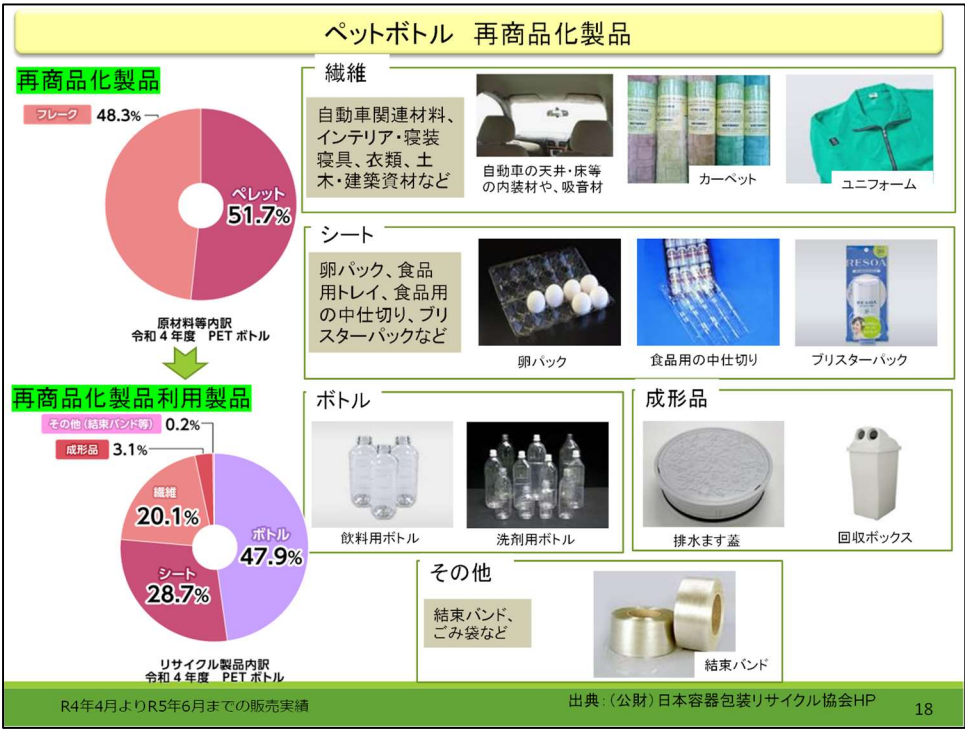


ガラス短繊維(断熱材等)



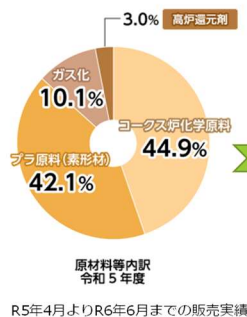
出典：(公財)日本容器包装リサイクル協会HP

16

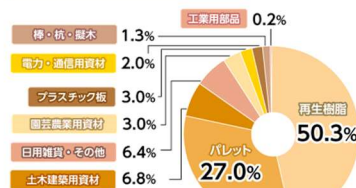


プラスチック製容器包装 再商品化製品

再商品化製品



再商品化製品利用製品



材料リサイクル(プラ素形材)



ケミカルリサイクル
(写真: コークス炉化学原料)



出典: (公財)日本容器包装リサイクル協会HP

19

プラスチック製容器包装 再商品化製品

プラスチック製容器包装 材料リサイクル製品 (再商品化製品利用製品) 写真



再生樹脂



パレット



土木建築用資材
(土台ブロック)



土木建築用資材
(車止め使用例)



日用雑貨
(ごみ袋)



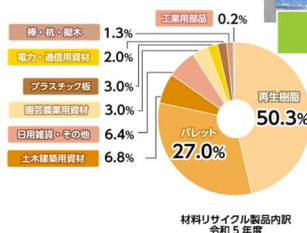
園芸農業用資材
(プランター)



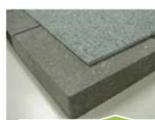
電力・通信用資材
(ケーブルトラフ)



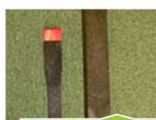
プラスチック板



※令和5年4月より令和6年6月までの販売実績



OAフロー材



棒・杭・製木
(標識杭)



工業用部品
(ダンナー・ジストッパー)

出典: (公財)日本容器包装リサイクル協会HP

20

4 特定事業者に関する状況

4-1 再商品化義務履行事業者数(全国計)

再商品化義務履行事業者数は、H12から増加傾向にあり、H31年付近でピークを迎えた後、減少傾向にある。このうち、ガラスびんの無色の減少の幅が大きく、これはPETボトルへの切替等が影響していると推察する。

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
ガラスびん合計	4,376	4,343	4,278	4,246	4,194	4,119	4,042	3,990	3,927	3,801	4,532	3,618
無色	3,680	3,650	3,612	3,610	3,506	3,428	3,416	3,363	3,328	3,230	3,556	3,094
茶色	1,887	1,877	1,809	1,798	1,824	1,796	1,796	1,763	1,714	1,666	2,040	1,552
その他	1,644	1,601	1,538	1,475	1,492	1,475	1,434	1,410	1,372	1,329	1,285	1,262
PETボトル	1,099	1,158	1,185	1,486	1,272	1,302	1,327	1,365	1,433	1,444	1,846	1,410
紙	54,564	48,767	47,462	50,401	49,717	51,405	50,246	54,260	53,904	54,172	55,581	56,057
プラスチック	64,573	66,213	64,758	70,535	71,162	72,714	71,757	72,048	72,146	72,647	73,957	74,018
申込総件数	67,894	69,404	67,792	73,473	73,990	75,458	74,392	74,559	74,415	74,816	76,015	76,293
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
ガラスびん合計	3,551	3,501	3,447	3,389	3,314	3,275	3,230	3,177	3,113	3,043	2,993	2,915
無色	3,043	2,994	2,968	2,914	2,854	2,816	2,770	2,715	2,665	2,592	2,533	2,470
茶色	1,501	1,490	1,446	1,427	1,419	1,386	1,385	1,359	1,343	1,303	1,279	1,240
その他	1,219	1,222	1,197	1,191	1,162	1,143	1,139	1,121	1,105	1,069	1,045	1,018
PETボトル	1,384	1,379	1,369	1,347	1,321	1,311	1,287	1,274	1,269	1,226	1,192	1,158
紙	57,871	60,204	63,356	65,167	66,185	66,522	66,397	68,226	67,604	67,091	67,089	66,484
プラスチック	74,443	76,523	78,700	79,949	80,946	80,113	80,082	81,066	80,160	79,621	79,155	78,184
申込総件数	76,680	78,311	80,870	81,641	82,593	81,735	82,159	82,594	81,619	81,034	80,517	79,483

令和6年7月未データ

※再商品化義務履行事業者数は、1社で複数の素材で申込をしている場合もあるため、各欄の単純合計にはならない。

※上記の数値は、新聞販売所やコンビニエンスストア等の一括代理人契約の場合における内訳の個別店舗数を全てカウントした数値。

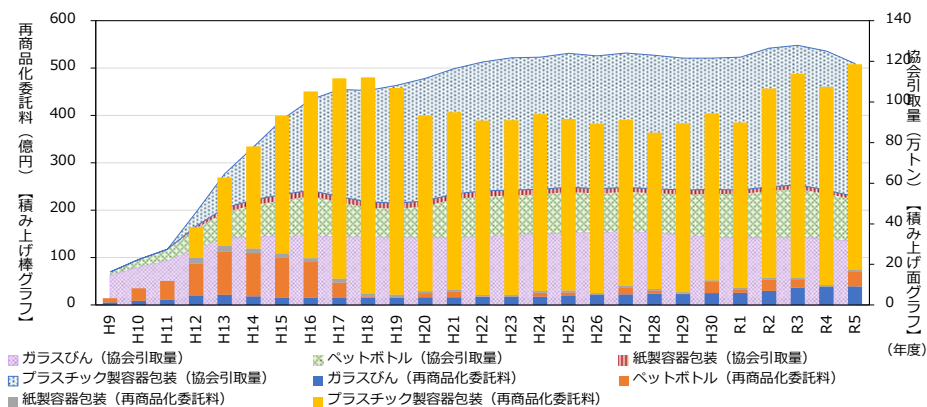
出典：(公財)日本容器包装リサイクル協会

21

4-2 特定事業者が負担する委託額の推移

特定事業者が負担する再商品化委託料(積み上げ棒グラフ)について、ガラスびんは法完全施行以降、増加傾向であるが、ペットボトル及び紙製容器包装は平成13年度をピークに減少傾向にある。プラスチック製容器包装は平成18年度まで増加しており、平成19年度から横ばいで推移していたが令和2年度から再び増加に転じている。

指定法人引取量(積み上げ面グラフ)について、ガラスびん、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装は減少傾向にある。



出典：(公財)日本容器包装リサイクル協会「特定事業者が支払った再商品化実施委託料(再商品化委託料詳細データ)」、
 「市町村からの引き取り実績(詳細データ)」の情報を基に経済産業省作成

22

4-3 再商品化委託単価(単位:円/トン)

ガラスびんについては令和の初期から単価が徐々に増加している。PETボトルは単価の変動が大きく、特に令和5年度に単価が一時的に急増し、その後令和6年度には再び減少している。紙製容器包装は全体的に単価が増加している。プラスチック製容器包装の単価も増加傾向にある。これらの変動は市場の動向や処理費用の変動が影響するものと推察する。

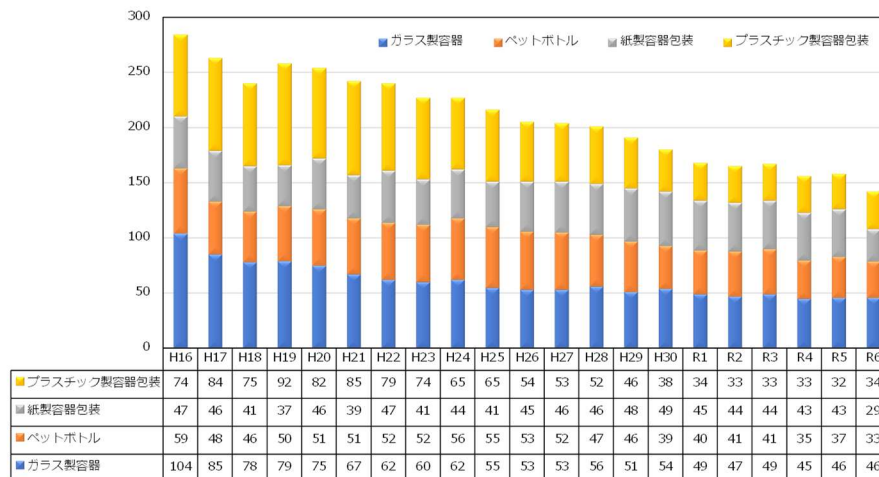
(単位 円/トン、税抜き)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
無色のガラス製容器	2,700	2,500	3,800	3,700	3,200	4,000	3,700	4,000	3,800	3,900	4,100
茶色のガラス製容器	4,600	4,600	4,600	5,000	4,700	5,300	5,100	5,400	5,100	5,300	5,700
その他の色のガラス製容器	7,700	6,100	6,800	5,600	6,400	8,800	9,100	8,500	7,800	7,700	8,100
ペットボトル	45,800	29,800	800	1,800	1,800	1,700	4,000	3,500	3,300	4,300	1,400
紙製容器包装	18,300	12,000	19,500	12,000	14,800	12,700	15,300	12,400	11,500	11,500	13,000
プラスチック製容器包装	69,600	76,200	84,900	81,800	71,600	62,600	50,700	49,600	46,700	45,800	52,800
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
無色のガラス製容器	4,400	4,200	4,100	4,000	4,300	4,300	4,600	5,100	6,000	10,400	
茶色のガラス製容器	5,800	5,500	5,700	5,600	6,000	5,900	6,400	7,200	8,200	13,500	
その他の色のガラス製容器	9,400	9,700	9,900	10,300	11,600	13,700	17,500	23,600	16,100	21,400	
ペットボトル	3,300	2,300	2,000	9,200	2,000	3,200	4,500	5,000	14,000	6,500	
紙製容器包装	13,000	12,000	13,000	15,000	12,000	13,000	16,000	14,000	23,000	25,000	
プラスチック製容器包装	47,000	45,000	45,000	49,000	46,000	49,000	51,000	53,000	58,000	62,000	

出典:(公財)日本容器包装リサイクル協会 23

4-4 指定法人が再商品化を委託した再生処理事業者数

指定法人が再商品化を委託した再生処理事業者数は、平成19年から減少傾向を示している。

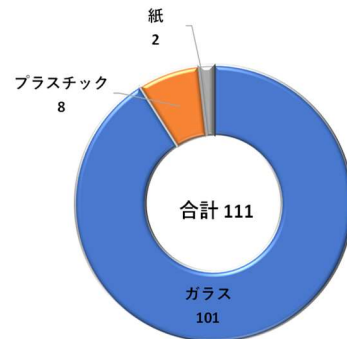


出典:(公財)日本容器包装リサイクル協会「落札結果」、「再生処理事業者の登録、契約事業者リスト」の情報を基に経済産業省作成

24

4-5 特定容器の自主回収認定状況

認定事業者数(社) 43



素材別内訳(件数)

＜素材毎の用途の例＞

ガラス

- ・牛乳用びん
- ・炭酸飲料用びん
- ・清涼飲料用びん
- ・清酒用びん
- ・ビール用びん 等

プラスチック

- ・ガラスびん用キャップ
- ・鶏卵パック 等

紙

- ・鶏卵パック 等

※令和6年6月時点

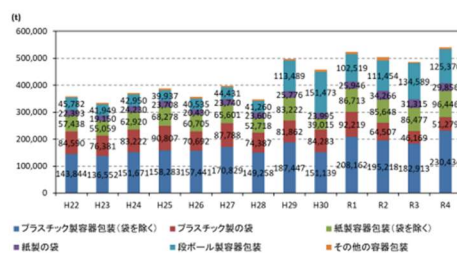
25

5 容器包装リサイクル法の各種取組状況

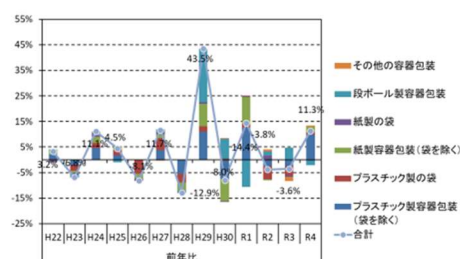
5-1 小売業事業者に係る容器包装排出抑制促進措置

定期報告連続提出事業者の、過去13年間の容器包装使用量の推移について分析したところ、令和2年度からプラスチック製の買物袋の使用量が減少しており、買物袋を除く容器包装の使用量は増加している。この要因は、プラスチック製買物袋の有料化制度の開始によるレジ袋の削減や、新型コロナウイルス感染症の影響によるテイクアウトやデリバリーサービスの利用機会の増加が考えられる。

◆ 素材別容器包装を用いた量の推移



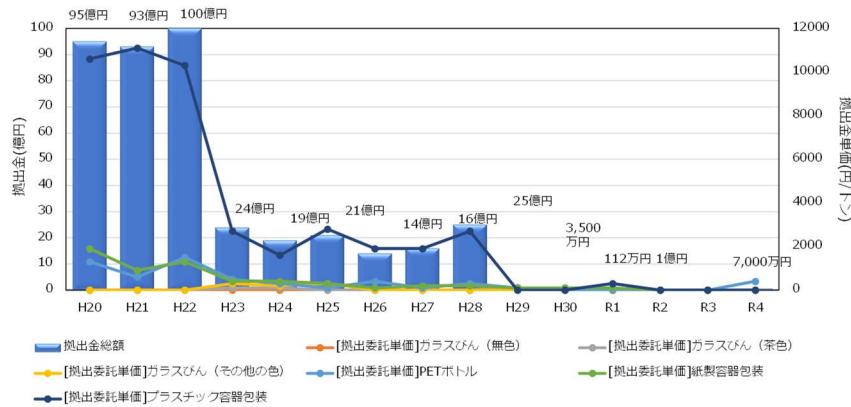
◆ 容器包装を用いた量の推移(寄与度分解)



出典：経済産業省「令和5年度定期報告制度集計結果」 26

5-2 リサイクルの合理化に貢献した市町村への資金拠出制度の状況

合理化拠出金の拠出総額は、制度開始当初100億円程度あったが、その後、合理化拠出金の基準年度の変更等により平成23年度以降は大きく減少した。令和4年度では、PETボトルで約7,000万円の拠出額が出たものの、それ以外の容器包装は、実際の再商品化費用総額が「想定額」を上回ったことにより拠出金は発生しなかった。



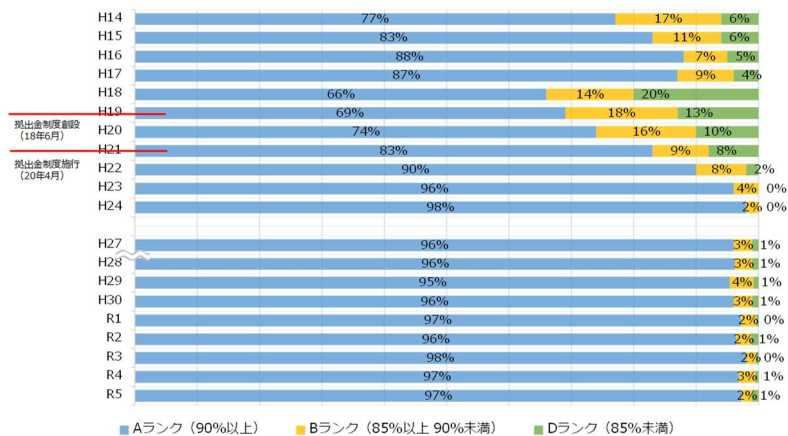
出典：（公財）日本容器包装リサイクル協会「合理化拠出金額の経年推移」

27

拠出金制度導入後のプラスチック製容器包装ベール品質(容器包装比率)の推移

プラスチック製容器包装ベールの品質評価項目の1つに「容器包装比率」があり、サンプルベール重量に対し、分別基準適合物である容器包装プラスチックの重量割合（容器包装比率）が90%以上であればAランク、85%以上90%未満はBランク、85%未満はDランクとなる。

拠出金制度導入後、Aランクのベール品質の割合は増加し、近年では全体の95%以上を占めている。



出典：（公財）日本容器包装リサイクル協会「プラスチック製容器包装の品質調査結果」の情報を基に経済産業省作成

28

5-3 プラスチック製買い物袋の有料化について

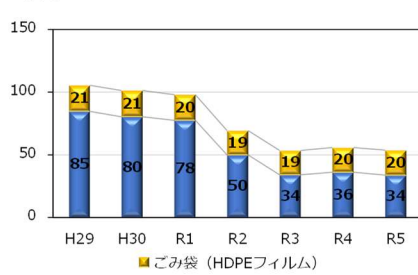
令和2年7月1日より、全国でプラスチック製買い物袋の有料化制度が開始された。環境省によるレジ袋使用状況に関するWEB調査の結果「1週間、レジ袋を使わない人」は、令和2年3月の3割から令和2年11月の7割に増加した。

1週間レジ袋を使用しなかった人の割合

有料化前（2020年3月）	有料化後（2020年11月）
30.4%	71.9%

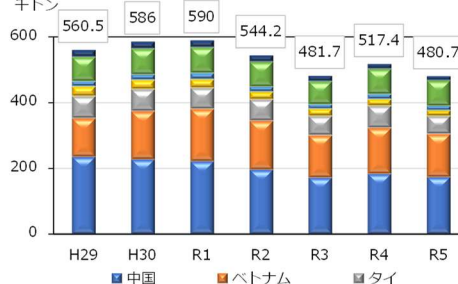
出典：環境省アンケート調査

千トン ポリオレフィンフィルムの年別出荷状況



出典：日本ポリオレフィンフィルム工業組合

千トン ポリエチレン袋輸入量の年別推移



出典：日本ポリオレフィンフィルム工業組合

出典：日本ポリオレフィンフィルム工業組合「2017～2021年 ポリオレフィンフィルムの年別出荷状況」の情報を基に経済産業省作成

出典：日本ポリオレフィンフィルム工業組合「ポリエチレン袋輸入量の年別推移(2017年～2021年)」の情報を基に経済産業省作成

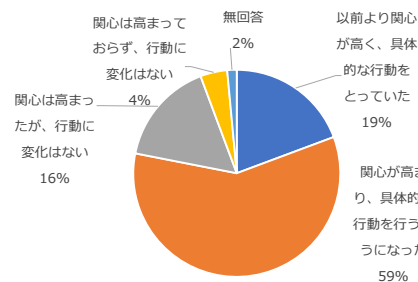
29

6 その他関連情報

6-1 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(プラスチック資源循環促進法)施行に伴う国民の意識・行動の変化と自治体の法第32条の利用見込み

環境省によるプラスチックごみ問題に関する世論調査では、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行により、約6割が関心の高まりと具体的な行動を行うようになったと回答があった。令和6年に法第32条に基づく分別収集物を指定法人に引取りを予定している自治体は86団体で、予定数量は約1万8千トンとなる。

◆ レジ袋有料化やプラ法施行によるプラスチックごみ問題関心や行動の変化



出典：環境省 プラスチックごみ問題に関する世論調査(令和4年9月調査)

◆ 法第32条に基づく分別収集物を指定法人に引取りを予定している自治体及び予定量

引き渡し量に関する調査結果	R5	R6
申込予定市町村数	68	86
製品プラ申込予定量(t)	13,712	17,959
産廃プラ申込予定量(t)	0	0
製品プラ・産廃プラ合計量(t)	13,712	17,959

出典：(公財)日本容器包装リサイクル協会「令和6年度 市町村からの引き渡し量に関する調査 製品プラ・産廃プラ集計結果」より

30

6 その他関連情報

6-2 プラスチック資源循環促進法第33条再商品化計画の認定状況

プラスチック資源循環促進法第33条の再商品化計画の認定については、2022年9月に宮城県仙台市に対して第1号の認定を行ってから、2024年6月の三重県津市まで19の団体を認定している。

法第33条に基づく再商品化計画の認定状況(1/2)

認定番号	認定日	市区町村名	再商品化事業者	再商品化計画の実施期間
第1号	令和4年9月30日	宮城県 仙台市	J&T環境株式会社	令和5年4月1日 ～令和8年3月31日
第2号	令和4年12月19日	愛知県 安城市	株式会社 富山環境整備	令和6年1月1日 ～令和8年3月31日
第3号	令和4年12月19日	神奈川県 横須賀市	株式会社TBM	令和5年4月1日 ～令和8年3月31日
第4号	令和5年11月30日	富山県 高岡市	株式会社 富山環境整備	令和6年10月1日 ～令和9年3月31日
第5号	令和5年11月30日	富山地区 広域園事務組合 (富山市のみ)	株式会社 富山環境整備	令和6年4月1日 ～令和9年3月31日
第6号	令和5年11月30日	京都府 亀岡市	株式会社 富山環境整備	令和6年4月1日 ～令和9年3月31日
第7号	令和5年11月30日	砺波広域園 事務組合 (砺波市・南砺市)	株式会社 富山環境整備	令和6年4月1日 ～令和9年3月31日
第8号	令和5年11月30日	岐阜県 輪之内町	株式会社岐阜 リサイクルセンター	令和6年4月1日 ～令和9年3月31日

出典：環境省：再商品化計画認定自治体一覧、<https://plastic-circulation.env.go.jp/about/pro/bunbetsu>

31

6 その他関連情報

6-2 プラスチック資源循環促進法第33条再商品化計画の認定状況

法第33条に基づく再商品化計画の認定状況(2/2)

認定番号	認定日	市区町村名	再商品化事業者	再商品化計画の実施期間
第9号	令和6年3月6日	東京都 新宿区	日鉄リサイクル 株式会社	令和6年4月1日 ～令和9年3月31日
第10号	令和6年3月6日	愛知県 岡崎市	日鉄リサイクル 株式会社	令和6年4月1日 ～令和9年3月31日
第11号	令和6年3月6日	岩手県 岩手町	株式会社青南商事	令和6年4月1日 ～令和9年3月31日
第12号	令和6年3月27日	福岡県 北九州市	株式会社 ビートル エンジニアリング	令和6年4月1日 ～令和9年3月31日
第13号	令和6年3月29日	三重県 菰野町	三重中央開発 株式会社	令和6年4月1日 ～令和9年3月31日
第14号	令和6年3月29日	大阪府 堺市	三重中央開発 株式会社 D I N S 関西 株式会社	令和6年4月1日 ～令和7年3月31日
第15号	令和6年4月26日	京都府 京都市	旭鉱石株式会社 D I N S 関西株式会社 栄伸開発株式会社 J & T 環境株式会社 株式会社 J サーキュラーシステム 株式会社レゾナック	令和6年5月1日 ～令和9年3月31日
第16号	令和6年5月30日	三重県 津市	三重中央開発 株式会社	令和6年6月1日 ～令和9年3月31日

出典：環境省：再商品化計画認定自治体一覧、<https://plastic-circulation.env.go.jp/about/pro/bunbetsu>

32

6 その他関連情報

6-3 プラスチック資源循環促進法第39条自主回収・再資源化事業計画の認定状況

令和5年4月19日付けで自主回収・再資源化事業計画を認定してから、令和6年7月現在で4件を認定している。

法第39条自主回収・再資源化事業計画の認定状況

	認定番号	認定年月日	認定を受けた者	再資源化を実施する使用済プラスチック使用製品の種類及び重量	再資源化の実施方法	再資源化により得られた物の利用方法
1	第1号	令和5年4月19日	緑川化成工業株式会社	使用済アクリル板：100t/年	材料リサイクル（ベレット）	再生アクリルシート製造
2	第2号	令和6年3月1日	花王株式会社及び 花王ロジスティクス株式会社	使用済みつかえバック （つかえ用フィルム容器）：1.5t/年	材料リサイクル （洗浄・微細化フィルム破砕物）	容器製造原料
3	第3号	令和6年3月6日	積水化成工業株式会社	発泡スチロール（ビーズ） 家電の緩衝材など：2t/年 発泡スチロール（シート） 白色トレイなど：0.1t/年	材料リサイクル （PSインゴット・ベレット）	発泡スチロール製造
4	第4号	令和6年7月22日	イオンデイライト株式会社	アクリル板：38t/年 PET板：35t/年 塩ビ板：5t/年	材料リサイクル	弱電気製品パーツ 玩具・雑貨品 建設資材パーツ製造など

出典：環境省：自主回収・再資源化事業計画認定状況、<https://plastic-circulation.env.go.jp/about/pro/recycle>

33

6 その他関連情報

6-4 プラスチック資源循環促進法第48条再資源化事業計画の認定状況

令和5年4月19日付けで再資源化事業計画2件を認定してから、令和6年7月現在で5件を認定している。

法第48条再資源化事業計画の認定状況

	認定番号	認定年月日	認定を受けた者	再資源化を実施するプラスチック使用製品産業廃棄物等の種類及び重量	再資源化の実施方法	再資源化により得られた物の利用方法
1	第1号	令和5年4月19日	三重中央開発株式会社	食品包装資材：360t/年 工場端材：280t/年	材料リサイクル（ベレット）	ベレット製造等
2	第2号	令和5年4月19日	DINS関西株式会社	廃棄ペットボトル：201t/年	材料リサイクル（ペットボトル圧縮梱包物）	飲料用 ペットボトル製造
3	第3号	令和6年1月16日	浪速運送株式会社	アパレル由来の プラスチック軟質フィルム （衣類用カバー、PE・PP）：250t/年	材料リサイクル	ベレット製造
4	第4号	令和6年4月19日	木村工業株式会社	歯ブラシ：17.46t/年 ヘアブラシ：10.92t/年 カミソリ：5.97t/年 ブラカップ：2.02t/年 歯間ブラシ：1t/年	材料リサイクル	ベレット原料資材
5	第5号	令和6年7月22日	宏幸株式会社	風車ブレード（FRP）、バスタブ（FRP）：311t/年 ケーブル被覆（PVC）：630t/年	材料リサイクル	太陽光発電における下敷マット

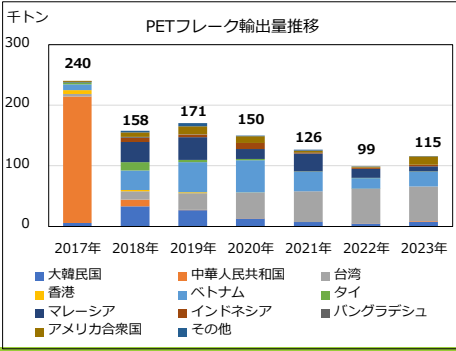
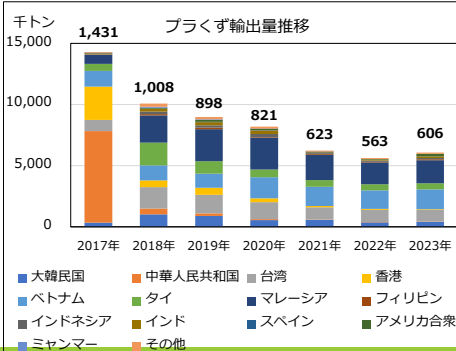
出典：環境省：再資源化事業計画認定状況、<https://plastic-circulation.env.go.jp/about/pro/haishutsu>

34

6 その他関連情報

6-5 廃プラスチックの輸入規制

2017年末に中国によるプラスチックくずの輸入規制が強化され、日本から中国への輸出はほとんどなくなった。それ以後、東南アジア諸国への輸出が増えたが、東南アジア諸国においても輸入規制措置がとられたことにより、これらの国への輸出も減少した。また、2019年に開催されたバーゼル条約締約国会議（COP14）で採択された廃プラスチックの新規規制追加に伴い、バーゼル法の省令改正を行い、2021年1月1日からリサイクルに適さない汚れた廃プラスチックの輸出入が規制対象に追加され、輸出はさらに減少した。



出典：財務省貿易統計

出典：財務省貿易統計 35

6-6 環境配慮設計の促進

各素材ではリデュース目標を設定し、環境配慮設計の考え方の普及、軽量化や薄肉化、無駄のない形状への変更、コンパクト化など、容器包装リデュースの取り組みを展開している。また、各素材をリサイクルしやすくするために、ガイドライン等も策定している。

表 リデュースの数値目標及び実績

素材	指標	2025年度 目標	リデュースの実績							
			2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	
ガラスびん	1本/1缶	1.5%以上	1.5%	2.2%	1.2%	1.7%	2.2%	1.9%	2.5%	
PETボトル	当たり平均	25%以上	23.0%	23.9%	23.6%	24.8%	25.3%	25.6%	27.6%	
スチール缶	重量の軽量	9%以上	7.7%	7.8%	7.3%	8.1%	8.6%	9.1%	9.4%	
アルミ缶	化率	6%以上	5.1%	5.3%	5.3%	5.4%	5.8%	6.2%	6.1%	
飲料用紙容器	1m ² 当た	3%以上※	2.5%	2.9%	2.9%	2.9%	2.5%	2.5%	2.7%	
段ボール	り平均重量	6.5%以上	5.2%	5.1%	5.1%	5.5%	6.1%	5.9%	6.2%	
紙製容器包装	リデュース	15%以上	11.5%	11.2%	10.7%	13.1%	23.5%	18.8%	16.2%	
プラスチック容器包装	率	22%以上	15.3%	15.9%	17.0%	17.6%	19.2%	19.1%	19.7%	

※牛乳用500mlサイズカートンを対象とする。

出典：3R推進団体連絡会容器包装3Rのための自主行動計画2025

ガラスびん、PETボトル、紙製容器包装

- 自主設計ガイドライン
- PETボトルの環境配慮設計指針

プラスチック製容器包装

- プラスチック容器包装の環境配慮に関する自主設計指針 改訂版
- プラスチック製容器包装の環境配慮設計・ガイドライン

36

6-7 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律

環境省では、脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進するための法案である「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律案」について令和6年3月15日に閣議決定し、第213回国会に提出した。その後国会にて審議され、令和6年5月29日に交付された。（公布の日から1年6ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行。）

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律案の概要

- 令和6年3月15日に「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律案」について閣議決定し、第213回国会に提出。
- 法案においては、**脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進するため、基本方針の策定、特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施の状況の報告及び公表、再資源化事業等の高度化に係る認定制度の創設等の措置を講ずる。**

基本方針の策定

- ・ 再資源化事業等の高度化を促進するため、国として基本的な方向性を示し、一体的に取組を進めていく必要があることから、環境大臣は、**基本方針を策定し公表**するものとする。

再資源化の促進（底上げ）

- ・ 再資源化事業等の高度化の促進に関する判断基準の策定・公表
- ・ 特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施状況の報告・公表

再資源化の高度化に向けた全体の底上げ

再資源化事業等の高度化の促進（引き上げ）

- ・ 再資源化事業等の高度化に係る国が一括して認定を行う制度を創設し、生活環境の保全に支障がないよう措置を講じさせた上で、産業廃棄物処理法の産業廃棄物処分の許可等の各種許可の申請の特例を設ける。

※認定の類型（イメージ）

<①事業形態の高度化>

- 製造例が必要とする質・量の再生材を確保するため、広域的な分別収集・再資源化の事業を促進



<②分選・回収技術の高度化>

- 分選・回収技術の高度化に係る施設設置を促進



<③再資源化工程の高度化>

- 温室効果ガス削減効果をもとめるための高効率な設備導入等を促進



脱炭素化の推進、産業競争力の強化、地方創生、経済安全保障への貢献

出典：中央環境審議会 循環型社会部会（第55回）の資料より